

**令和3年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(高圧ガス保安法に関する審査業務等の電子化及び改善のための調査)**

調査報告書

2022年3月30日



資料構成

1. 本事業の実施内容	p.4	5. オンライン化方針検討	p.74
1.1. 本事業の背景・目的	p.5	5.1. 高圧ガス法令手続の特性とそれらに拠る要件	p.76
1.2. 本事業の実施作業	p.7	5.2. オンライン化方式の検討と今後の必要な検討事項	p.77
1.3. 本事業の実施スケジュール	p.9	5.3. 自治体・手続による高圧ガス法令手続のオンライン化方式	p.81
2. 本事業で検討する対象手続・業務	p.10	5.4. オンライン化にあたっての必要な付随・先行作業	p.86
2.1. 検討対象手続	p.11	6. 次年度以降の必要作業・スケジュール	p.90
2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務	p.20	<補足資料>	p.96
3. オンライン化検討に向けた現状の整理	p.25	事業者種別ごとの業務の負荷状況	p.98
3.1. 自治体の手続受付状況	p.28	自治体オンライン申請システム利用可能機能	p.108
3.2. 受付業務のオンライン化状況	p.30	オンライン化への期待・懸念	p.111
3.3. 受付後の業務のオンライン化状況	p.36	自治体の業務負荷意識	p.118
3.4. 自治体のオンライン化に対する意見	p.38		
3.5. 事業者の手続提出状況	p.41		
3.6. 事業者のオンライン化に対する意見	p.42		
3.7. 手続の分類	p.45		
3.8. 手続情報の利活用の用途	p.55		
4. オンライン化検討に向けた詳細分析	p.58		
4.1. 申請・審査の効率化	p.59		
4.2. 紙主体での業務	p.65		
4.3. 手続情報のデータ利活用促進	p.69		

本報告書における用語の定義

No	用語	定義
1	市区町村等	• 市区町村と消防本部の総称
2	自治体	• 都道府県、自治事務を行う政令市、市区町村等の総称
3	オンライン申請システム	• オンライン上で手続の申請が可能なシステム
4	都道府県独自システム	• 都道府県で独自に管理されているオンライン申請システム
5	オンライン化方式	• 経済産業省の手続を電子化するための手段としてのサービス/システムを指す（Gビズフォーム、eMAFF等）
6	オンライン化率	• 全手続のうちオンラインで実施できる手続数の割合
7	オンライン利用率	• 電子化された手続のうち実際にオンラインで申請されている手続件数の割合

報告書別紙一覧

No	別紙	概要	ファイル名
1	対象手続一覧	本事業での検討対象の手続をまとめたもの	別紙1_対象手続一覧.pdf

1. 本事業の実施内容

- 1.1. 本事業の背景・目的
- 1.2. 本事業の実施作業
- 1.3. 本事業の実施スケジュール

本事業の背景・目的

本事業では、高圧ガスの保安監督体制の強化・最適化に向け、高圧ガス保安法に基づく行政手続のうち都道府県等の自治事務のオンライン化を実現すべく、オンライン化方式の検討及び実現に向けた取組の整理を行う。

本事業の背景(仕様書 2. 事業目的より引用)

■ 保安監督体制の強化の必要性

- ✓ 内外環境の変化に対応するため、従前の仕組みにとらわれることなく、行政手続業務を抜本的に効率化し、余剰となったリソースを立入検査等の業務に振り分け、監督体制を強化することが必要

■ 規制改革実施計画によるオンライン化の検討

- ✓ 同計画では、「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化に取り組むことを検討する」とされている
- ✓ 業務効率の改善・簡素化を通じ、事業者側のユーザー・エクスペリエンスの向上や審査側の業務負担軽減に向け、現状を踏まえた電子化の検討が必要

■ 電子化のさらなる促進

- ✓ 上記課題を受けて導入した保安ネットでは、国を申請先とする手続については、オンライン利用率約80%(令和2年度末現在)を実現し、監督行政を支えるインフラとなっている
- ✓ 一方で、手続の大宗を占める都道府県等における自治事務はオンライン化未実施の状況
- ✓ 従前の紙を主体とした行政手続は、産業保安行政の電子化・高度化を阻害する原因

本事業の目的

自治事務におけるオンライン化の実現方式の検討

都道府県等が処理する申請・届出等手続について、オンライン化のあるべき方向性・具体的な解決策を整理

オンライン化に向けた取組の整理

上記を踏まえたオンライン化について、令和6年4月のシステム運用開始を想定し、スケジュールリング

本事業の位置づけ

本事業は来年度以降の自治事務のオンライン化の検討に向けた事前調査と位置づけ、現状の都道府県における手続業務の状況、オンライン化状況等を調査。調査結果を基に次年度以降の論点や必要作業の整理を行う。

都道府県等の自治事務のオンライン化 想定スケジュール



実施作業

本事業での実施内容とそれらに該当する本報告書での該当箇所は以下の通り。

実施内容(仕様書記載事項)	本報告書での記載内容	該当頁	
<p>(1) 電子化手続のための調査</p>	<p>(1) - ① 電子化に至っていない手続の整理・精緻化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度行政手続の棚卸結果及び高圧ガス保安室の確認に基づき対象となる手続を選定し、手続の処理機関（都道府県、自治体等の区分）、手続の件数等の情報を含む手続一覧にまとめた。 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安室の確認に基づき、手続の提出者・手続の内容・手続を提出するタイミングに応じて各手続を分類した。 アンケート・ヒアリングの実施内容は1.2 P.8に記載。 手続の重要性や複雑性及び手続に含まれる情報の利活用などの分析は3.7-8 P.44～56に記載。 	<p>2 (P.10～24)</p>
	<p>(1) - ② 電子化に向けた課題等の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケート・ヒアリング結果より、自治体・事業者の業務の実施状況、オンライン化状況やオンライン化に対する意見を整理。 手続種数が最多の第一種製造者の手続について、提出件数、業務負荷意識、オンライン化への親和性を整理。整理にあたり、必要な情報、必要書類等を調査。また、情報の利活用パターンも整理。 	<p>3 (P.25～57)</p>
	<p>(1) - ③ 電子化の実現方式の定義・各手続の分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行業務課題・オンライン化する上での課題を「申請・審査の効率化」、「事業者の情報提供」、「紙主体での業務」、「手続情報のデータ利活用促進」と定義し、オンライン化による施策案を提示。 検討の中で、手続情報の活用用途や現行の業務フローを整理。 都道府県等や中央省庁で活用されている既存システムの機能やセキュリティポリシー等を整理。 上記を利用する際の要検討事項とその対応案、最適な方式を選択する指針をまとめた。 オンライン化に向けて考慮すべき事項として自治体の特性及び手続の特性を整理。 高圧ガス領域及びその他中央省庁で利用されているオンライン化方式を整理し、高圧ガスの自治事務におけるオンライン化方針を定義。 各自治体にて最適なオンライン化方式を選定できるよう、オンライン化方式選定指針案を定義。 その他、オンライン化を促進するために実施すべき作業を整理した。 	<p>5 (P.74～89)</p>
<p>(2) 作業スケジュールの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安法に基づく行政手続のオンライン化開始に向けて必要な作業を洗い出し、令和4年度以降の想定作業スケジュールの検討を行った。 オンライン化における懸念点、課題、解決策の整理として、オンライン化に向けた必要作業に加え、前項までに検討した、オンライン化に付随して実施すべき施策とその必要作業を整理した。 	<p>6 (P.90～95)</p>	

1.2. 本事業の実施作業

調査概要

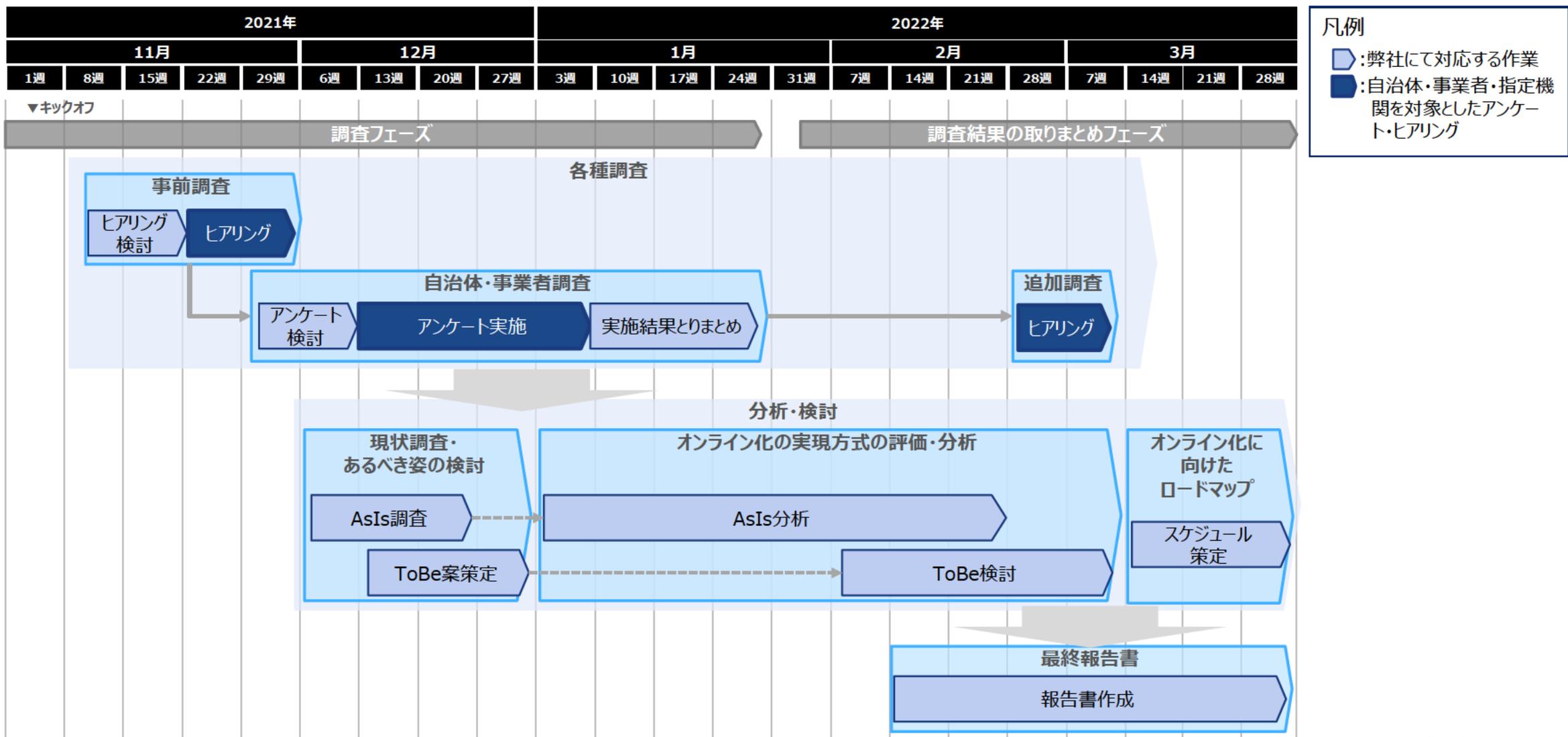
現状調査として、自治体や事業者等へのヒアリングおよびアンケートを実施。また、その他の既存資料や既存の電子申請システムの机上調査を実施。

		実施業務		
		ヒアリング	アンケート	その他調査
対象者	都道府県	A県、B県、C県	47都道府県	- (机上調査)
	政令市	A市	20政令市	
	事業者	A株式会社、B株式会社	高圧ガス保安法に関連する事業者	
	その他関連組織	-	<ul style="list-style-type: none"> その他権限移譲された市区町村 各種検査機関等 	
実施期間		2021/11/25 ~ 30	2021/12/9 ~ 2022/1/7	
調査内容		手続関連業務の調査 <ul style="list-style-type: none"> 業務の流れ、負荷や課題の状況 オンライン化への懸念・期待の調査 手続のオンライン化状況調査	手続関連業務の調査 <ul style="list-style-type: none"> 手間がかかる手続とその理由 オンライン化への期待・懸念の調査 <small>※以下、自治体のみ対象</small> 手続関連業務の調査 <ul style="list-style-type: none"> 業務のオンライン化状況、負荷状況 手続のオンライン化状況調査 各自治体のシステム環境調査	資料分析 <ul style="list-style-type: none"> 自治体ごとの手続業務手引書 等 既存システム調査 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県独自システム 既存の行政電子申請システム 等 その他各自治体HP等の情報の調査

1.3. 本事業の実施スケジュール

実施スケジュール

本事業は以下のスケジュールで実施した。



2. 本事業で検討する対象手続

2.1. 検討対象手続

2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務

2.1. 検討対象手続

(参考) 高圧ガス保安法に基づく規則

高圧ガス保安法に関して5つの規則が制定されており、事業者は各規則に基づいて手続を行う。

凡例：

○…該当手続あり

×…該当手続なし

高圧ガス保安法に基づく規則

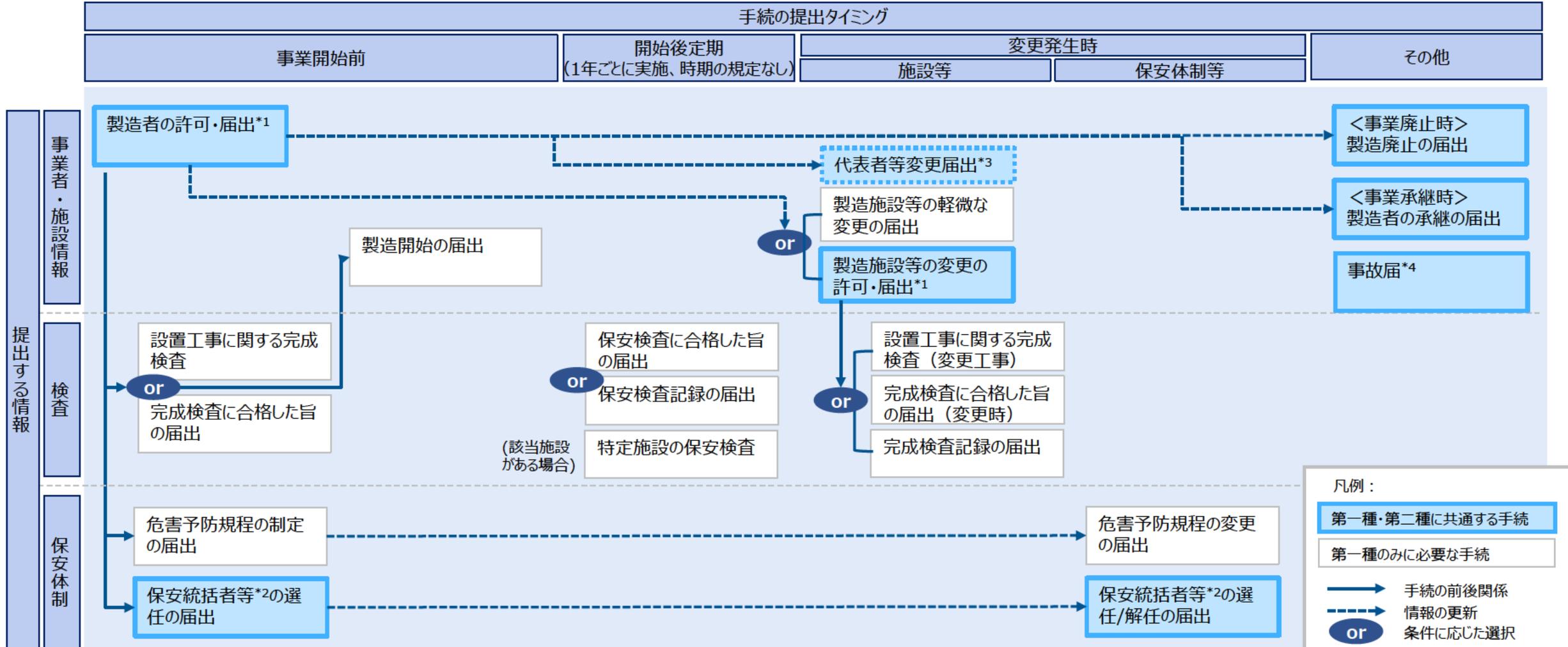
		高圧ガス保安法				
		一般高圧ガス 保安規則 (一般則)	コンビナート等 保安規則 (コンビ則)	液化石油ガス 保安規則 (液石則)	冷凍保安 規則 (冷凍則)	容器保安 規則 (容器則)
事業者	第一種製造者		○			
	第二種製造者				○	
	第一種貯蔵所					
	第二種貯蔵所	○		○	×	
	販売業者		×		○	
	高圧ガスを輸入した者				○	
	特定高圧ガス消費者				×	
	容器製造者	×		×	×	○

* 内閣官房実施の行政手続等の棚卸結果(令和3年11月5日確認)(<https://www.meti.go.jp/main/zyoukyou.html>)を基に整理

2.1. 検討対象手続

手続分類結果 - 第一種および第二種製造者の手続 -

第一種および第二種製造者が提出する手続を、提出タイミングおよび提出する情報に応じて分類。事業開始時は全情報に関する手続が必要だが、開始以降は定期的な検査報告、変更発生時、事業終了時等に該当情報の手続を提出。



*1 第一種の場合は許可申請、第二種の場合は届出

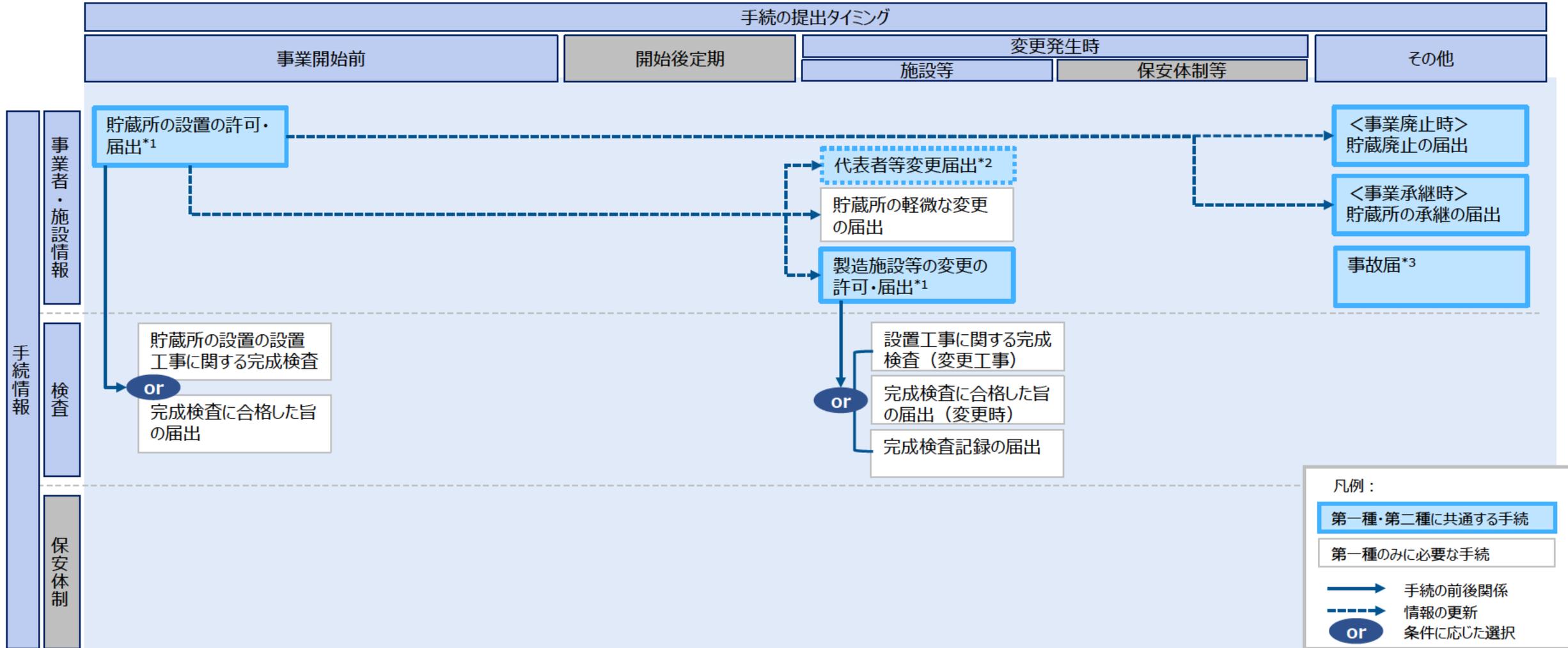
*2 保安統括者/保安技術管理者/保安係員/保安主任者/保安企画推進員/冷凍保安責任者およびこれらの代理者などがあり、事業内容や規模等により必要な資格者が異なる

*3 法定手続でない可能性あり *4 すべての事業者が申請主体となりうる手続

2.1. 検討対象手続

手続分類結果 - 第一種および第二種貯蔵所の手続 -

貯蔵所が出すべき手続については、製造者より種類が少なく、保安体制に関する手続はない。



*1 第一種の場合は許可申請、第二種の場合は届出が必要となる

*2 法定手続でない可能性あり

*3 すべての事業者が申請主体となりうる手続

2.1. 検討対象手続

手続分類結果 - 販売業者・特定高圧ガス消費者に関する手続 -

販売業者・特定高圧ガス消費者に関連する手続は種類が限られており、検査に関する手続はない。



* すべての事業者が申請主体となりうる手続

2.1. 検討対象手続

手続分類結果 - 高圧ガスを輸入した者に関する手続 -

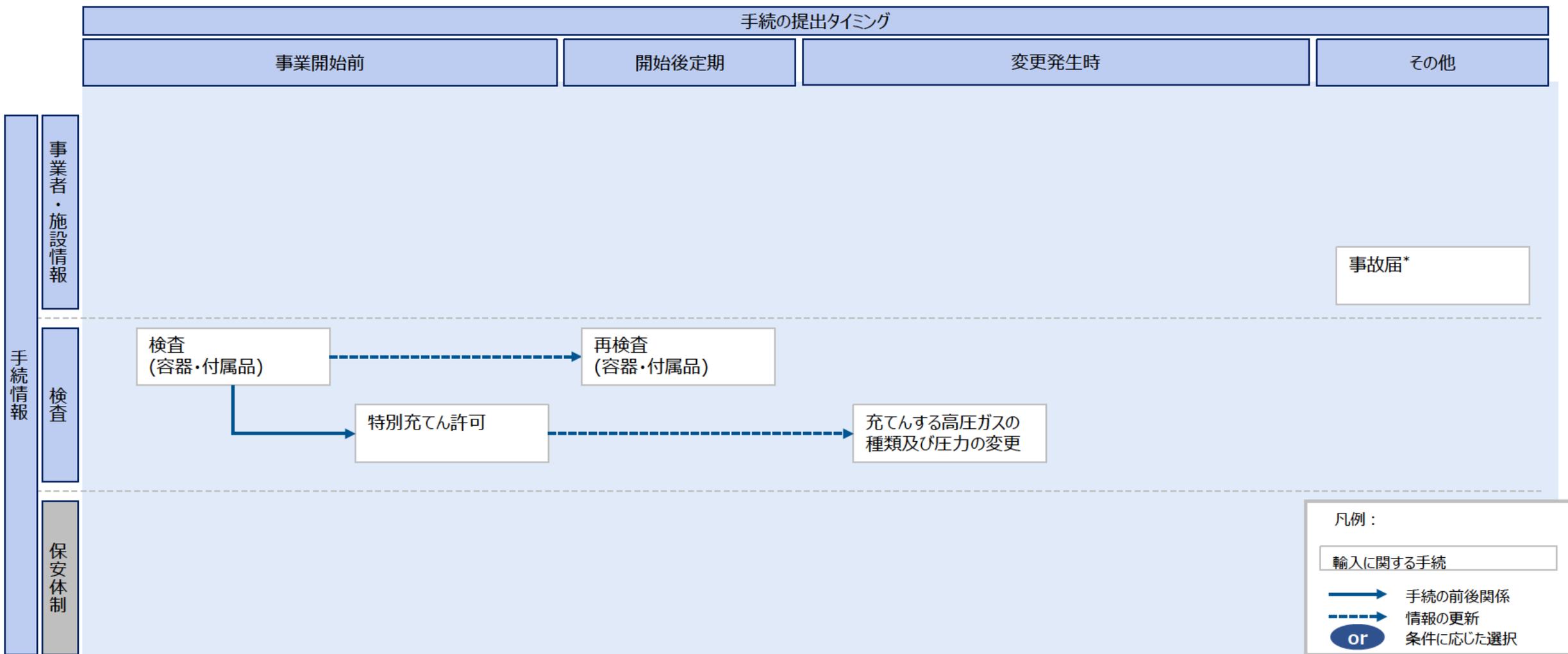
高圧ガスを輸入した者に関連する手続は種類が限られており、検査に関する手続が大半を占める。



* すべての事業者が申請主体となりうる手続

手続分類結果 - 容器製造者に関する手続 -

容器製造者に関連する手続は種類が限られており、検査に関する手続が大半を占める。

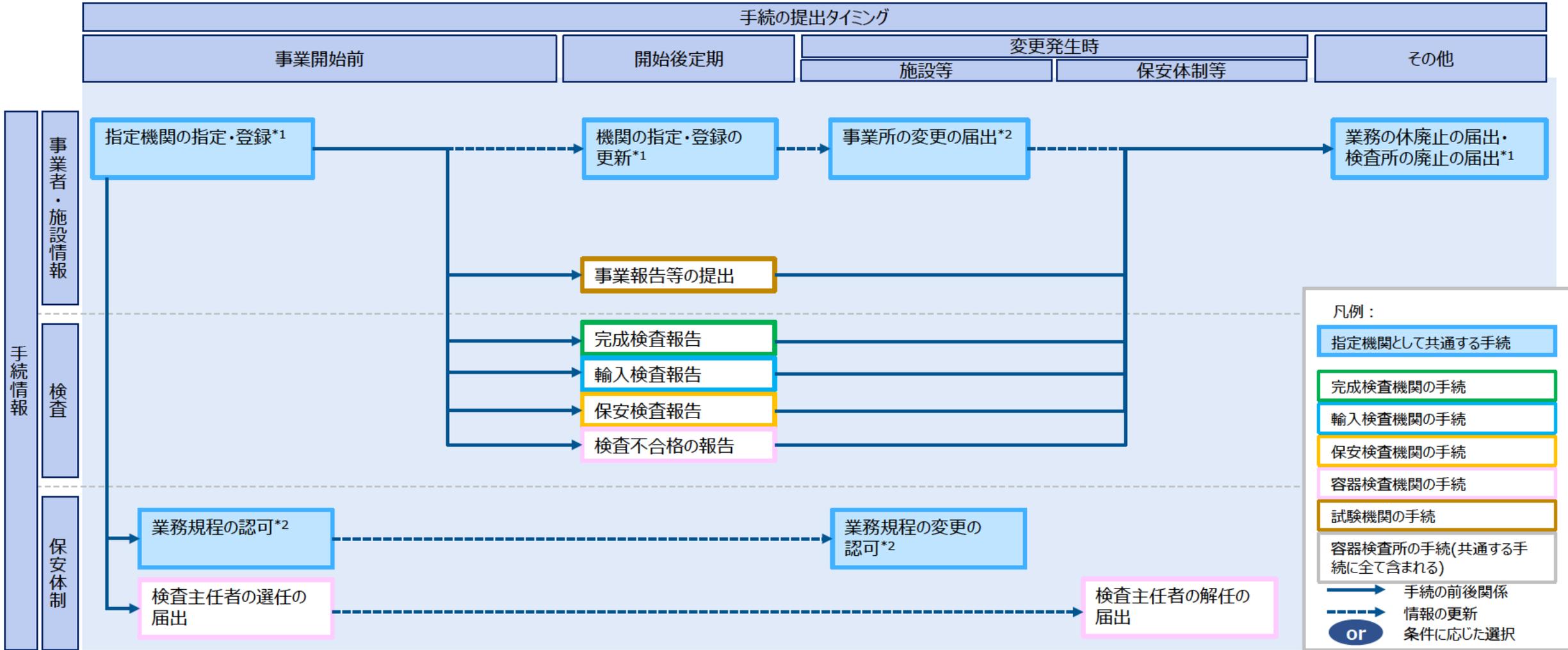


* すべての事業者が申請主体となりうる手続

2.1. 検討対象手続

手続分類結果 - 検査機関等の手続 -

事業開始時に機関としての指定又は登録の手続を行い、事業開始後は事業者の検査結果を自治体へ報告する。また、定期的に機関の指定又は登録の更新が必要。



*1 容器検査機関・試験機関は自治体への該当手続なし

*2 容器検査機関・試験機関・容器検査所は自治体への該当手続なし

2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務

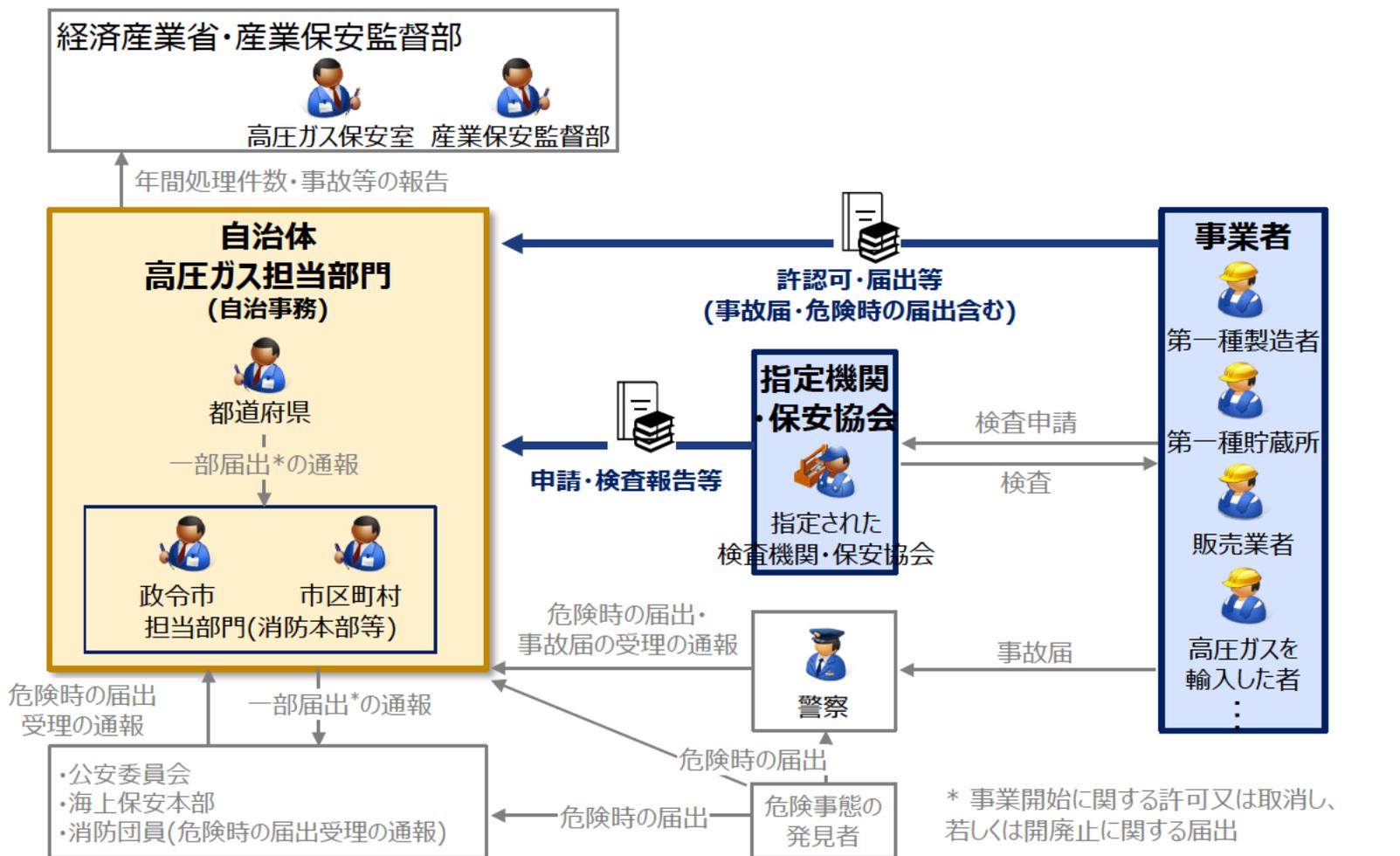
手続自治事務に関連するアクター

自治体の手続関連業務としては、事業者及び指定機関が申請する手続の処理、経済産業省・産業保安監督部との情報共有がある。また、事故や危険事象発生時においては、自治体と警察及び公安委員会等との間で情報共有がなされている。

現状の関係図

← … 検討対象手続
← … その他業務

自治体に対し申請・届出を行う機関



自治事務の手続申請者一覧

事業者	第一種製造者
	第二種製造者
	第一種貯蔵所
	第二種貯蔵所
	販売業者
	高圧ガスを輸入した者
指定機関	特定高圧ガス消費者
	容器製造者
	指定完成検査機関
	指定輸入検査機関
	指定保安検査機関
	指定容器検査機関
業界団体	指定試験機関
	容器検査所の登録を受けた者
	高圧ガス保安協会

* 事業開始に関する許可又は取消し、若しくは開廃止に関する届出

2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務

(参考) 現状の手続に関連する事業者

事業者は事業内容により6つに分類される。さらに、製造・貯蔵事業は事業規模により、第一種・第二種に区別される。なお、事業所によって複数の事業者種別に該当する可能性がある。第一種製造者の場合、一部手続が不要となるものがある。

事業者種別の概要		複数の事業者種別となる際の手続*1							
	事業内容	一製造	二製造	一貯蔵	二貯蔵	販売	消費	輸入	容器
第一種製造者	・ 高圧ガスを 一定基準以上製造 することを自治体に許可された者(法第5条1項)	-		× (不要)			○ (必要)		
第二種製造者	・ 高圧ガスを 一定基準未満製造 することを自治体へ届け出た者(法第5条2項)	-		○					
第一種貯蔵所	・ 高圧ガスを 一定基準以上貯蔵 することを自治体に許可された者(法第16条)	-				○			
第二種貯蔵所	・ 高圧ガスを 一定基準未満貯蔵 することを自治体へ届け出た者(法第17条の2)	-				○			
販売業者	・ 高圧ガスを 販売 することを自治体へ届け出た者(法第20条の4)	-				○			
高圧ガスを輸入した者	・ 高圧ガスを 輸入 した者(法第22条)	-				○			
特定高圧ガス消費者	・ 高圧ガスを 消費 することを自治体へ届け出た者(法第24条の4)	-						○	
容器製造者	・ 高圧ガスを充てんするための 容器の製造の事業 を行う者(法第44条)	-							

*1 法第16条より第一種製造者が事業所で製造した高圧ガスを事業所内で貯蔵する場合、第一・第二種貯蔵所の手続は不要
法第24条の4より第一種製造者が事業所で製造した高圧ガスを販売する場合は届出不要

2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務

(参考) 現状の手続に関連する行政機関

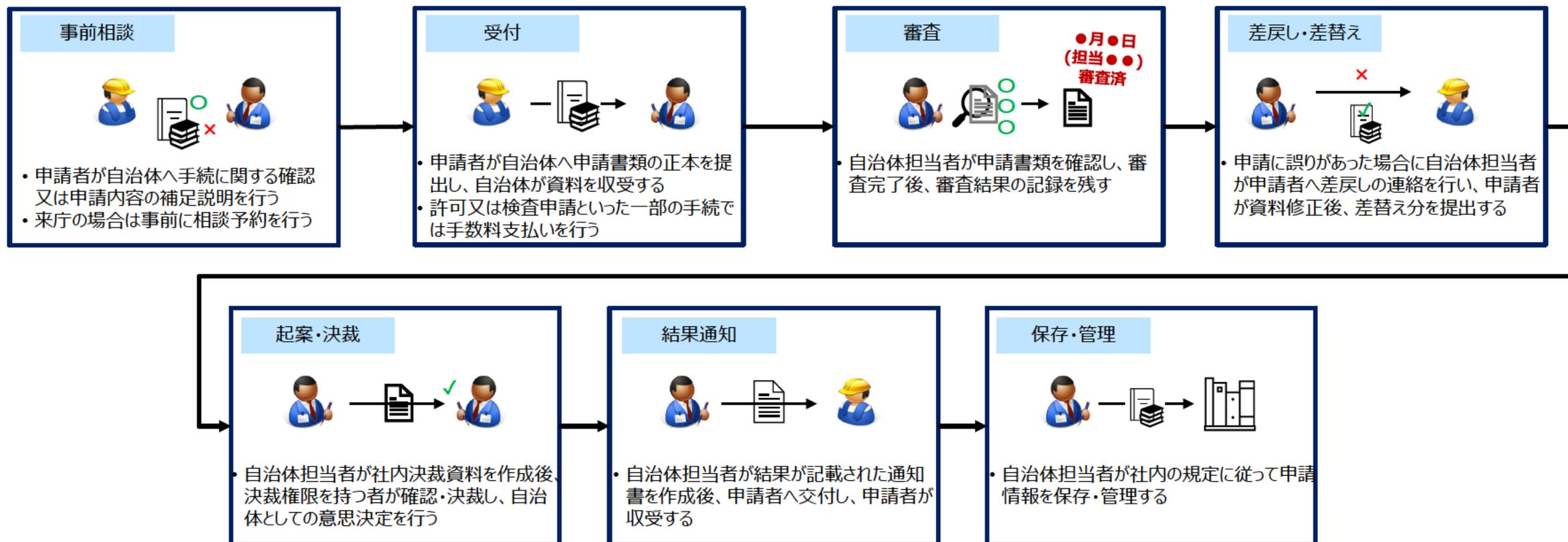
現状の手続における行政機関及び自治体との関わりは次の通り。

現状の手続における行政機関		手続への主な関わり	自治体との関係性
※ 太字は自治事務の実施主体			
経済産業省・ 産業保安監督部	高圧ガス保安室	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安法を所管 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体から手続の年次報告書を収受
	産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省から委任された手続を処理 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安室と各都道府県を調整 事故や危険事象発生の報告を自治体から受付
自治体 (高圧ガス 担当部門)	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 手続を自治事務として処理 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村へ一部手続の処理を権限委譲
	政令市	<ul style="list-style-type: none"> 手続を自治事務として処理 	—
	その他市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 手続を自治事務として処理 (都道府県から権限委譲された場合) 	—
その他公的機関	公安委員会	—	<ul style="list-style-type: none"> 自治体から一部の手続の通報を受付 (事業開始の許可・取消し、届出の受理)
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 手続を自治事務として処理 (都道府県から権限委譲された場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体から一部の手続の通報を受付 (事業開始の許可・取消し、届出の受理)
	海上保安本部	—	
	警察	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時に事業者からの届出を受付 	<ul style="list-style-type: none"> 事故の届出を受理した際は自治体に通報

2.2. 手続自治事務に関連するアクター・業務 自治体の手続業務プロセス

自治事務手続の業務プロセスは下記のとおり定義。

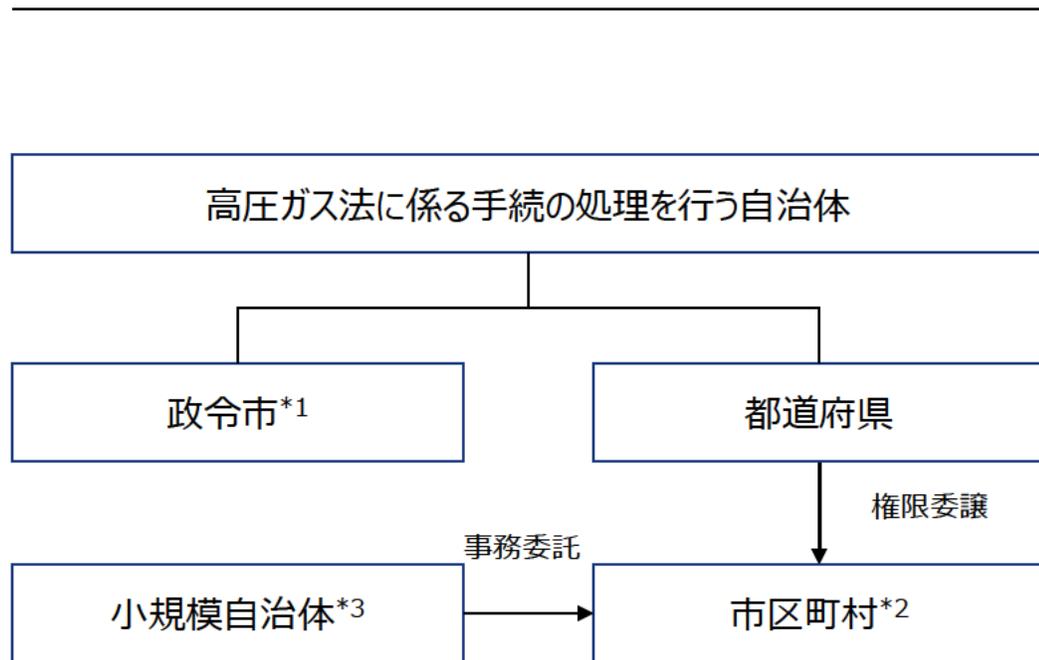
業務プロセス



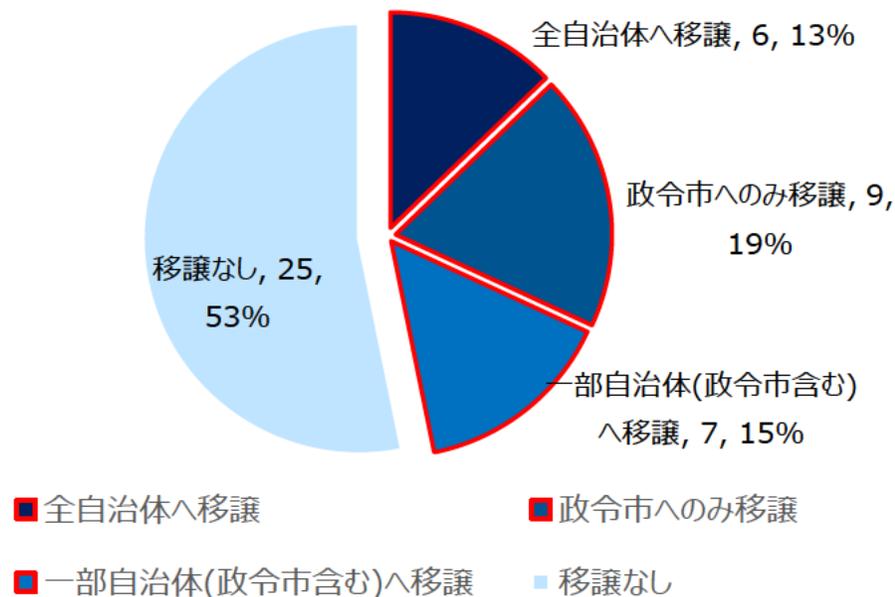
都道府県からの自治事務移譲状況

自治事務は、都道府県及び政令市が行うが、一部の府県においては条例に基づき市区町村へ権限委譲を行っている。現時点では、政令市を含む市区町村へ移譲しているのは22都道府県。

自治体間の関係性



47都道府県の市区町村への権限移譲状況



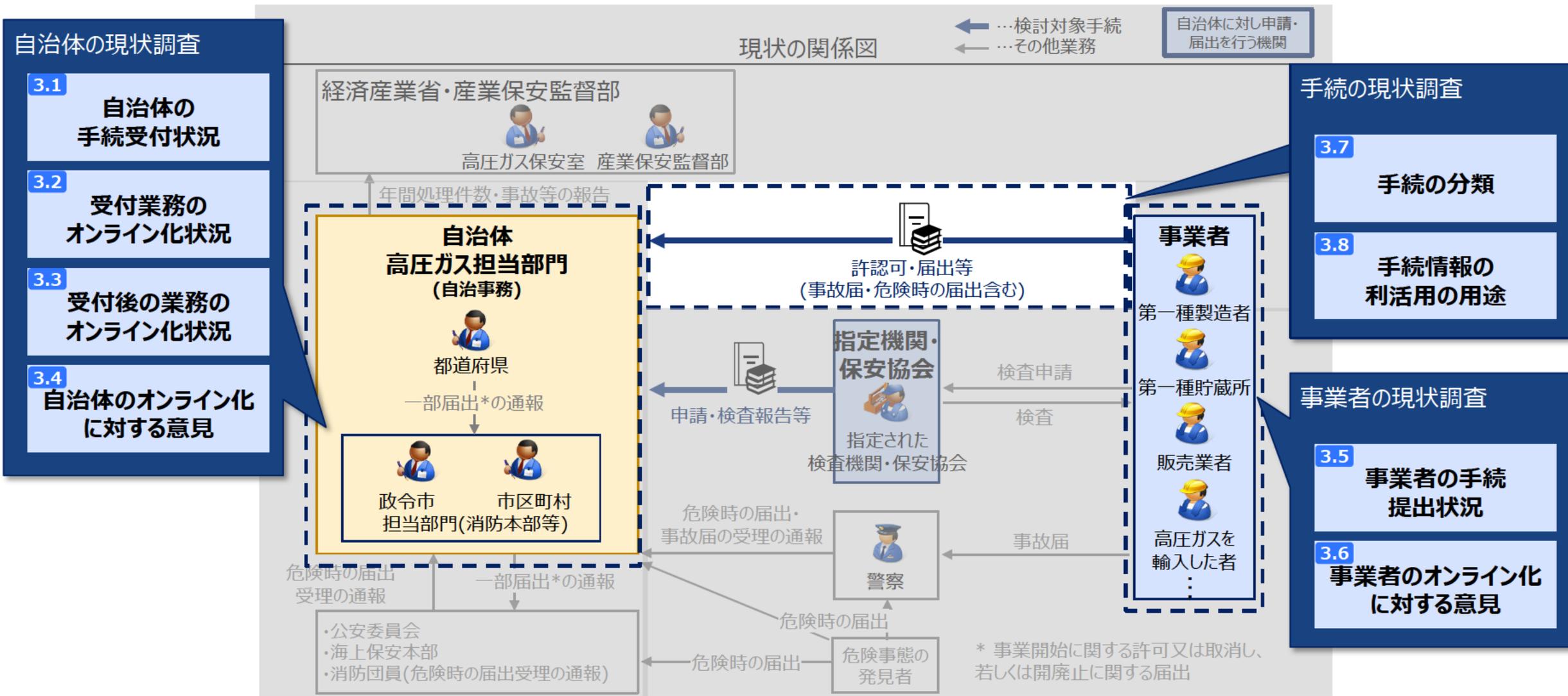
*1 高圧ガス保安法第79条の3 (大都市の特例) (抜粋)都道府県が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。
 *2 参考：岐阜県事務処理の特例に関する条例 (抜粋)知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。
<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A856599AA&houcd=H412901010004&no=3&totalCount=9&jbnJiten=5040214>
 *3 参考：地方自治法第252条の14 (事務の委託) (抜粋)普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる

3. オンライン化検討に向けた現状の整理

- 3.1. 自治体の手続受付状況
- 3.2. 受付業務のオンライン化状況
- 3.3. 受付後の業務のオンライン化状況
- 3.4. 自治体のオンライン化に対する意見
- 3.5. 事業者の手続提出状況
- 3.6. 事業者のオンライン化に対する意見
- 3.7. 手続の分類
- 3.8. 手続情報の利活用の用途

本章の記載範囲

高圧ガス法令の自治事務の現状調査として、自治体・事業者・手続の3つの観点で調査を行う。



3.1~3.4の記載範囲

自治体の観点で調査を行う。

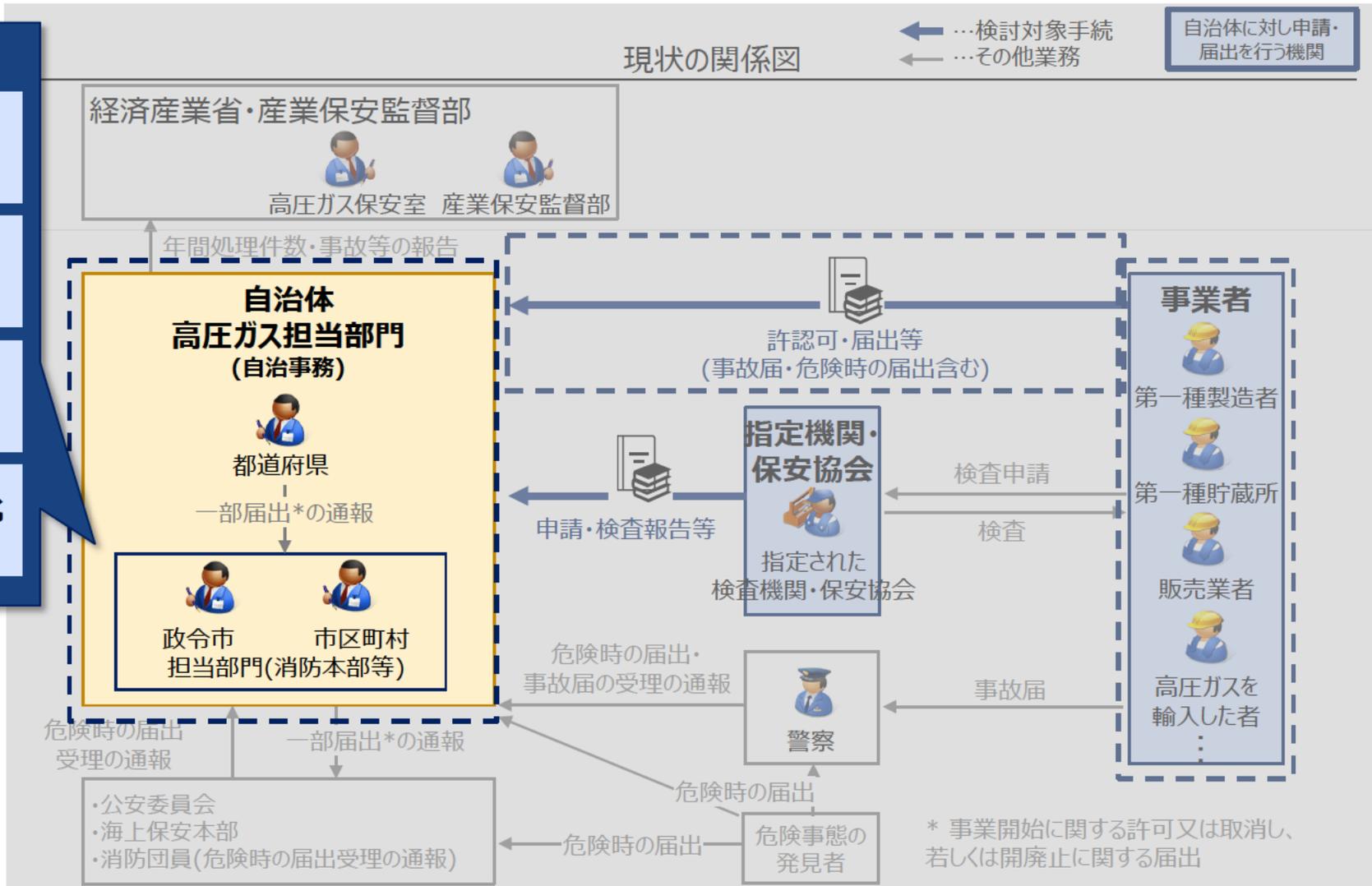
自治体の現状調査

3.1 自治体の
手続受付状況

3.2 受付業務の
オンライン化状況

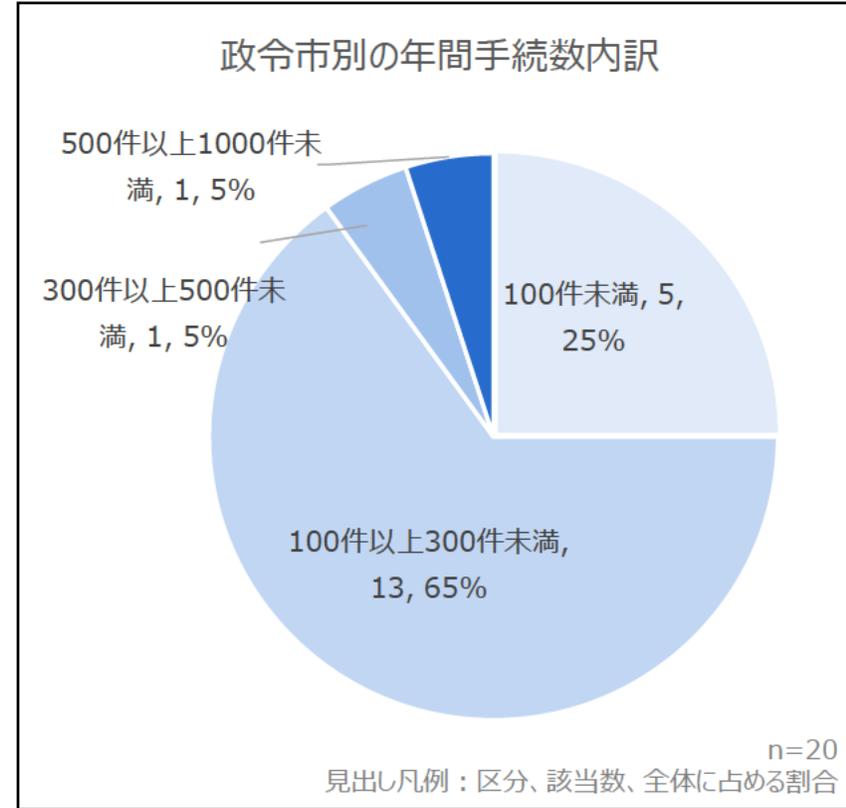
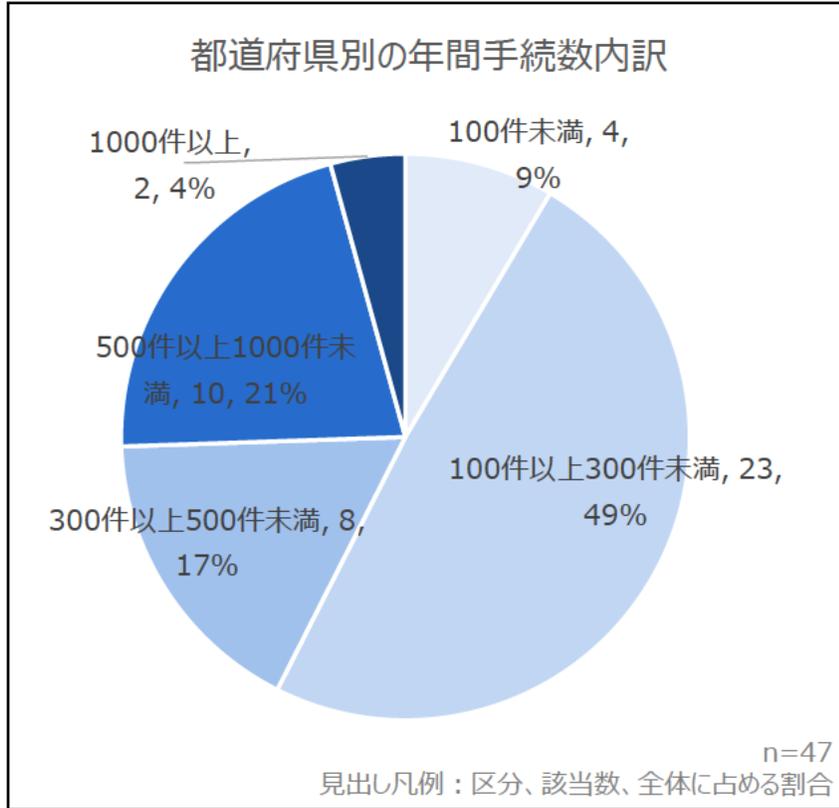
3.3 受付後の業務の
オンライン化状況

3.4 自治体のオンライン化
に対する意見



都道府県別の手続の処理状況

都道府県の手続処理件数は、100件未満から1,000件以上まで様々である。

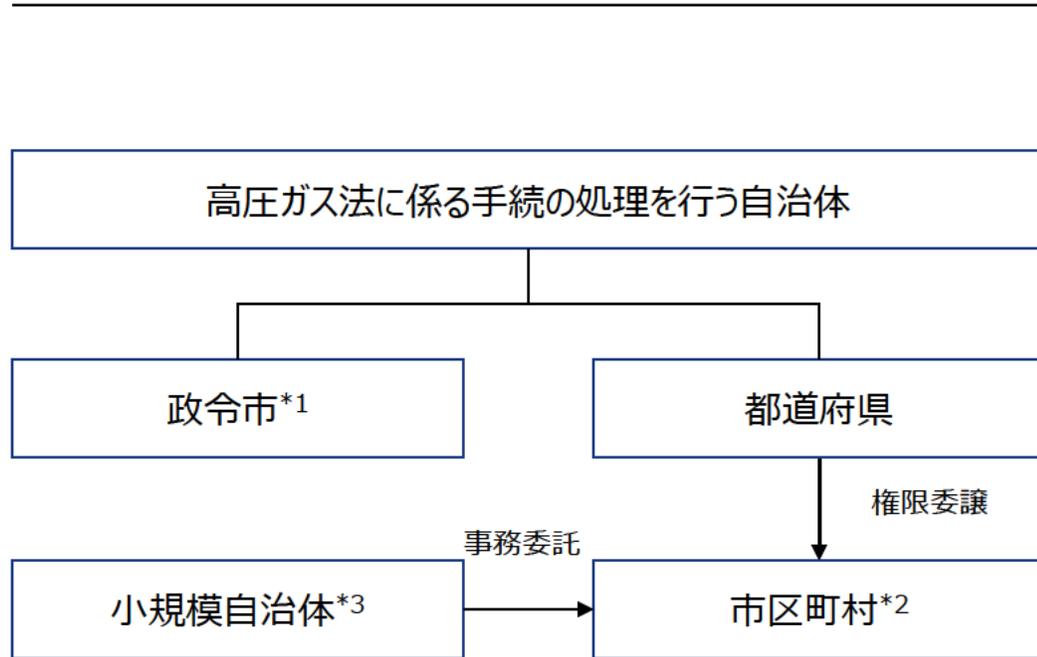


3.1. 自治体の手続受付状況

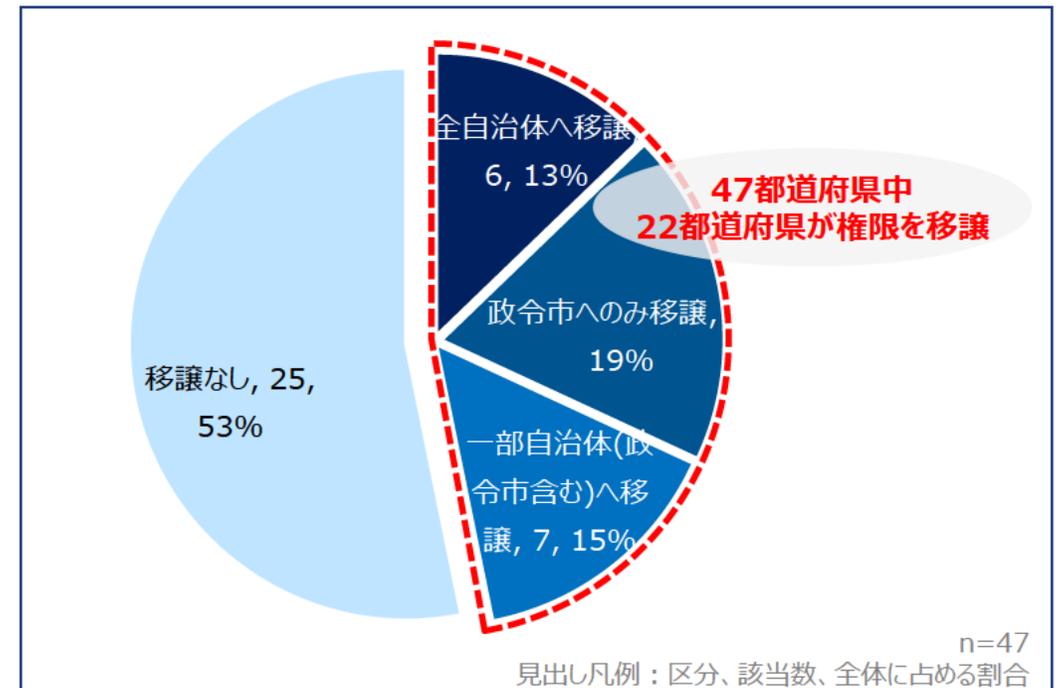
(再掲) 都道府県からの自治事務移譲状況

自治事務は、都道府県及び政令市が行うが、一部の都道府県においては条例に基づき市区町村へ権限委譲を行っている。現時点では、政令市を含む市区町村へ移譲しているのは22都道府県。

自治体間の関係性



47都道府県の市区町村への権限移譲状況



*1 高圧ガス保安法第79条の3 (大都市の特例) (抜粋)都道府県が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。
*2 参考：岐阜県事務処理の特例に関する条例 (令和4年2月22日確認) (抜粋)知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

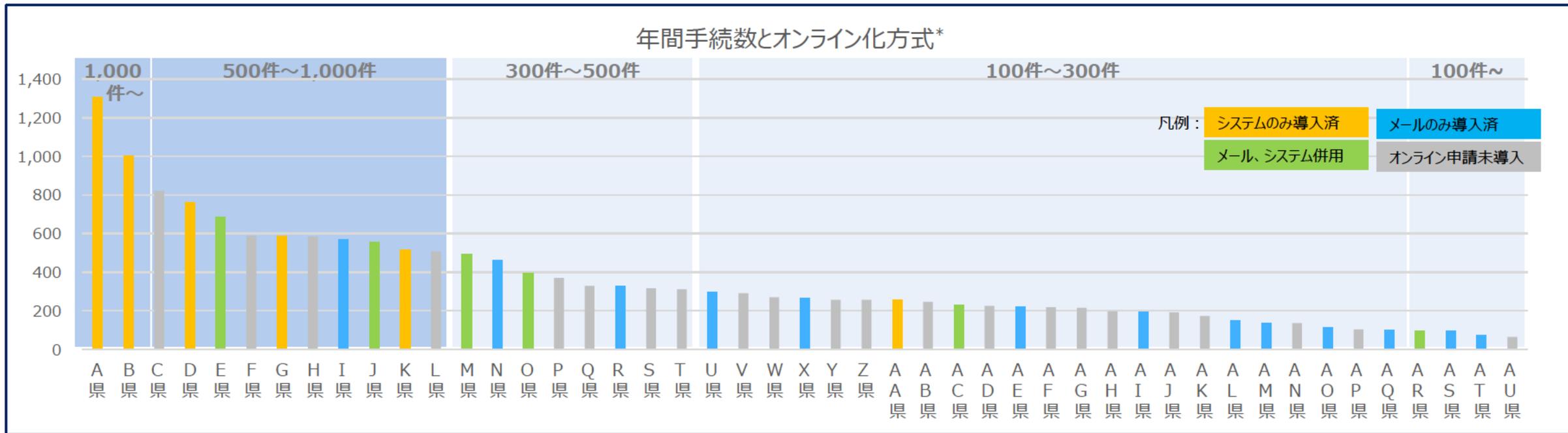
<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A856599AA&houcd=H412901010004&no=3&totalCount=9&jbnJiten=5040214>

*3 参考：地方自治法第252条の14 (事務の委託) (抜粋)普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる

3.2. 受付業務のオンライン化状況

都道府県のオンライン申請導入状況

年間手続数が500件を超える地域では、メールでのオンライン申請を加えると約70%。うち、約60%がシステムでのオンライン申請を導入済。一方で、500件未満の地域では約50%がオンライン申請を導入しているものの、システムでの導入は約15%。



<年間500件以上の地域>
約70%がオンライン申請導入済
 (8/12都道府県)
 うち、システムでの導入は**約60%**
 (7/12都道府県)



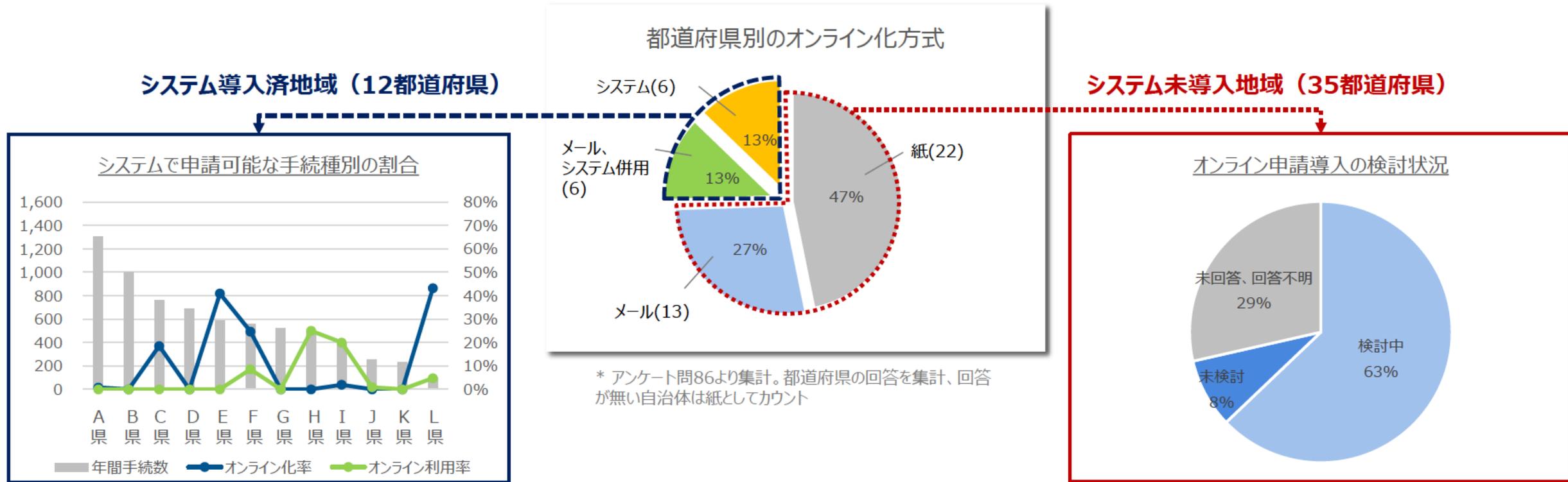
<年間500件未満の地域>
約50%がオンライン申請導入済
 (17/35都道府県)
 うち、システムでの導入は**約15%**
 (5/35都道府県)

* アンケート問86より集計。都道府県の回答を集計、回答が無い自治体は紙としてカウント

3.2. 受付業務のオンライン化状況

都道府県のシステムによるオンライン申請導入状況

システムでのオンライン申請の導入は、都道府県全体で4分の1程度にとどまる。システム導入済地域では、システム申請が可能な手続種数はまだ少なく、ほとんど利用されていない。また、システム未導入地域では、導入検討は約6割が行っている。



全ての地域でオンライン化率は50%未満、利用率は30%以下であり、**オンラインで申請できる手続は限定的で、オンライン申請可能な地域においてもほとんど利用されていない**

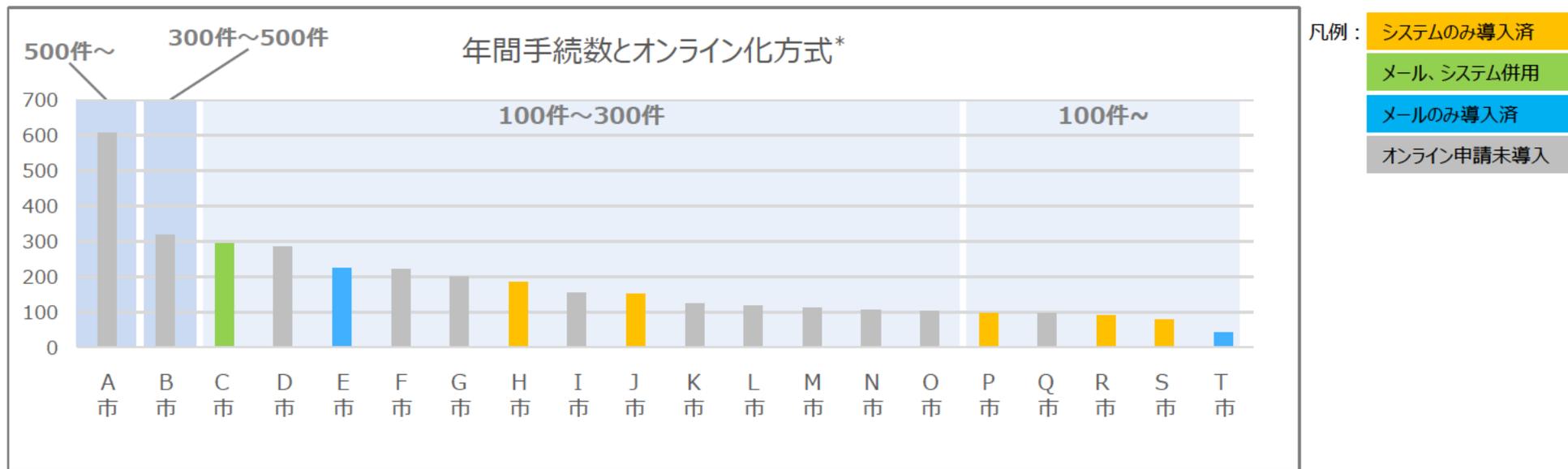
システム導入の検討は6割の地域で進んでいる（22都道府県）

* オンライン化率とは、高圧ガス手続の種別全量のうち、システムで提出できる種別数（n=259）各自治体オンライン申請システムよりオンライン実施可能な手続数を集計。
* オンライン利用率とは、オンライン化された手続のうち実際にオンラインで申請されている手続件数の割合アンケート問33より集計。

3.2. 受付業務のオンライン化状況

政令市のオンライン申請導入状況

年間手続数が300件を超える地域でオンライン申請を導入している地域はない。一方で、300件未満の地域では44%がオンライン申請を導入、システムでの導入も33%。年間手続数が少ない地域の方がオンライン化が進んでおり、都道府県と異なる結果となった。



<年間300件以上の地域>
オンライン申請導入済地域 **なし**



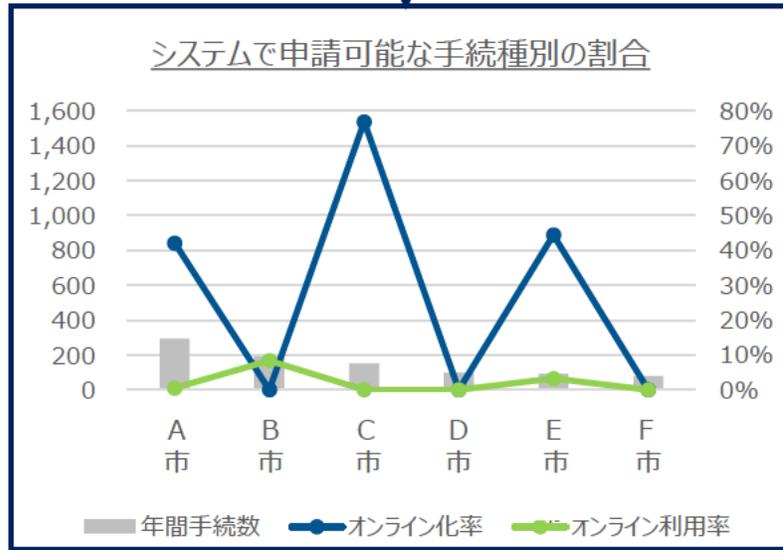
<年間300件未満の地域>
44%がオンライン申請導入済
(8/18政令市)
うち、システムでの導入は**33%**
(6/18政令市)

* アンケート問86より集計。都道府県の回答を集計、回答が無い自治体は紙としてカウント

政令市のシステムによるオンライン申請導入状況

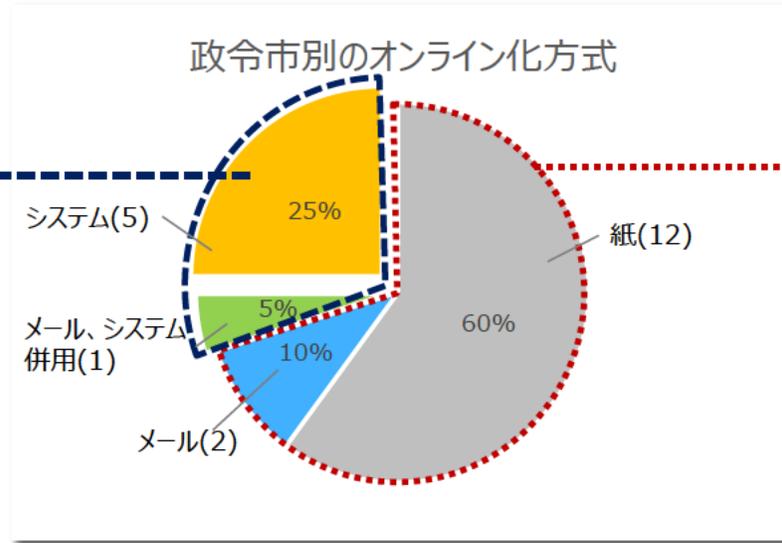
システムでのオンライン申請の導入は、政令市全体で3割にとどまる。システム導入済地域での、システム申請が可能な手続種類の割合、システム未導入地域での導入検討の割合は都道府県と同じ。

システム導入済地域（6政令市）



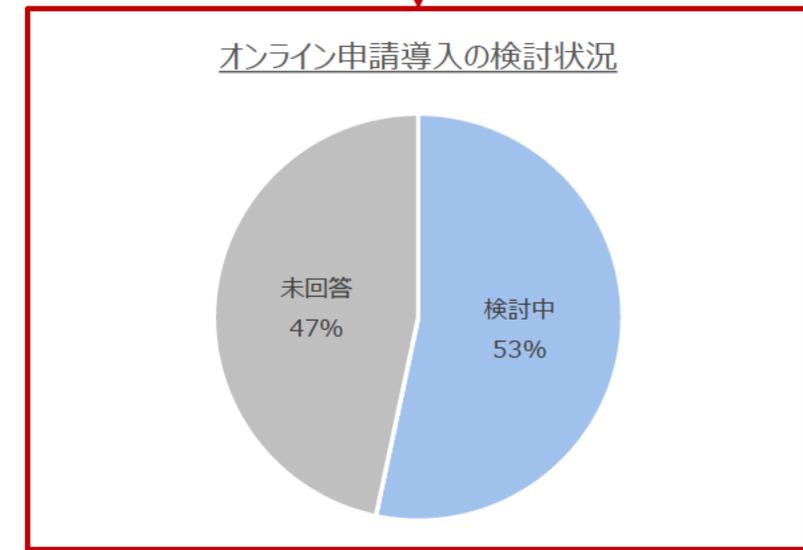
1地域を除き、オンライン化率は50%未満、利用率は10%以下であり、**オンラインで申請できる手続は限定的で、オンライン申請可能な地域においてもほとんど利用されていない**

政令市別のオンライン化方式



* アンケート問86より集計。都道府県の回答を集計、回答が無い自治体は紙としてカウント

システム未導入地域（14政令市）



システム導入の検討は5割の地域で進んでいる（8政令市）

* オンライン化率とは、高圧ガス手続の種別全量のうち、システムで提出できる種別数（n=259）各自治体オンライン申請システムよりオンライン実施可能な手続数を集計。

* オンライン利用率とは、オンライン化された手続のうち実際にオンラインで申請されている手続件数の割合 アンケート問33より集計。

3.2. 受付業務のオンライン化状況

(参考) 都道府県・政令市保有のオンライン申請システム①

全国（47都道府県・20政令市）のオンライン申請システムの有無をウェブ検索して確認。以下の確認点より類似性の高いシステム群を6つに分類。各分類の利用率については次頁参照。

調査

全国（47都道府県・20政令市）のオンライン申請システムの有無をウェブ検索して確認。以下の確認点より類似性の高いシステム群に分類。

確認点

- システムトップ画面、手続検索画面、手続入力画面の画面構成・項目要素
- システムトップ～手続入力までの画面遷移

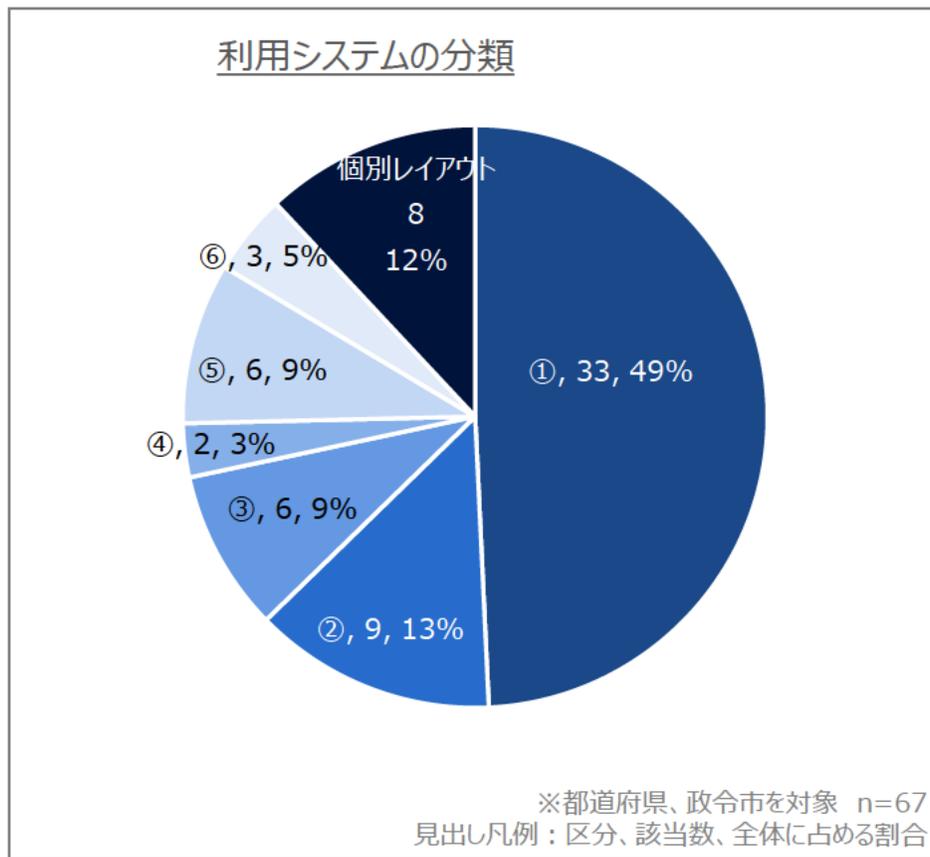
分類結果

	① 神奈川県型	② 北海道型	③ 東京都型
画面イメージ			
画面イメージ			

3.2. 受付業務のオンライン化状況

(参考) 都道府県・政令市保有のオンライン申請システム②

①の神奈川県型のシステムを使う地域が半数を占める。また、都道府県とその政令市で使用しているシステムが異なる場合もある。



※ 自治体内でのシステムの統一について
政令市がある都道府県のうち、約半数(7府県)の自治体がそれぞれ異なるシステムを利用していることから、**オンライン化方針は自治体ごとに独立して検討されていると推察。**

例)神奈川県

- 県全体 : ①
- 横浜市 : ⑤
- 川崎市 : 個別レイアウト
- 相模原市 : ①

3.3. 受付後の業務のオンライン化状況

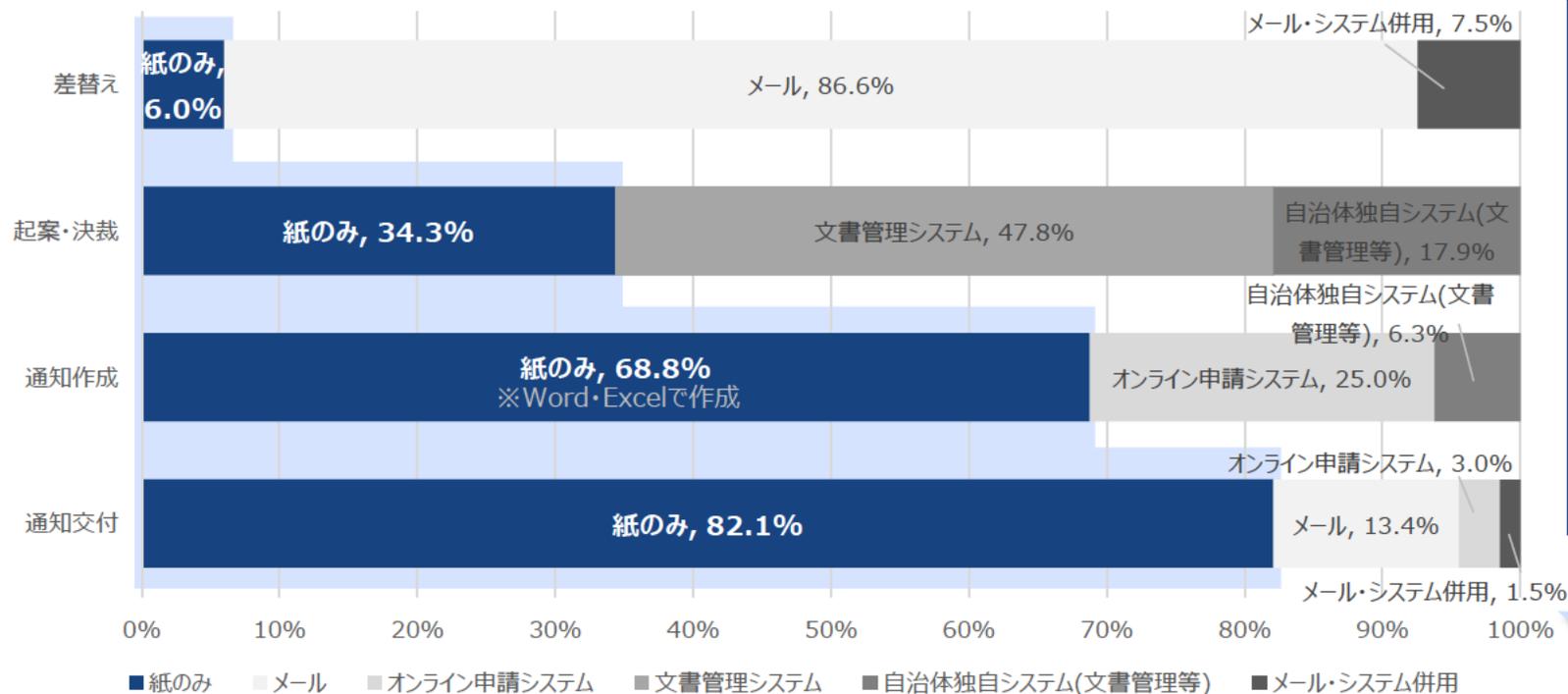
審査～結果通知までのオンライン化状況

オンライン申請の受付後であっても、起案・決裁、通知作成・交付等、自治体内部での処理のために紙に出力して作業しているケースが多く、オンラインでの業務は部分的。

対象業務プロセス：



プロセスごとの使用ツールの割合*



使用ツールに関する意見

- 事務処理上、電子データを紙に出力しなければならない。(A県)
- 起案するために印刷をしなければならない。(B県)
- メール提出で受理した届出についても、**全て印刷して紙で保存**する必要がある(C県)
- 書類確認は紙を机上に並べてが慣れているのが現状(D県)
- ディスプレイ4枚でもないとPC上での審査は困難(E県)

課題

オンライン申請の受付後、自治体内部での処理のために紙を出力して作業をしているケースが多い

* 審査プロセスの使用ツールは未調査

※自治体アンケート問8・9・11・12・16・17を元に集計 n=67(未回答の自治体は対象外)

※複数回答可としている

3.3. 受付後の業務のオンライン化状況

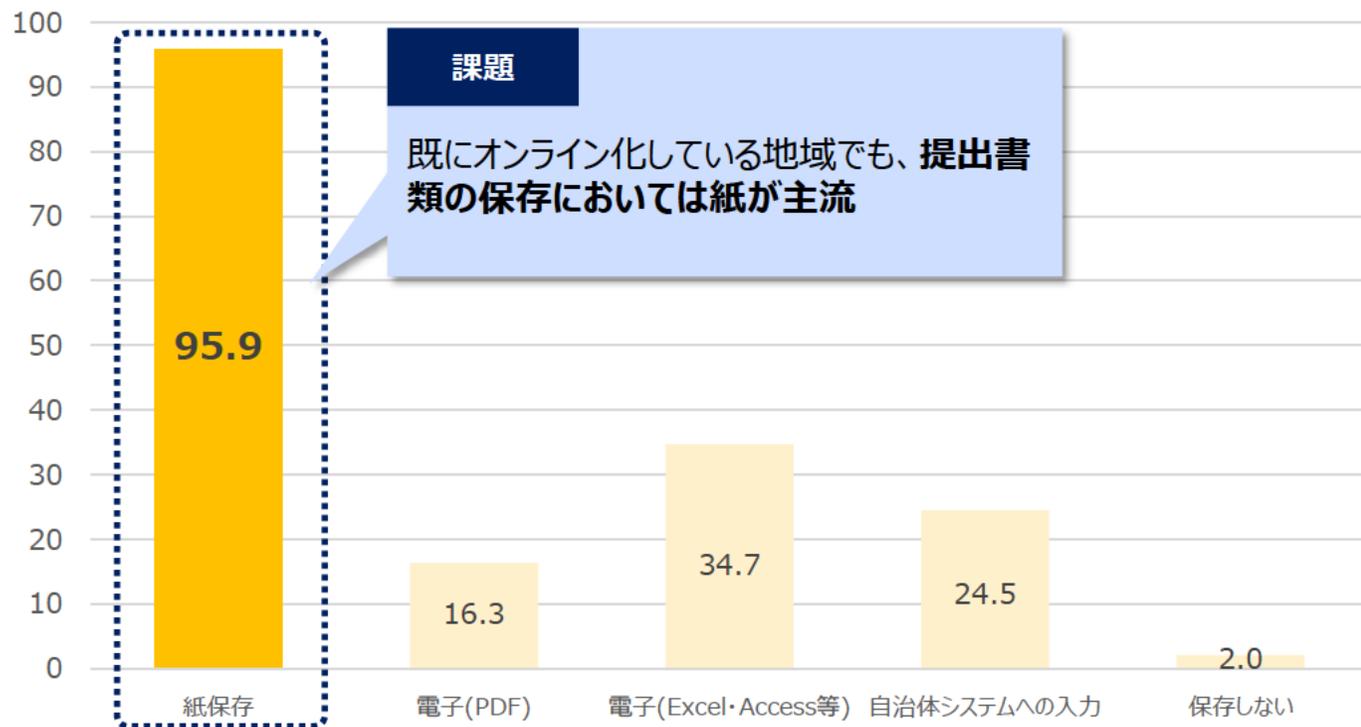
保存・管理のオンライン化状況

既にオンライン化している地域を対象に保存・管理のオンライン化状況を調査した結果、9割超の自治体が提出書類を紙媒体で保存している。

対象業務プロセス：

事前相談 → 申請・受付 → 審査 → 差戻し・差替え → 起案・決裁 → 結果通知 → 保存・管理

紙以外で受け付けた申請情報の保管方法(選択肢の選定率) (単位:%)



使用ツールに関する意見

- メール提出で受理した届出についても、**全て印刷して紙で保存**する必要がある(A県)
- 書類の量が多く、**保管場所に苦慮**している(B県)
- 自治体の独自システムへの保存内容はシステム内容は**概要のみしか把握できないので紙で確認する必要がある**(C県)

※自治体アンケート問22・自治体プレヒアリングより

※自治体アンケート問21を元に集計 n=49(未回答の自治体は対象外)
※現在紙以外の方法で申請を受け付けている自治体への設問 ※複数回答可

3.4. 自治体のオンライン化に対する意見

現行業務に関する意見

現行業務に関する意見として、申請・審査時の業務負荷、データ活用余地、紙媒体の処理負荷に課題意識が挙げられた。中でも、紙媒体の処理負荷の削減についてオンライン化への期待が高い。

プロセス	#	現状の事務業務に関する意見*
事前相談	1	過去の質疑応答、会議結果、法令を一括管理しておらず検索に時間がかかる
	2	事業者のヒアリングに手間がかかる
審査	3	多量の添付書類(計算書類や図面等)の審査に時間がかかる
	4	法令適合の判断に必要な情報を検索することに時間がかかる
	5	過去資料との突合・確認に時間がかかる
	6	事業者の申請書に不備が多い
結果通知	7	通知資料の印刷・封入・封緘に時間がかかる
保存・管理	8	紙資料の保管スペースに苦慮している
	9	紙保存だと書類が劣化する

凡例：

データ活用余地に関する意見
業務負荷の軽減に関する意見
紙媒体の処理の負荷削減に関する意見

* 自治体プレヒアリング及び自治体アンケート回答より整理

オンライン化に期待する効果

分類	内容	選定率 (%)
紙媒体の処理の負荷削減	紙郵送不要となり、経費を削減できる	62.7
	申請書類や添付書類の作成・封かん等作業の労力を削減できる	46.3
	申請関連書類の紙保存が不要になる	41.8
業務負荷の軽減	審査期間の短縮により、結果待ちの期間が短縮される	9.0
	形式面での不備チェック機能により差戻し修正対応が軽減される	28.4
データ活用余地	申請書類の記載項目や添付書類について、過去申請時のデータを流用できる	37.3
	ステータス表示により、電話・窓口等での問合せをせずとも審査状況が分かる	19.4

※自治体アンケート問90を元に集計 n=67 (未回答の自治体は対象外)

※現在紙媒体で処理している自治体への設問

オンライン化への懸念

自治体では、オンライン申請で受理した申請書類の印刷や内容の確認における手間・時間の増加を懸念。

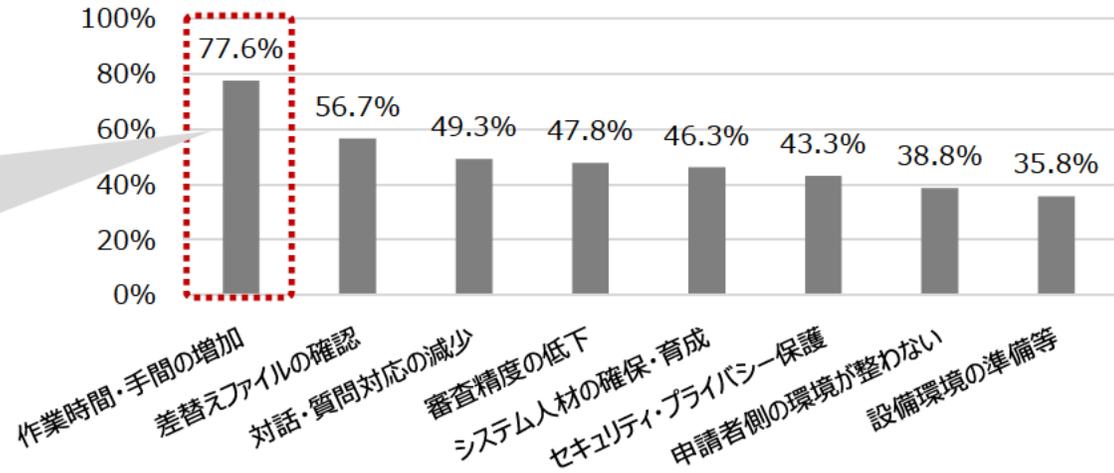
オンライン化への懸念（自治体）

オンライン化への懸念に関するテキスト回答*

- 図面等の印刷が手間
- 図面、フロー図等は紙媒体でなければ確認しづらい。大きなモニター・複数のモニターが必要

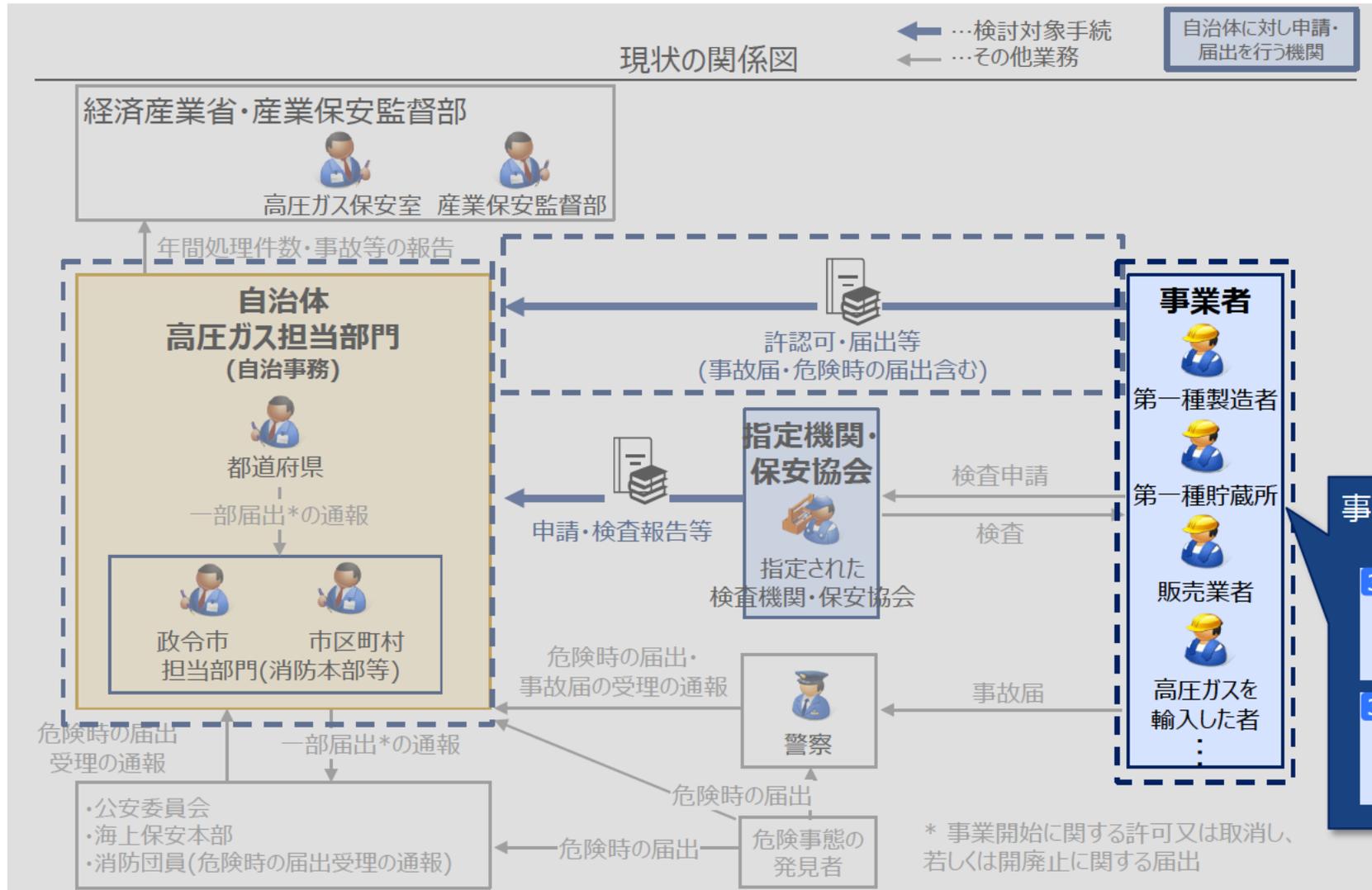
➤ **オンライン申請で受理した書類の印刷や内容の確認における手間・時間の増加を懸念**

* 自治体アンケート問92より



3.5~3.6の記載範囲

事業者の観点で調査を行う。



3.5. 事業者の手続提出状況

事業種別ごとの手続提出状況

年間手続数が多いのは製造者（第一種・第二種）・貯蔵所（第二種のみ）、販売業者。そのうち、第一種製造者は変更の届出が多い。オンライン化の促進には、事業者ごとの状況の勘案が必要。

事業者種別	事業者数	年間手続数	手続種別の内訳	事業者の傾向（想定）
第一種製造者	約15,000	約7,000	変更 8.7割 開始 0.5割、廃止 0.8割	年に1回程度手続を提出し、 手続に慣れた事業者
第二種製造者	約80,000	約6,000	開始 4.1割 廃止 3.7割、変更 2.2割	事業の開始・廃止時の手続が主で、 手続に不慣れな事業者
第一種貯蔵所	約4,000	約400	変更 7.8割 廃止 2.2割	変更の手続を提出するが、頻度は低く、 手続にあまり慣れていない事業者
第二種貯蔵所	約10,000	約2,000	開始 4.6割 変更 3.2割、廃止 2.2割	事業の開始・廃止時の手続が主で、 手続に不慣れな事業者
販売業者	約70,000	約4,000	開始 6.1割 廃止 3.0割、変更 0.9割	
高圧ガスを輸入した者	—*1	約400	—*2	—
特定高圧ガス消費者	約7,000	約700	変更 6.7割 開始 1.9割、廃止 1.4割	変更の手続を提出するが、頻度は低く、 手続にあまり慣れていない事業者
容器製造者	約2,000	約300	—*2	開始・廃止が多く、 手続に不慣れな事業者

*1 事業者数不明のため対象外

*2 手続が1種類のため対象外

3.6. 事業者のオンライン化に対する意見

現行業務に関する意見

自治体意見と同様に、申請・審査時の業務負荷、データ活用余地、紙媒体の処理負荷に課題意識が挙げられた。ただし、自治体の傾向と異なり、紙媒体の処理負荷の軽減に加え、業務負荷軽減に期待する声が多かった。

プロセス	#	現状の手續業務に関する意見*	
事前相談	1	申請の窓口説明のための移動に時間がかかる	
申請・受付	2	準備に時間がかかる添付書類(証明書等)がある	凡例： データ活用余地に関する意見
	3	過去に提出した資料を参照する手間がかかる	業務負荷の軽減に関する意見
	4	1か所の変更であっても複数項目の記入が必要	紙媒体の処理の負荷軽減に関する意見
	5	申請書への記載項目が多い	
	6	記載項目が過去の提出資料と重複することが多い	
	7	添付資料が過去の提出資料と重複することが多い	
	8	項目に記載すべき内容が分かりづらい	
	9	雛型の無い資料についても雛型を作成してほしい	
	10	来庁不要となるため手数料支払いのキャッシュレス化を行ってほしい	
	審査	11	明確な審査期間を提示してほしい
12		審査状況を電話で確認しているが、申請のステータスが分かる機能がほしい	
結果通知	13	許可証がオンラインで授受できると工事への影響が少なくなる	

* 事業者プレヒアリング及び事業者アンケート回答より整理

オンライン化に期待する効果

分類	内容	選定率(%)
紙媒体の処理の負荷削減	手入力や紙媒体での印刷等の作業廃止	54.0
業務負荷の軽減	自動化（システムで自動確認可能な確認作業を人手では行わない）	59.8
	非重複化（複数の手續で同じ情報を確認している場合、重複確認を実施しない）	48.3
	資料修正の円滑化（誤りのある資料等の修正がシステム上で円滑に実施できる）	64.4
データ活用	情報活用（申請者が提出した必要書類等を他の審査事務等でも利活用する）	29.9

※事業者アンケート問22を元に集計 n=87(未回答の事業者は対象外)

オンライン化への懸念

事業者は、自治体の担当者とのコミュニケーション機会の減少により、臨機応変な対応がなくなることや手続にかかる時間の増加を懸念。

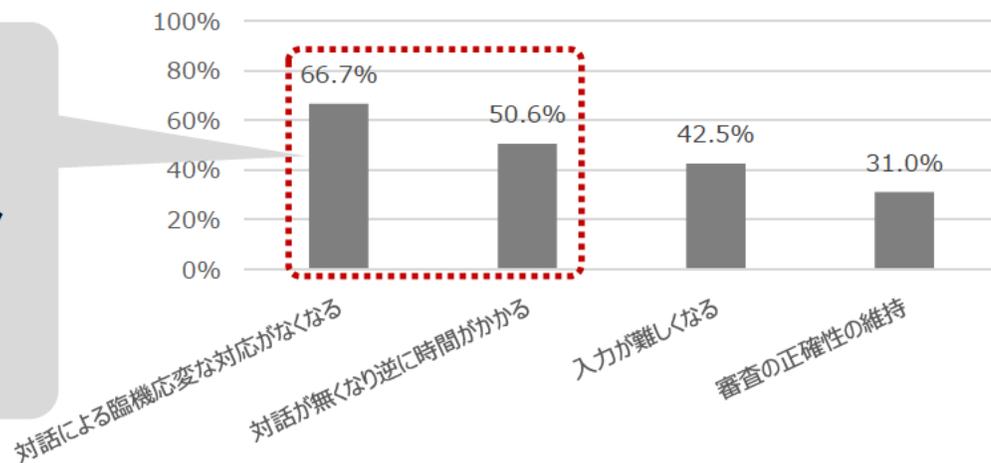
オンライン化への懸念（事業者）

オンライン化への懸念に関するテキスト回答*

- 自治体の担当者とのコミュニケーションが不足する

- **オンライン化による自治体とのコミュニケーション機会が減少し、臨機応変な対応がなくなること及び手続にかかる時間の増加を懸念**

* 事業者アンケート問23・25より



3.7. 手続の分類

種類が最多の第一種製造者の手続について、提出件数や自治体・事業者の負荷意識、オンライン化への親和性を調査。調査結果から手続の特徴を整理し、似た特徴を持つ手続ごとに分類する。

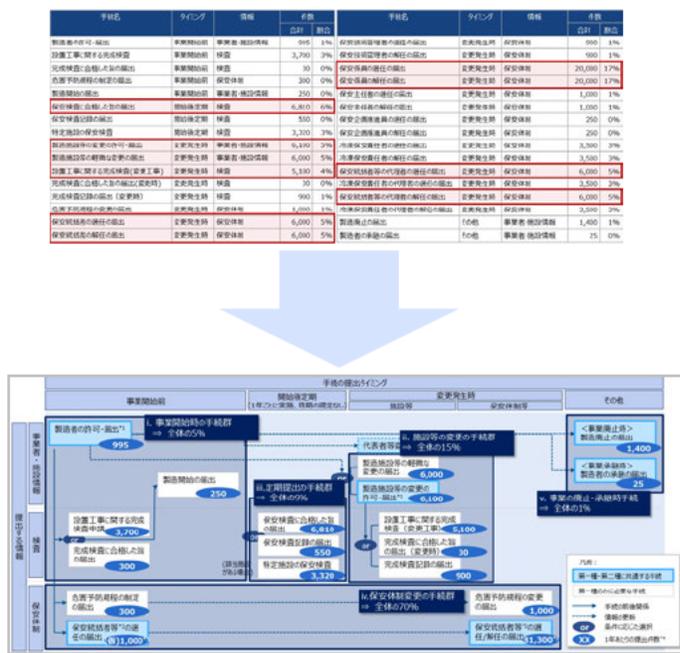
調査

手続種類が最多の第一種製造者の手続に対して、以下の3つの調査を実施

提出件数	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の年間提出件数を調査
業務負荷意識 (自治体・事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業にて実施したアンケートより、「手間が大きいと感じる手続」の回答率を調査
オンライン化への親和性	<ul style="list-style-type: none"> 一部自治体の様式や手引きより、手続ごとのオンライン化の阻害要因への該当の有無を調査

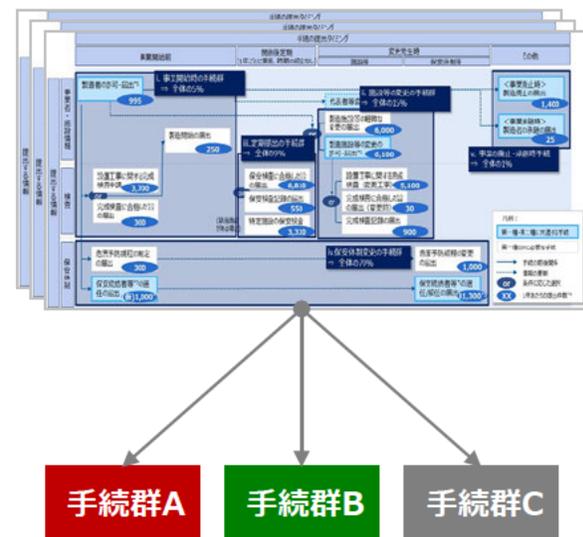
調査結果まとめ

調査結果を手続一覧にマッピングし、整理



手続分類

3調査の結果から、類似特徴を持つ手続をまとめ、分類



3.7. 手続の分類

調査①手続件数

年間5,000件を超える10手続のうち、変更発生時のものが9手続。提出タイミング別でも、年間処理件数全体に占める割合は、開始後定期手続が9%に対して、変更発生時手続が86%と大半を占める。

年間5,000件を超える手続

手続名	タイミング	情報	件数		手続名	タイミング	情報	件数	
			合計(件)	割合(%)				合計(件)	割合(%)
製造者の許可・届出	事業開始前	事業者・施設情報	995	1	保安技術管理者の選任の届出	変更発生時	保安体制	900	1
設置工事に関する完成検査	事業開始前	検査	3,700	3	保安技術管理者の解任の届出	変更発生時	保安体制	900	1
完成検査に合格した旨の届出	事業開始前	検査	30	0	保安係員の選任の届出	変更発生時	保安体制	20,000	17
危害予防規程の制定の届出	事業開始前	保安体制	300	0	保安係員の解任の届出	変更発生時	保安体制	20,000	17
製造開始の届出	事業開始前	事業者・施設情報	250	0	保安主任者の選任の届出	変更発生時	保安体制	1,000	1
保安検査に合格した旨の届出	開始後定期	検査	6,810	6	保安主任者の解任の届出	変更発生時	保安体制	1,000	1
保安検査記録の届出	開始後定期	検査	550	0	保安企画推進員の選任の届出	変更発生時	保安体制	250	0
特定施設の保安検査	開始後定期	検査	3,320	3	保安企画推進員の解任の届出	変更発生時	保安体制	250	0
製造施設等の変更の許可・届出	変更発生時	事業者・施設情報	6,100	5	冷凍保安責任者の選任の届出	変更発生時	保安体制	3,500	3
製造施設等の軽微な変更の届出	変更発生時	事業者・施設情報	6,000	5	冷凍保安責任者の解任の届出	変更発生時	保安体制	3,500	3
設置工事に関する完成検査(変更工事)	変更発生時	検査	5,100	4	保安統括者等の代理者の選任の届出	変更発生時	保安体制	6,000	5
完成検査に合格した旨の届出(変更時)	変更発生時	検査	30	0	冷凍保安責任者の代理者の選任の届出	変更発生時	保安体制	3,500	3
完成検査記録の届出(変更時)	変更発生時	検査	900	1	保安統括者等の代理者の解任の届出	変更発生時	保安体制	6,000	5
危害予防規程の変更の届出	変更発生時	保安体制	1,000	1	冷凍保安責任者の代理者の解任の届出	変更発生時	保安体制	3,500	3
保安統括者の選任の届出	変更発生時	保安体制	6,000	5	製造廃止の届出	その他	事業者・施設情報	1,400	1
保安統括者の解任の届出	変更発生時	保安体制	6,000	5	製造者の承継の届出	その他	事業者・施設情報	25	0

3.7. 手続の分類

調査②自治体の業務負荷意識

窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に製造の許可、製造施設等の変更の許可の手続が上位となった。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)										回答数が上位の手続
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他	
第一種製造者の許可	81	81.8	1.2	58.0	100.0	2.5	1.2	4.9	43.2	6.2	6.2	4.9	
第一種製造者の危害予防規程の制定の届出	4	4.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
第一種製造者の製造施設等の変更の許可	70	70.7	34.3	61.4	92.9	2.9	1.4	1.4	45.7	5.7	5.7	7.1	
第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出	18	18.2	61.1	50.0	61.1	0.0	0.0	0.0	38.9	0.0	5.6	16.7	
事故届	32	32.3	6.3	40.6	12.5	9.4	31.3	34.4	34.4	3.1	3.1	28.1	
第一種製造者の製造廃止の届出	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
第一種製造者の設置工事に関する完成検査	23	23.2	13.0	8.7	52.2	8.7	0.0	0.0	13.0	4.3	13.0	30.4	
認定完成検査実施者の実施した完成検査記録の届出	2	2.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
指定保安検査機関が実施した保安検査に合格した旨の届出	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
第一種製造者の施設の変更工事に関する完成検査	9	9.1	55.6	11.1	55.6	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	44.4	
保安係員の選任の届出	1	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
保安係員の解任の届出	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他：保安検査	2	2.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	
その他：台帳作成事務	1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 第一種製造者の製造施設等の変更の許可：変更許可の完成検査は、許可内容にもよるが、大規模な施設（例えばCE等）を設置する場合、変更許可であっても、申請書類は強度計算等、多くの書類が添付され、完成検査時の確認資料は膨大なものとなるため、書類審査に多くの時間と労力を要するため。

3.7. 手続の分類

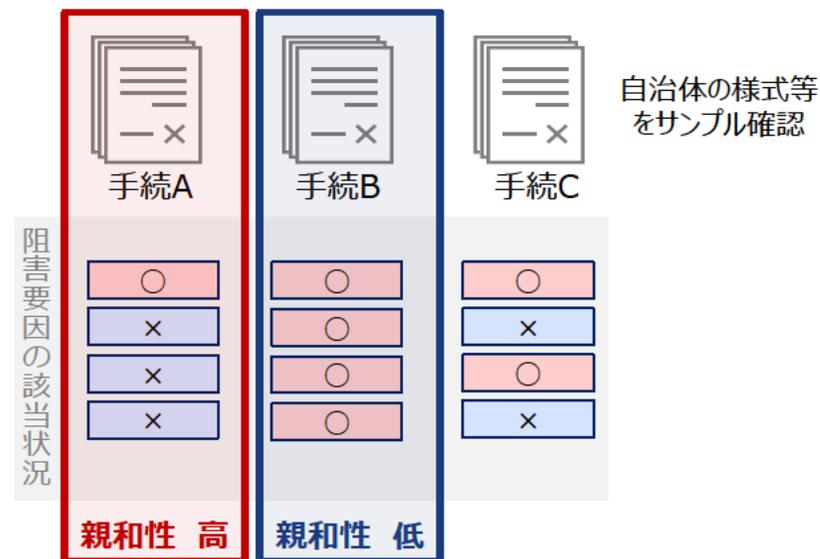
調査③オンライン化への親和性（調査方法）

オンライン化への親和性を判断するにあたり、まず、オンライン化の阻害要因を基準として設定。一部自治体の申請書類や手引き等をサンプルとして、該当の有無を確認。該当数が多いものはオンライン化への親和性が低いと判断した。

阻害要因とその判定基準

オンライン化の阻害要因		該当の判定基準
提出書類	添付資料の量が多い a	添付資料が10件以上
	添付資料のサイズが大きい b	配置図等の図面を含む
	自治体ごとの添付資料がバラつく c	添付資料のバラつきが1件でもある
申請項目	様式内の申請項目がバラつく d	申請項目のバラつきが1件でもある
	様式内の申請項目が非定型である e	非定型の申請項目が1つでもある
手数料の窓口支払い f		手数料の窓口支払いが必要

親和性の判断方法



※ 確認資料は以下の通り。いずれも令和4年1月24日確認

- 高圧ガス製造・貯蔵・消費関係申請・届出の手引(令和3年4月)
 - 千葉県防災危機管理部産業保安課
 - 千葉市消防局予防部指導課
- (<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/documents/20210401tebikiseizou.pdf>)

- 高圧ガス製造許可申請の手引き(令和3年3月改正)
 - 三重県防災対策部消防・保安課
- (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000944462.pdf>)
- 大阪府HP
- (https://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/kouatugas_sinsei/)

3.7. 手続の分類

調査③オンライン化への親和性（調査結果）

第一種事業者の手続においては、下記1,2,4,5のように提出書類や申請項目の種類が多い手続がある一方で、届出（3,6,10-12）のように添付書類がなく、申請項目も少ないものも多数ある。

第一種事業者の手続(一部抜粋)

オンライン化阻害要因への該当 (○…該当有 ×…該当無)

	処理件数	提出書類			申請項目		f 手数料支払い
		a 資料の量	b 資料サイズ	c 添付資料のバラつき	d バラつき	e 非定型	
1 第一種製造者の製造の許可	335	○	○	×	○	○	○
2 第一種製造者の製造施設等の変更の許可	5,100	○	○	×	○	○	○
3 第一種製造者の製造開始の届出	100	×	×	×	×	×	×
4 第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出	6,000	×	○	○	○	○	×
5 事故届	520	○	○	○	×	○	×
6 第一種製造者の廃止の届出	400	×	×	×	×	×	×
7 第一種製造者の設置工事に関する完成検査	3,700	×	×	○	×	×	○
8 第一種製造者の施設の変更工事に関する完成検査	5,100	×	×	○	×	×	○
9 認定完成検査実施者の実施した完成検査記録の届出	30	×	×	○	○	×	×
10 指定保安検査機関が実施した保安検査に合格した旨の届出	6,810	×	×	×	×	×	×
11 保安係員の選任の届出	20,000*1	×	×	×	○	×	×
12 保安係員の解任の届出	20,000*1	×	×	×	○	×	×

■ : 該当する阻害要因が多い手続
 □ : 該当する阻害要因が少ない手続

※阻害要因への該当が2つ以上のものを該当が多い手続として整理

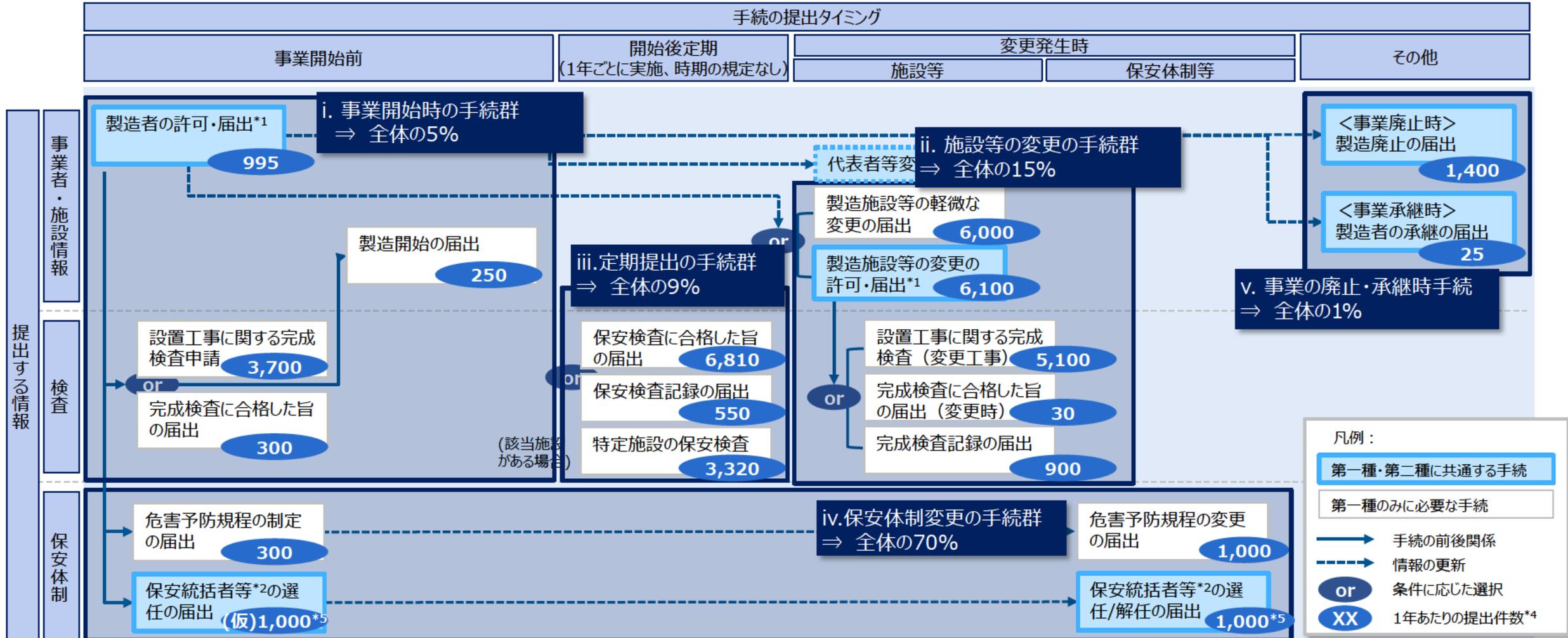
*1 第一種・第二種製造者の合計数

*2内閣官房IT総合戦略室における行政手続等の棚卸結果 令和2年度調査（令和元年度末（令和2年3月31日）時点）(https://cio.go.jp/tetsuduki_tanaoroshi)

3.7. 手続の分類

調査結果まとめ - 第一種製造者の年間提出件数

事業開始・事業変更の際の手続群は、該当する一部の事業者のみ提出するものであり、全体の2割程度。一方、検査報告や保安体制の変更などは定期的に報告されるものであるため、総件数の8割を占める。



*1 第一種の場合は許可申請、第二種の場合は届出 *2 保安統括者/保安技術管理者/保安係員/保安主任者/保安企画推進員/冷凍保安責任者およびこれらの代理者などがあり、事業内容や規模等により必要な資格者が異なる

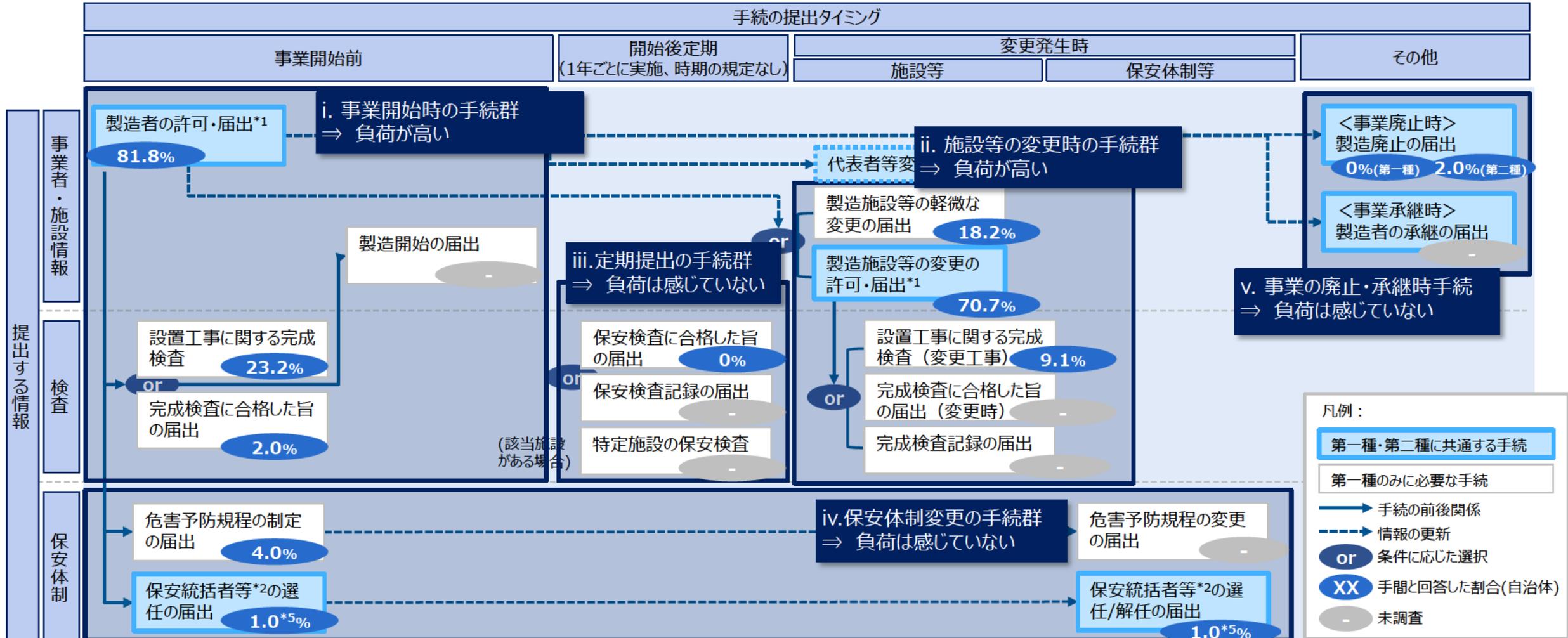
*3 法定手続でない可能性あり *4内閣官房IT総合戦略室における行政手続等の棚卸結果 令和2年度調査(令和元年度末(令和2年3月31日)時点)(https://cio.go.jp/tetsuduki_tanaoroshi)

*5 事業開始とそれ以降での区別がないため、「製造者の許可・届出」と同程度が事業開始前に提出されると仮置き 50

3.7. 手続の分類

調査結果まとめ - 第一種製造者の手続に対する業務負荷意識（自治体）

事業者・施設情報に関する手続は、事業開始時・変更発生時において負荷が高いと感じる自治体の割合が多い。一方で、事業の廃止・承継時および定期提出の手続・保安体制の変更の手続に関しては、負荷が高いとの回答は少ない。



*1 第一種の場合は許可申請、第二種の場合は届出 *2 保安統括者/保安技術管理者/保安係員/保安主任者/保安企画推進員/冷凍保安責任者およびこれらの代理者などがあり、事業内容や規模等により必要な資格者が異なる

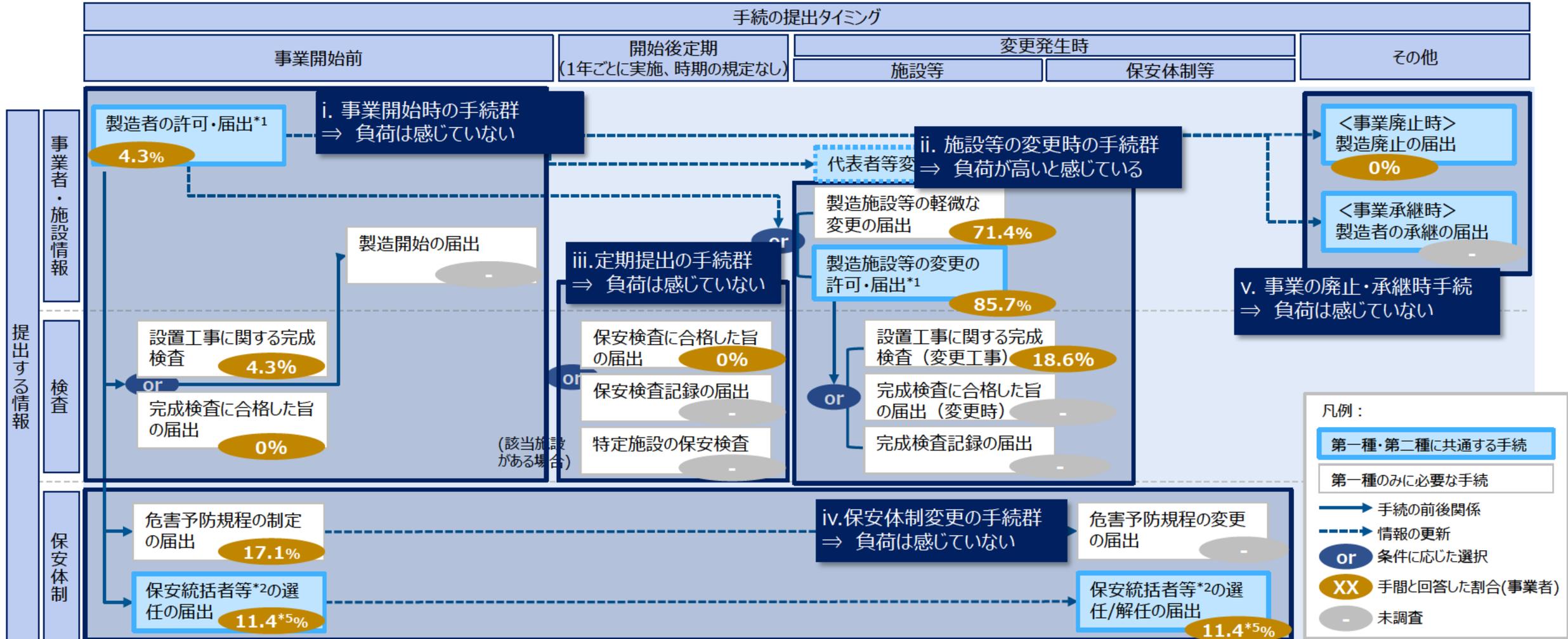
*3 法定手続でない可能性あり *4 弊社実施アンケートにて、「手間と感じる手続」として回答した自治体の割合

*5 事業開始時と変更発生時の区別がないため同率とする

3.7. 手続の分類

調査結果まとめ - 第一種製造者の手続に対する業務負荷意識（事業者）

事業者・施設情報に関する手続は、変更発生時において負荷が高いと感じる事業者の割合が多い。一方で、事業の廃止・承継時および定期提出の手続・保安体制の変更の手続に関しては負荷が高いとの回答は少ない。



*1 第一種の場合は許可申請、第二種の場合は届出 *2 保安統括者/保安技術管理者/保安係員/保安主任者/保安企画推進員/冷凍保安責任者およびこれらの代理者などがあり、事業内容や規模等により必要な資格者が異なる
 *3 法定手続でない可能性あり *4 弊社実施アンケートにて、「手間と感じる手続」として回答した事業者の割合
 *5 事業開始時と変更発生時の区別がないため同率とする

3.7. 手続の分類

手続の分類

「手続件数」・「自治体の業務負荷意識」・「オンライン化への親和性」を整理し、手続を3つに分類。特に1件当たりの審査負荷の高い「高負荷手続」、件数が多い「高頻度手続」は、それぞれに適したオンライン化の仕組みが求められる。

手続群	該当手続例	手続件数	自治体の業務負荷意識	オンライン化への親和性	分類結果
i 事業開始前 の手続群	<ul style="list-style-type: none"> 製造者の許可・届出 製造開始の届出 設置工事に関する完成検査 完成検査に合格した旨の届出 	件数割合：5% 提出の契機が発生する頻度は低い、1回の手続数が多い	負荷意識：高 添付書類の多さや窓口対応の負荷が高い	親和性：低 特に製造者の許可・届出や、施設等の変更時の手続群に阻害要因が多い	① 高負荷手続 量は多くないが、手続の1件ずつに、内容の精査や妥当性の審査が必要な手続群 ⇒ 効率的に手続の審査ができる仕組みが求められる 
ii 施設等の変更時 の手続群	<ul style="list-style-type: none"> 製造施設等の変更の許可・届出 製造施設等の軽微な変更の届出 設置工事に関する完成検査（変更工事） 完成検査に合格した旨の届出（変更時） 完成検査記録の届出（変更時） 	件数割合：15% 提出の契機が発生する頻度は高くないが、1回の手続数が多い			
iii 定期提出 の手続群	<ul style="list-style-type: none"> 保安検査に合格した旨の届出 保安検査記録の届出 特定施設の保安検査 	件数割合：9% 手続数は多くないが、毎年提出される		親和性：- ※未調査	② 高頻度手続 手続内容の詳細な審査は不要だが、量が多く、トータルでの業務量が多くなる手続群 ⇒ 効率的に手続の処理ができる仕組みが求められる 
iv 保安体制変更 の手続群	<ul style="list-style-type: none"> 危害予防規程の制定/変更の届出 保安統括者等*2の選任/解任の届出 	件数割合：70% 提出の契機、年間の手続数が共に多い	負荷意識：低 件数の多さが手間との意見はあるが、負荷が高い意識はほぼない	親和性：高 一部手続に自治体間での申請項目のバラつきが見られるが、阻害要因は少ない	
v 事業の廃止・承継時 の手続	<ul style="list-style-type: none"> 製造廃止の届出 製造者の承継の届出 	件数割合：1% 提出の契機、1回の手続数が少ない			③ その他手続 量・負荷共に少なく業務インパクトが少ない手続

3.8. 手続情報の利活用の用途

現状の関係図を基に、関連する情報の連携・活用がないかを関係者に確認。

調査

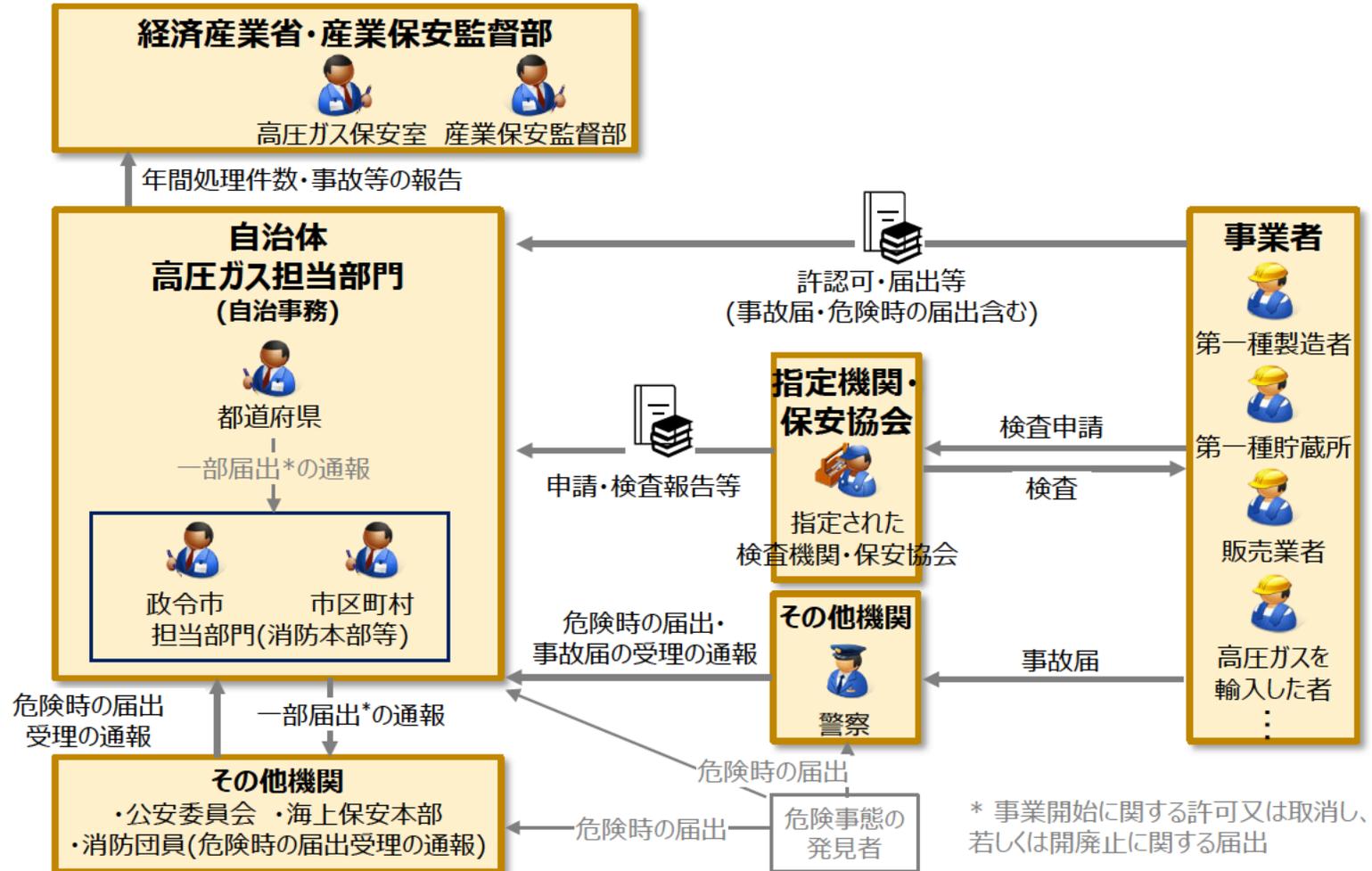
- 先の現状の関係図を基に、以下の関係者間での手続情報の連携・活用の内容を整理
- さらに、記載のない範囲での連携・活用がないか一部関係者にヒアリング

関係者

- 経済産業省/産業保安監督部
- 自治体
- 事業者
- 指定機関
- その他機関

※ 赤字部分はヒアリング先

現状の関係図



3.8. 手続情報の利活用の用途

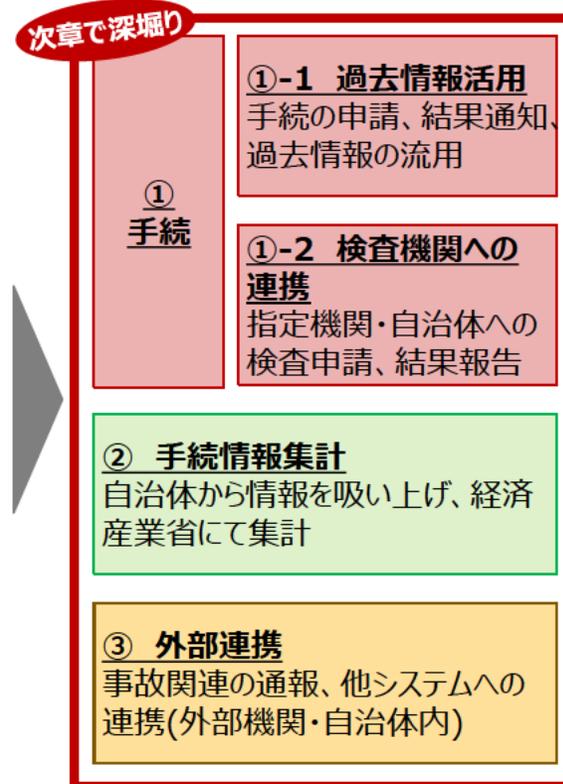
手続情報の利活用パターン

手続情報の連携・活用内容を情報の連携元・連携先別に以下の通り整理。連携内容に応じて分類すると、手続業務、自治体と経済産業省間の集計業務、自治体と他機関の間の情報連携の3つに分類される。次章で詳細を深掘りし、対応を検討。

アクター間の情報連携

		情報連携先				
		自治体	事業者	指定機関	経済産業省/ 産業保安監督部	他機関
情報連携元	自治体	② 手続情報の連携 ③ 独自システム連携	①-1 申請結果通知	①-1 申請結果通知	② 手続情報の連携	③ 一部届出の通報 ③ NEFOAPへの連携
	事業者	①-1 許認可・届出 ①-2 検査	-	①-2 検査	①-1 許認可・届出	③ 事故届
	指定機関	①-2 検査	①-2 検査結果報告	-	-	-
	経済産業省/ 産業保安監督部	② 手続集計結果通知	①-1 申請結果通知	①-1 申請結果通知	-	-
	他機関	①-1 危険時の届出 ③ 事故届受理の通報	①-2 検査結果報告	-	-	-

手続情報の利活用パターン



※アンケート結果及びヒアリング結果を基に弊社にて作成

3章調査結果サマリ

オンライン化に向けた現状の整理の調査結果は下記のとおり。自治体・事業者のオンライン化への以下の期待内容に関して、次章で対応を検討する。

	項目	調査結果
3.1	自治体への手続提出状況	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の処理件数は年間100件未満から1,000件以上まで様々 提出件数が多く、かつ市区町村等へ権限移譲していない自治体も存在
3.2	受付業務のオンライン化状況	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県では、年間手続数が多い地域はシステム利用でのオンライン申請導入が進み、6割が導入済（メールでのオンライン申請を加えると7割がオンライン申請導入済） 政令市では、年間手続数が少ない地域でオンライン申請導入が進み、4割が導入済、うちシステム利用は3割 都道府県・政令市共に、システム利用でのオンライン化率・オンライン利用率は低い状況
3.3	受付後の業務のオンライン化状況	<ul style="list-style-type: none"> 自治体内部での処理のために紙に出力しているケースがあり、オンラインでの業務は限定的 受付がオンラインの場合でも、保存・管理を紙で行う地域が9割超
3.4	自治体のオンライン化に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 申請・審査時の業務負荷、データ活用余地、紙媒体の処理負荷に課題意識があり、中でも、紙媒体の処理負荷の削減についてオンライン化への期待が高い
3.5	事業者の手続提出状況	<ul style="list-style-type: none"> 年間手続数が多いのは製造者(第一種・第二種)・貯蔵所(第二種のみ)、販売業者 手続種別では、第一種の製造者・貯蔵所、特定高圧ガス消費者は変更の届出が多い
3.6	事業者のオンライン化に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 自治体意見と同様に、申請・審査時の業務負荷、データ活用余地、紙媒体の処理負荷に課題意識が挙げられたが、紙媒体の処理負荷の軽減、業務負荷軽減への期待が高い
3.7	手続の分類	<ul style="list-style-type: none"> 「手続件数」・「自治体の業務負荷意識」・「オンライン化への親和性」の調査結果に類似性が見られた手続群を分類すると、1件当たりの審査負荷が高い「高負荷手続」、件数が多い「高頻度手続」、「その他手続」の3つ
3.8	手続情報の利活用の用途	<ul style="list-style-type: none"> 手続情報は「手続」業務、自治体と経済産業省間の「手続情報集計」業務、自治体と他機関の間の「外部連携」の3つの業務パターンで連携・活用

自治体・事業者のオンライン化への以下の期待内容に関して、対応を検討

申請・審査の効率化
紙主体での業務
データ利活用促進

データ利活用は現行の活用内容を参考に検討

4. オンライン化検討に向けた詳細分析

4.1. 申請・審査の効率化

4.2. 紙主体での業務

4.3. 手続情報のデータ利活用促進

4.1. 申請・審査の効率化

審査・申請に関する受領意見を基に、「3.7. 手続の分類」にて業務負荷が高いと整理された、第一種製造者の事業開始前・変更発生時の手続をサンプルとして対応案を検討。検討にあたり、手続の関係性、手続で報告すべき内容や資料を調査。

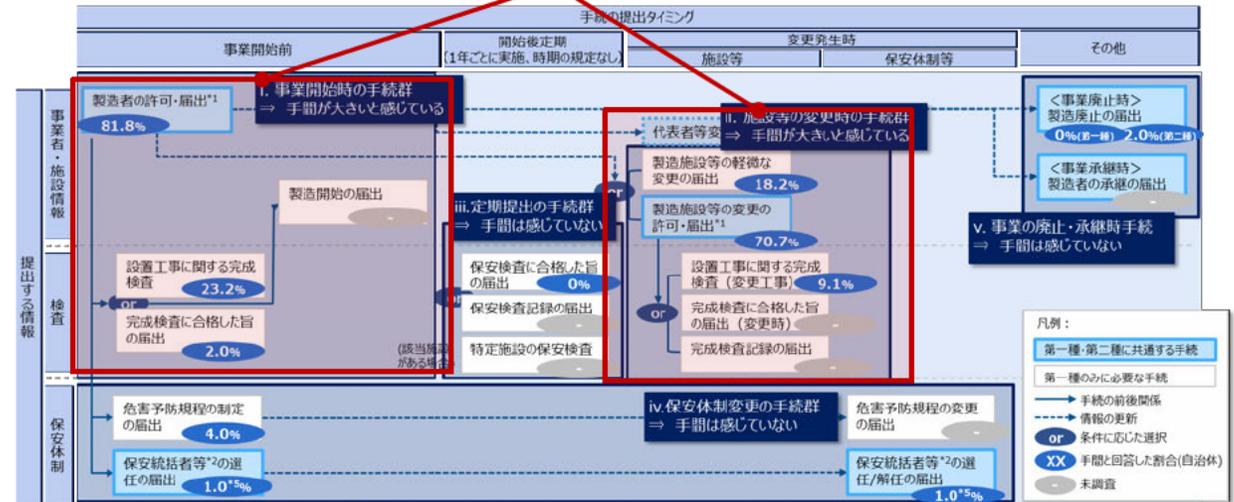
審査・申請に関する受領意見

自治体意見	事業者の申請書に不備が多い
事業者意見	1か所の変更であっても複数項目の記入が必要
	申請書への記載項目が多い
	記載項目が過去の提出資料と重複することが多い
	添付資料が過去の提出資料と重複することが多い
	項目に記載すべき内容が分かりづらい
	雛型の無い資料についても雛型を作成してほしい

入力項目への意見

検討対象手続

第一種製造者の事業開始前・変更発生時の手続



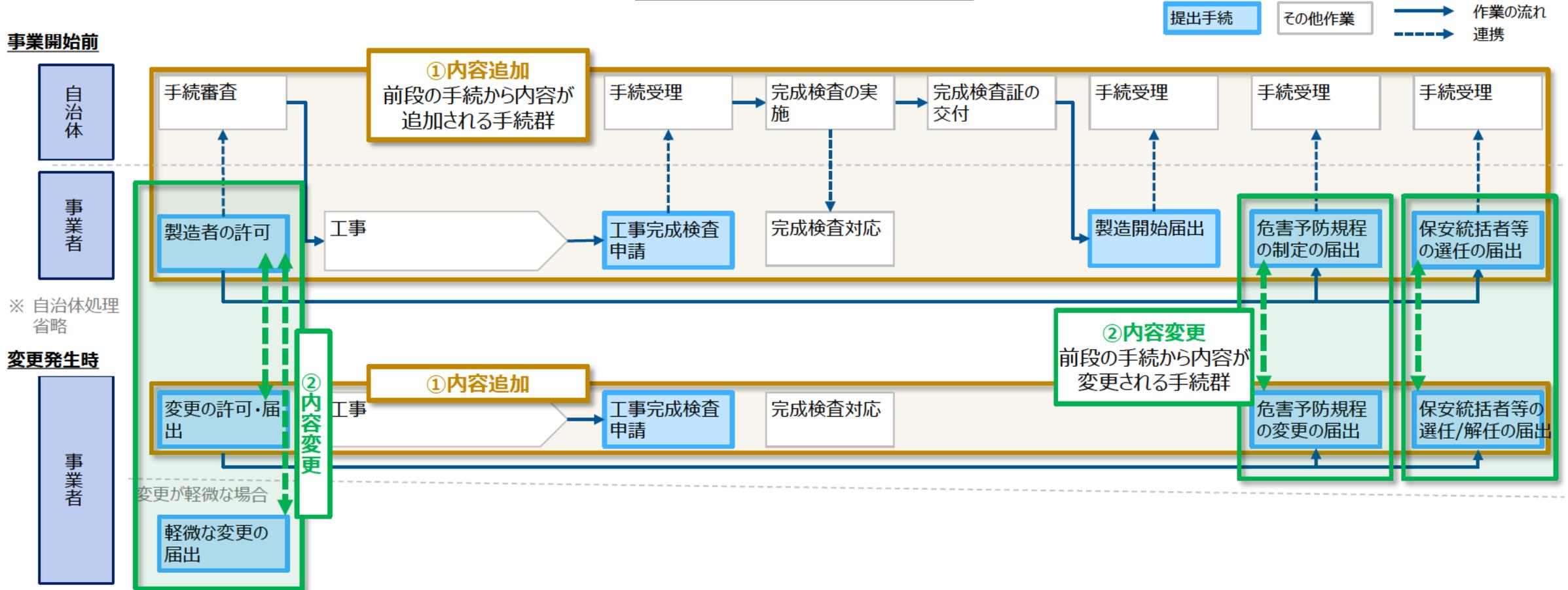
入力項目の入力・確認負荷の効率化を検討
 検討にあたり、手続の関係性、手続で報告すべき内容や資料を自治体の様式・手引きより調査

4.1. 申請・審査の効率化

手続間の情報連携パターン

事業開始にあたり提出する製造者の許可の手続（以降、「前段の手続」とする）から、①内容追加されるもの、②内容変更されるもの、の2パターンがある。これらの手続間では作業の重複が発生する可能性があることから、以降の頁で、重複する申請内容や添付資料を両パターンそれぞれについて調査した。

事業開始前・変更発生時の手続*



* 第一種製造者に係る手続について調査

4.1. 申請・審査の効率化

①「内容追加」パターンにおける申請の重複

新規申請であっても内容の妥当性確認のため、申請済の他手続情報の再度提出を求めている自治体もある。オンライン化に際しては、過去提出済みの手続を事業所ごとに検索・参照できるような機能を設ける。



4.1. 申請・審査の効率化

②「内容変更」パターンにおける申請の重複

内容変更手続では、前段の手続の変更書類を提出しているが、資料内での変更がない部分は重複提出となる。さらに、自治体によっては過去に申請済の手続情報を再度提出することを求めているところもある。

提出書類		前段の手続		内容変更手続		
		第一種製造者の許可		第一種製造者の製造施設等の変更の許可	第一種製造者軽微な変更の届出	
記述書	申請書	高圧ガス製造許可申請書	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	高圧ガス製造施設等軽微変更届書		
	申請内容	製造計画書	変更明細書			
	詳細情報	技術上の基準に対応する事項	技術上の基準に対応する事項	許可で申請した資料のうち、変更しようとする部分を添付		
		ガス設備一覧表				
		配管一覧表				
		各種弁一覧表				
		温度系一覧表				
		圧力系一覧表				
		強度計算書				
		耐震設計一覧表				
添付資料	図面関連	事業所付近状況図	事業所付近状況図	変更する場合は提出		
		事業所全体平面図		製造施設配置図		
		製造施設配置図		変更する場合は提出		
		製造工程の概要を説明した書面及び図面		フローシート又は配管図		
	書面関連	フローシート又は配管図		許可で申請した資料のうち、変更しようとする部分を添付		
		基礎及び構造物の構造を示した図面				
		処理能力・貯蔵能力の計算書				
		耐震設計構造物に係る計算書				
		登記事項証明書(法人の場合)				
		その他	その他必要な書面又は図面			

申請の重複

内容変更手続では、申請書と変更明細書の他は、前段の手続で提出した内容から変更がある資料の提出となる*ため、資料内の変更に関わらない項目は重複提出となる。

さらに、一部自治体では、変更のない資料についても確認のため再提出を求める場合も存在。

過去情報を流用した申請
過去手続履歴の確認
により効率化

具体の対応案は
5章参照

各資料内の変更のない部分は重複提出

* 一例として製造者の許可・変更手続を挙げているが、他の内容変更手続においても同様

4.1. 申請・審査の効率化

(参考) 申請書類の種類

各手続の提出書類は、「申請書」、申請内容の「記述書」、申請内容を確認できる「添付資料」の3種類に定義する。申請書以外は手続によって要否が分かれる。

☰

✕

申請書

手続の頭紙として、各手続必須提出のもの。A4の一枚に収まる規定の書式に手続の基礎的な情報を記載。

高圧ガス製造許可申請書	一 般 特 定	× 整理番号 × 審査結果 × 受理年月日 × 許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事業所(本社)所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			
欠格事由に 関する事項	1. 高圧ガス保安法附則第1項の規定により許可を取り消され、取り消しの日から2年を経過しない者 2. この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 3. 心身の障害 4. 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3条の3の2に該当する者があるもの		
年 月 日			
代表者 氏名			
〒 事業所 番 号			
× 事業所コード	連絡担当者	氏 名	電 話 番 号

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×の項は記載しないこと。

☰

☰

☰

記述書

手続の内容の詳細が記述されるもの。手続の内容により異なる。技術基準への適合状況や設備等の内容説明など。

製造計画書

1. 製造の目的

2. 製造の工程

資料イメージ

(左支社上への基幹部に発行する用紙。右は図式製法説明書用紙)

規則	項目	対応事項	該当の有無	資料名 (図面番号)
一般 6条	製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(天然ガススタンド、LPGガススタンド及びPET輸水スタンドを除く。)			
1号	1号 境界線・警戒線(事業所)			
2号	2号 設備距離	第1種設備距離— m (第1種保安物件()までの距離: m) 第2種設備距離— m (第2種保安物件()までの距離: m)		
3号	設備距離確保のための貯蔵設備及び処理設備の埋設等			
4	・貯蔵設備の埋設 ・貯蔵設備又は処理設備の埋設			
5	・貯蔵設備又は処理設備の耐火 ・耐火設備の有効な措置			
6	・貯蔵設備又は処理設備の耐火 ・耐火設備の有効な措置			
4号	貯蔵の地盤面下設置(埋設)			

☰

添付資料

申請書や申請内容の記述書に記載された内容が正しいことを審査者が確認できる書類。証明書などの事実を裏付ける資料と、配管図や機器一覧等、詳細を示す資料がある。

- 証明書等
例) 登記簿謄本、資格免状の写し
- 図面等
例) 計算書、配管図、体制図

(参考)高圧ガス製造・貯蔵・消費関係申請・届出の手引(令和3年4月)資料のイメージは以下より

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/documents/20210401tebikiseizou.pdf>)

63

©2022 Accenture All Rights Reserved.

4.1. 申請・審査の効率化

(参考) 申請書類の種類 (「第一種製造者の許可」の例)

第一種製造者の許可は、申請書・記述書のほか、10種類以上の添付資料の提出が必要。また、変更の許可の場合は、記述書・添付資料の変更対象を提出するため、変更内容によっては同様の量の提出書類が必要。

 申請書	 記述書	 添付資料
<ul style="list-style-type: none">高圧ガス製造許可申請書	<ul style="list-style-type: none">製造計画書技術上の基準に対応する事項 (定置式製造設備)技術上の基準に対応する事項 (コンビ則)技術上の基準に対応する事項 (移動式製造設備)ガス設備一覧表 (塔・槽・反応器等)ガス設備一覧表 (熱交換器・加熱炉類)ガス設備一覧表 (ポンプ・圧縮機)ガス設備一覧表 (ストレーナー・液面計等)配管一覧表一般弁一覧表重要弁一覧表 (緊急遮断弁・調節弁等)安全弁・破裂板・逃し弁一覧表温度計一覧表圧力計一覧表強度計算書耐震設計一覧表	<ul style="list-style-type: none">製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 (事業所付近状況図)登記事項証明書 (法人の場合)事業所全体平面図高圧ガス製造施設配置図製造工程の概要を説明した書面及び図面フローシート又は配管図機器等一覧表処理能力・貯蔵能力の計算書耐震設計構造物に係る計算書高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面<ul style="list-style-type: none">- ガス設備の図面- 建屋等の図面 (容器置場、計器室、防液堤、障壁等)- 安全装置等の仕様及び図面 <p>※登記事項証明書又は住民票の写しを求める場合あり</p>

変更の許可の場合、「**製造計画書**」以外の記述書・添付資料のうち
変更しようとする部分を提出

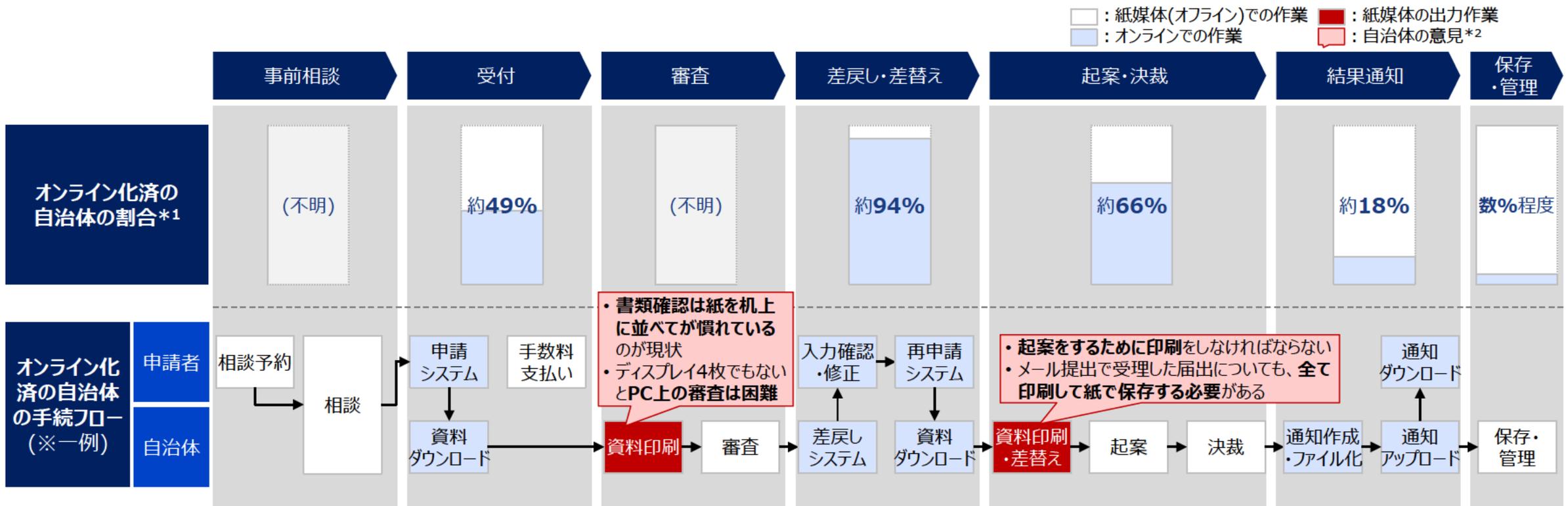
(参考)高圧ガス製造・貯蔵・消費関係申請・届出の手引(令和3年4月)

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/documents/20210401tebikiseizou.pdf>)

4.2. 紙主体での業務

プロセスごとのオンライン化状況 (1/2)

手続の段階（プロセス）によってオンライン化の状況は大きく異なる。また、オンライン申請システム導入済みの自治体であっても、受付後に紙媒体に出力して業務を行い、反って手数料を費やしている場合もある。オンライン化効果を最大化するためには、申請・受付の前工程・後工程も効率化するように考慮が必要。

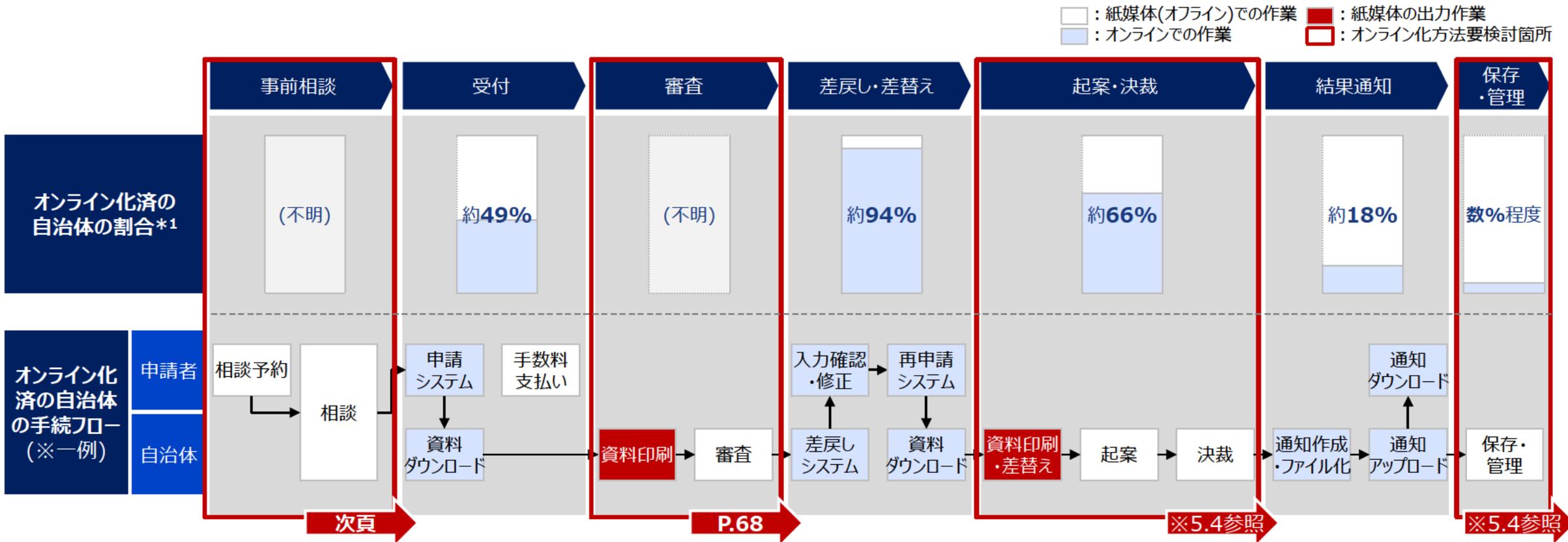


*1 詳細は3.2,3.3の調査結果を参照

*2 自治体アンケート及びプレヒアリングより

プロセスごとのオンライン化状況 (2/2)

特に、オンライン化されていないと想定される「事前相談」・「審査」や、申請・受付や差戻し・差替えの後工程の「起案・決裁」・「保存・管理」について、具体的なオンライン化方法の検討が必要である。



*1 詳細は3.2,3.3の調査結果を参照

「事前相談」プロセスのオンライン化の方針案

「事前相談」は、法令に対する適否、手続の要否・種類や提出書類の内訳に関する照会が多い。また現状は、不備の場合は資料修正後に再来庁、場合によっては再々修正が必要であり、手戻り・往復の不便が多く、避けがたい。Web会議等を併用し、画面上で質疑応答をしながら申請書を作成・修正・確認できることが、申請・受付のオンライン化と併せて重要。

(参考)問合せ内容の傾向

問合せ内容	比率(%)
内容の法令適合の問い合わせ	47.8
手続の要否・種類確認	34.3
提出書類の内訳確認	34.3
手続方法の問い合わせ	10.4
申請書の書き方の確認	10.4
来庁日(相談・申請)の予約	6.0
申請日の日程調整	6.0
手数料の確認	1.5

現状の対応

申請書類の追記・修正

- 事前相談は法令に関する適否、手続の要否・種類の確認及び提出書類の確認を主に行っている
- 窓口では図面等施設情報を確認しながら不明点及び資料内容の確認・修正を行う
- 現状は窓口来庁が必要なため、内容に不備があった場合は手戻りが必要となり、負荷がかかっている

不備があった場合は手戻りが発生
後日...

オンライン化の方針案

Web会議の活用

- 申請者が入力したフォーマットを画面で共有しながら内容の確認・修正を行うことで、来庁せずに申請書を追記・修正することが可能
- 申請に不備があった場合の手戻りが無くなるため、申請に係る負荷が軽減
- 窓口での図面確認が必要な場合も、図面を郵送した上で、事前にWeb会議にて相談事項を共有することで会議回数の削減が可能

来庁せずに申請書の追記・修正することが可能

※自治体アンケート問27を元に集計
n=67(未回答の自治体は対象外)
複数回答可

※メール・電話・システムを介した問合せ内容

「審査」プロセスのオンライン化の方針案

現状では、申請・受付をオンライン化している自治体でも、審査は書類確認のため紙媒体に出力しているケースが散見される。その要領より好転するためには、審査プロセスのオンライン化に際しては、以下のような機能による審査負荷の軽減が必要。

🔍 事業者情報の検索

事業者の過去の申請情報や事業所情報を検索・参照できる。



●●事業所 添付PDF

所在地)東京都…xxx

施設数)●施設 = xx箇所…

ガスの処理能力)●施設 = xxm³

直近の協議)xxx…参考法令xx

❗ 変更箇所のハイライト

事業者の過去の手続情報や、管理されている事業所の情報と差異がある場合に、変更箇所をハイライトで表示する。



申請内容

📄 複数画面表示*

画面分割やタブ分割などの機能で、複数の手続情報や審査に必要な情報などを表示できる。



申請内容

過去の申請内容

✅ 自動チェック

機械的な判断が可能な項目については、事業者が入力した内容をシステムで自動チェックする。



申請内容



* 大型図面等、法令上必須とされていない提出書類の内オンラインでの確認が難しい書類については、別途郵送等で紙媒体での提出・確認とする想定

** 左記機能の実装にあたっては、利用するシステムにより、対応可否が異なる。システム側での対応可否を精査し、さらに業務上必要と思われる機能詳細の検討が必要。

手続情報のデータ利活用案の検討

現状の手続情報の活用パターンを踏まえ、それぞれに対してオンライン化後のデータ利活用案の検討を行った。

手続情報の活用パターン		利用者	活用内容案	記載箇所
① 手続	①-1 過去情報活用 手続の申請、結果通知、過去情報の流用	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 手続申請時に、過去の手続情報を活用し、効率的に申請できる 	※5.3参照 (P.83,84)
		自治体	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容確認時に、事業者の過去の手続情報や事業所の情報を参照し、審査を効率的に行う 	
	①-2 検査機関への連携 指定機関・自治体への検査申請、結果報告	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 検査関連手続の申請時に、自治体・指定機関に重複した情報を提供する負荷を軽減する 	P.70
		自治体	<ul style="list-style-type: none"> 検査関連手続の対応時に、自治体から指定機関に情報を連携する負荷を軽減する 	
② 手続情報集計 自治体から情報を吸い上げ、経済産業省にて集計		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 委譲先の自治体にまで分散していた申請情報を一元管理、もしくは情報連携することで、経済産業省が効率的に集計可能とする 	P.71
③ 外部連携 事故関連の通報、他システムへの連携(外部機関・自治体内)		自治体	<ul style="list-style-type: none"> 申請情報を一元管理することで、関係組織との情報連携を容易に、かつ連携時の作業負荷やミスを軽減する 	P.72

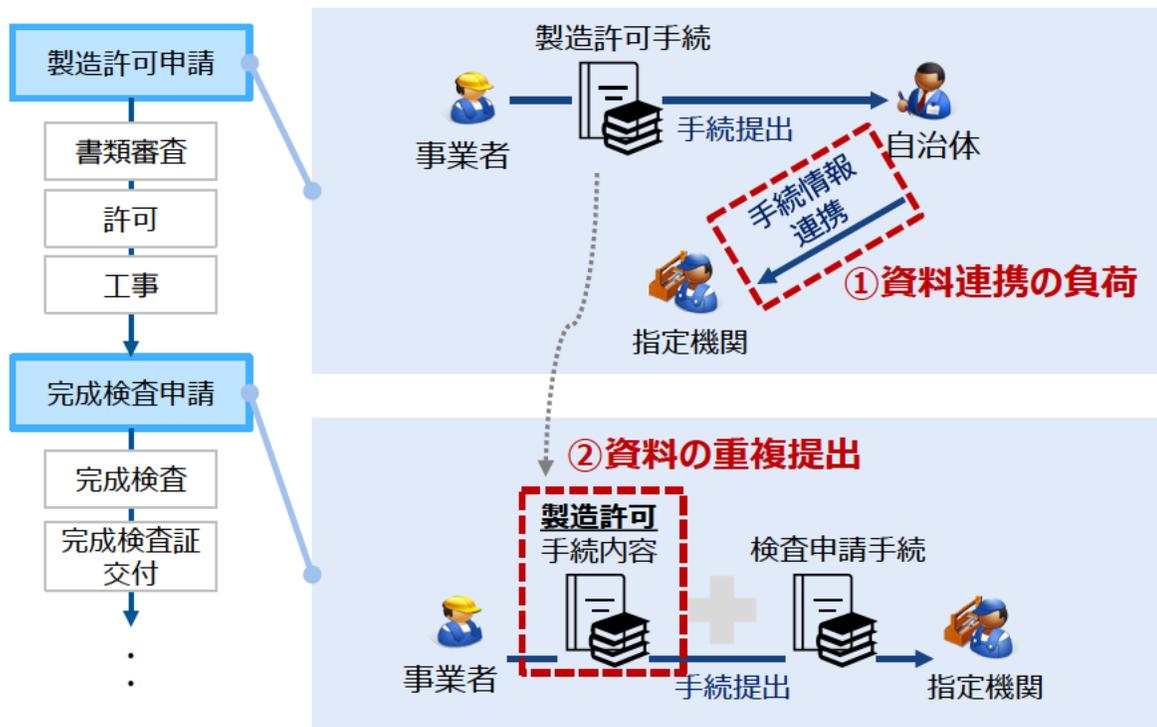
手続情報の活用パターン「①-2 検査機関への連携」のデータ利活用案

① 手続	①-1 過去情報活用
	①-2 検査機関への連携
② 手続情報集計	
③ 外部連携	

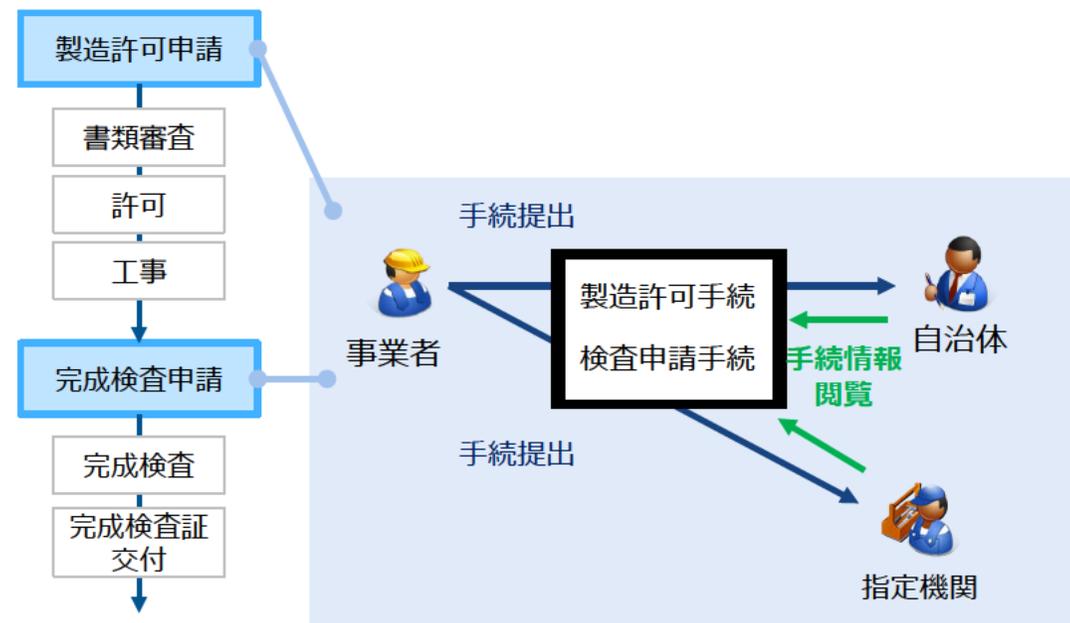
完成検査を指定機関で受検する際、自治体の運用によっては、指定機関への情報連携のため自治体から資料連携を行う、事業者が自治体と指定機関に同内容を提出するなどの作業が存在する。このような手続は、オンライン化により申請情報を自治体及び指定機関が共通に確認できる改善余地が大きい。

提出手続 その他作業 → 作業の流れ

現状のデータの流れ（例：製造許可申請～完成検査）



オンラインでの情報活用後（例：製造許可申請～完成検査）



オンライン上で申請した情報を自治体及び指定機関が確認することで
自治体の情報連携の負荷・事業者の資料を重複提出する負荷を軽減

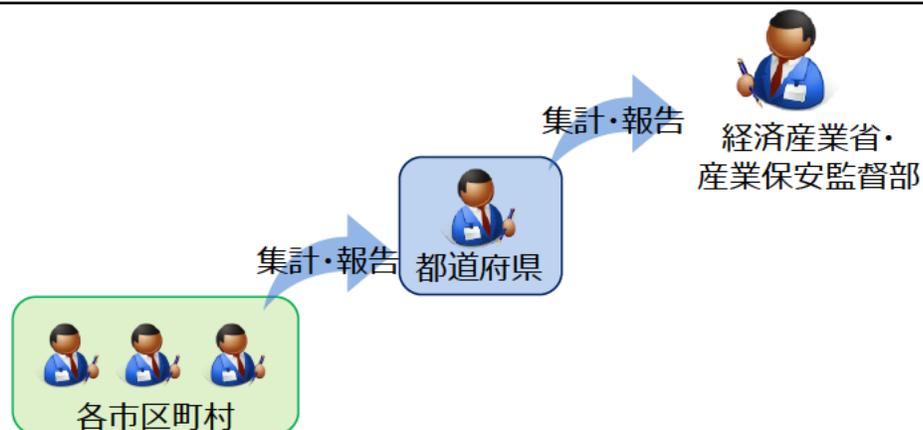
課題	自治体	・ 自治体から指定機関へ情報連携する作業が発生している(①)
	事業者	・ 製造許可申請時と同じ書類を指定機関へ提出している(②)

手続情報の活用パターン「②手続情報集計」のデータ利活用案

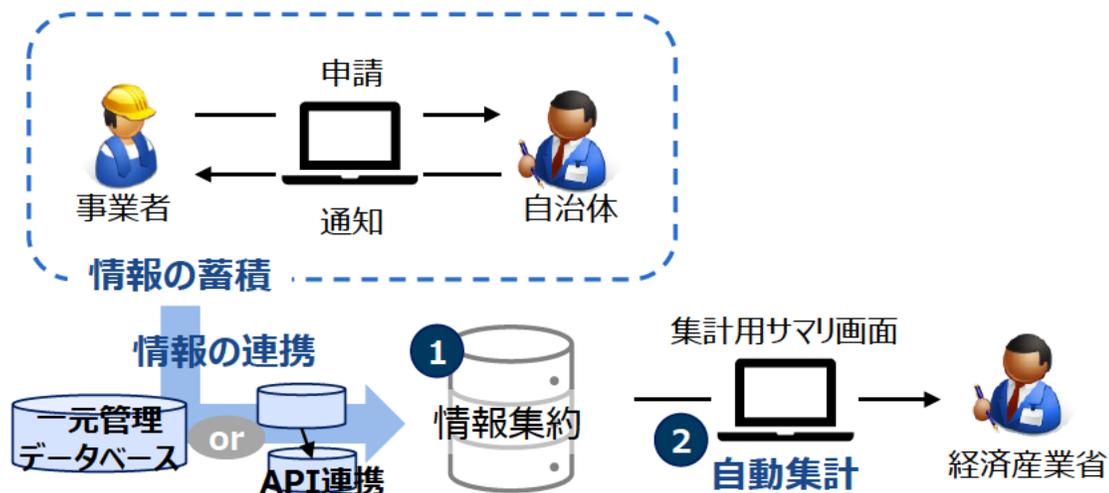
① 手続	①-1 過去情報活用
	①-2 検査機関への連携
② 手続情報集計	
③ 外部連携	

手続情報集計は、委譲先の市区町村で集計を行い、それらを委譲元の自治体(都道府県、政令市)が取りまとめ、経済産業省に報告している。各自治体に分散する情報はオンライン申請システムに一元管理あるいはAPI連携などで、確認を容易にし集計作業を自動化することで、定期繰り返しの煩瑣な作業を負荷軽減する余地が大きい。

集計対応におけるデータの流れ (イメージ)



オンライン方式での施策案・効果



特徴

- 手続情報・事業者情報の集計方法は各自治体独自(Excel・Access等)
- 各自で集計し、取りまとめ先(都道府県・政令市等)に報告
- 47都道府県から上がってきた数値を経済産業省にて取りまとめ、集計
- 自治事務のため、経済産業省から自治体への確認作業は最小限

課題

①情報管理

• 集計に必要な情報が各自治体に分散しているため、集計誤り発生時の確認範囲が広がる

②集計作業

- 市区町村、都道府県/政令市、経済産業省でそれぞれ集計作業が発生しており、作業が重複している
- 各自治体独自で集計していることから、集計条件にずれが生じる可能性がある

1

申請情報の集約

- 各自治体での申請情報を同じデータベースで管理、もしくはAPI連携することで、情報を集約し、自治体間での集計条件や観点のずれが生じることを防ぐ。

2

集計用サマリの自動集計

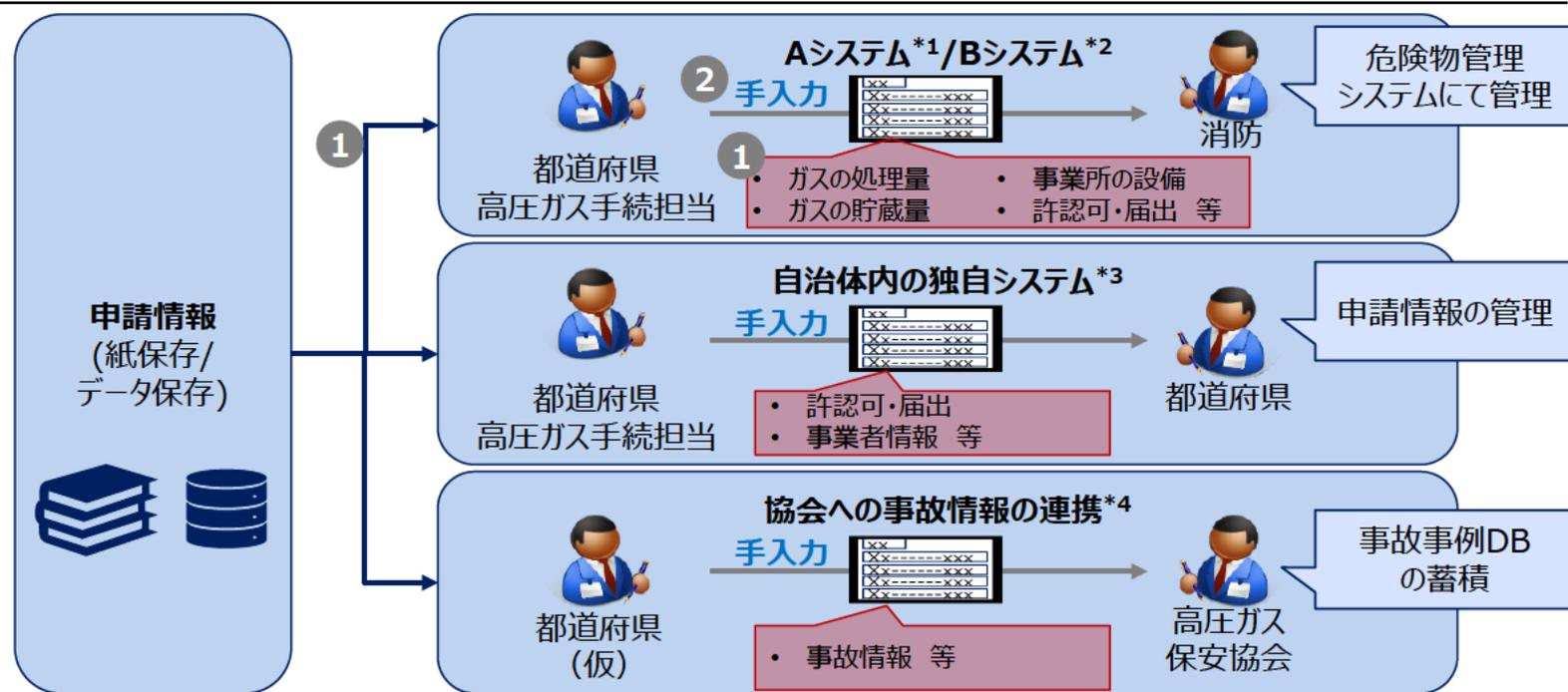
- 申請情報等の集計に必要な情報をデータベースから自動集計することで、各自治体での個別の取りまとめ・集計作業が不要となる。
- 経済産業省では好きなタイミングで集計が可能。

手続情報の活用パターン「③外部連携」のデータ利活用案

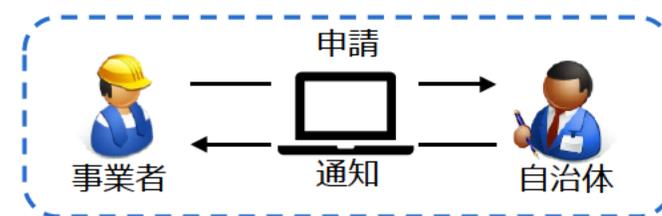
①	①-1 過去情報活用
手続	①-2 検査機関への連携
②	手続情報集計
③	外部連携

他システムへの情報連携は手入力に対応されており、自治体によって連携しているシステムや情報が異なる。加工ができる外部連携用データの抽出機能を持たせることで、作業負荷や入力誤りのリスク軽減に繋がる。

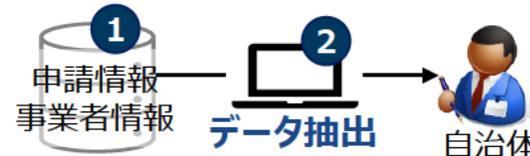
他システム連携におけるデータの流れ (例)



オンライン方式での施策案・効果



情報の蓄積



1 申請情報の一元管理

- 各自治体での申請情報を同じデータベースで管理することで、関係組織との情報連携を容易にする。

2 外部連携用データ抽出

- 連携に必要な情報(抽出条件、項目等)をカスタマイズ可能にすることで、連携時の取りまとめ作業負荷やオペレーションミスの軽減に繋げる。

特徴・課題	1 連携先・連携情報	<ul style="list-style-type: none"> 連携先・連携する情報が複数存在する 自治体によって連携しているシステム・情報が異なる
	2 連携方法	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体で処理した申請情報を他システムへ手入力で連携している ⇒ オペレーションミスが発生するリスクがある 許認可・届出の情報等、類似した情報を複数システムに連携する都度取りまとめ、手入力する

*1 A市ヒアリングにて回答あり
 *2 アンケート問97より(A県、B県、C県が回答)
 *3 アンケート問12,15,16等より
 *4 高圧ガス保安協会HPより

4章調査結果サマリ

オンライン化検討に向けた詳細分析の結果は下記のとおり。調査結果を踏まえ、次章ではオンライン化方針を検討する。

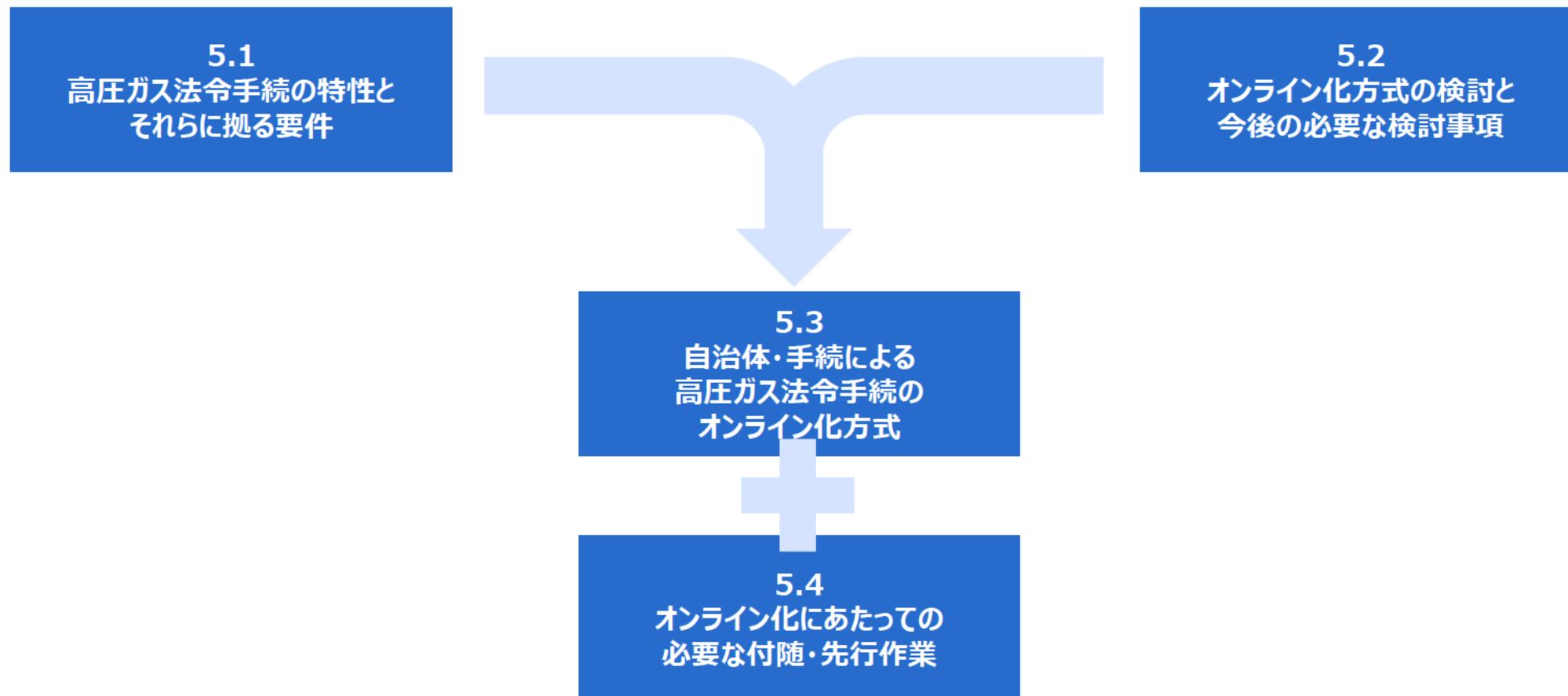
	項目	分析結果
4.1	申請・審査の効率化	<ul style="list-style-type: none">• 手順間の関係性として「内容追加」・「内容変更」の2つのパターンがあり、前段の手続の内容確認や重複提出が非効率で負荷となっている• オンライン化に際しては、「過去情報を流用して申請」・「過去手続履歴の確認」ができる仕組みを設けることで、申請・審査の効率化を図る
4.2	紙主体での業務	<ul style="list-style-type: none">• 手順のプロセスごとにオンライン化状況は異なり、オンライン化方式導入済みの自治体であっても、受付後に紙に出力して業務を行っているケースがある• オンライン化の効果を最大化するためには、受付以外のプロセスについてもオンライン上で処理を完結できるようにする• 「事前相談」プロセスは、Web会議等を併用することで、やりとりの手戻り・往復の負荷を軽減することが考えられる• 「審査」プロセスは、紙に出力する負荷を削減するため、審査負荷軽減につながる機能を検討することが必要である
4.3	手続情報のデータ利活用促進	<ul style="list-style-type: none">• 検査機関への連携への活用(①-2)としては、自治体や指定機関がオンライン上で事業者の申請情報を確認できるようにし、自治体の情報連携の負荷・事業者の資料を重複提出する負荷を軽減することが考えられる• 手続情報集計への活用(②)としては、事業者からの申請情報を一元管理し、自動集計することが考えられる• 外部連携への活用(③)としては、事業者からの申請情報を一元管理し、関係組織への情報連携に必要な情報を検索・抽出できるようにすることが考えられる

5. オンライン化方針検討

- 5.1. 高圧ガス法令手続きの特性とそれらに拠る要件
- 5.2. オンライン化方式の検討と今後の必要な検討事項
- 5.3. 自治体・手続きによる高圧ガス法令手続きのオンライン化方式
- 5.4. オンライン化にあたっての必要な付随・先行作業

本章の記載内容

本章では、これまでの調査結果による高圧ガス法令手続における特性からの要件と、考えられるオンライン化方式のパターンを定義する。その上で、高圧ガス法令における最適なオンライン化方針と、オンライン化に付随・先行し実施すべき作業を整理する。



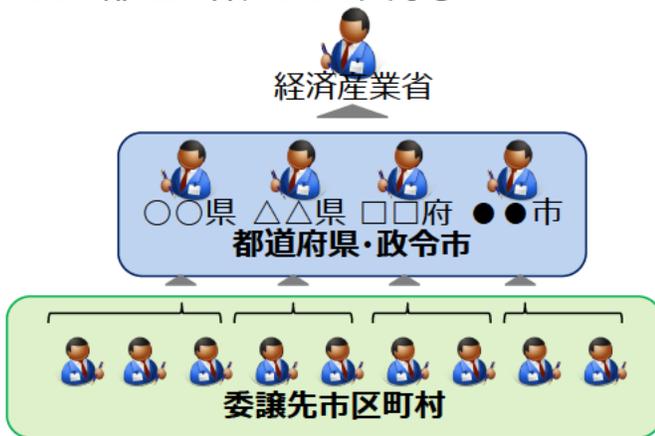
5.1. 高圧ガス法令手続の特性

高圧ガス法令の手続においては、自治事務であることに拠る自治体事情と、手続が扱う文書の情報量・情報のタイプから、オンライン化に向けて考慮すべき違いがある。

自治体による事情の違い

自治体ごとに手続業務の負荷が異なる

- 100件未満から1,000件以上まで、**年間の手続処理件数は大きく違う**
- 市区町村への権限移譲の状況**も、都道府県によって異なる



自治体ごとに自治事務のオンライン化状況が異なる

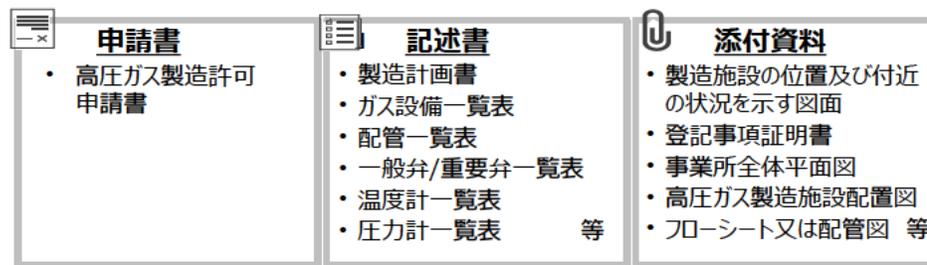
- オンライン化申請の導入状況・利用状況は自治体ごとによって様々
- 汎用オンライン申請システムの導入・検討を進めている自治体も存在
- 申請以外の手続業務におけるオンライン化状況も自治体ごとに異なる

→ 現状の業務負荷によって、オンライン化による効果やオンライン化への潜在的必要性が異なる実情を踏まえることが必要
→ 各自治体の電子申請化方針・計画に従うことが必要

手続の情報量・情報タイプの違い

手続によって業務負荷が異なる

- 審査項目や添付書類が大量にあり1件1件の審査の業務負荷が高い手続、年間の提出件数が多く当該手続に対する業務量が多い手続が、それぞれ存在



手続によってオンライン化への親和性が異なる

- 図面等の、情報としての図形（文字数字以外）での表現が重要で、かつ紙面にした場合にその記載が広範なものを審査する必要が多々ある
- 他方で、審査項目が少なく、添付資料も少ないオンライン化しやすい手続も存在

→ 手続ごとの業務負荷・オンライン化への親和性によって、オンライン化による効果やオンライン化方式に求められる内容が異なる点を踏まえることが必要

オンライン化方式のパターン

高压ガス法令手続の各自治体におけるオンライン化は、利用ツール（新規/既存）・導入範囲（全国共通/自治体個別）により、3つのオンライン化方式を想定し、以下検討する。

	新規オンライン化ツール	既存のオンライン化ツール		
	全国で共通のオンライン化ツール		自治体ごとのオンライン化ツール	
オンライン化方式	<p>✓ 経済産業省が高压ガス担当者向けに新規システムを導入し、自治体に提供</p> <p>経済産業省</p> <p>新規システム利用</p> <p>自治体高压ガス担当部門</p> <p>都道府県</p> <p>政令市 市区町村</p>	<p>✓ 既存のシステムを高压ガス向けに利用</p> <p>✓ 経済産業省がシステム所管部署と調整し、自治体に提供</p> <p>経済産業省</p> <p>システム所管部署</p> <p>既存システム利用</p> <p>自治体高压ガス担当部門</p> <p>都道府県</p> <p>政令市 市区町村</p>	<p>✓ 各自治体が利用するオンラインツールを自身で準備・利用</p> <p>✓ 経済産業省はオンライン化準備の支援を実施</p> <p>経済産業省</p> <p>自治体高压ガス担当部門</p> <p>都道府県</p> <p>政令市 市区町村</p> <p>既存システム利用</p>	
想定ツール (次頁参照)	<ul style="list-style-type: none"> 新規システム 	<ul style="list-style-type: none"> e-Gov eMAFF Gビズフォーム 	<ul style="list-style-type: none"> 保安ネット jGrants 	<ul style="list-style-type: none"> ぴったりサービス+マイナポータル申請管理 自治体オンライン申請システム メール

5.2. オンライン化方式の検討と今後の必要な検討事項

既存オンライン化方式の整理

産業保安関連法令および経済産業省・他省庁で利用されている、主要な事業者向け申請オンライン化ツールから、以下を今回比較対象にした。

	オンライン化方式		主管	利用者	利用法令	利用開始時期	中央省庁の 接続方式	自治体の 接続方式
地方自治体 向け	びったりサービス+ マイナポータル申請 管理	□ 総務省消防庁予防課より、上記方式を利用した電子申請の導入マニュアルを公開、各自治体消防本部における利用を促進。	総務省消防庁 予防課	火災予防に関わる 事業者・個人	消防法令	2022年初より開始	g-net	LGWAN
	自治体オンライン 申請システム	□ 各自治体にて管理している申請フォームを利用して、申請の受付・結果通知を実施。	都道府県等 自治体	管轄地域の 事業者・個人	特定の法令なし	—	—	LGWAN
中央省庁+ 自治体	メール	□ 事業者と自治体職員が直接メールでやり取り。 □ セキュリティリスクが想定されるため、方式の検討からは対象外とする。(次頁参照)	—	事業者・個人	特定の法令なし	—	g-net/ インターネット	自治体により 異なる
	jGrants	□ 補助金の電子申請システム。 □ 対象手続が補助金に限定されるため、方式の検討からは対象外とする。	デジタル庁	事業者・個人	特定の法令なし	2020年12月より 開始	インターネット	インターネット
中央省庁向け	e-Gov	□ 各府省が提供するサービス、オンライン申請・届出等の総合的な検索・案内サービス。デジタル庁が主管。	デジタル庁	事業者・個人	特定の法令なし	2008年2月より 開始	g-net	LGWAN
	eMAFF	□ 農林水産省主管の法令に基づく申請や補助金・交付金の電子申請システム。現在他省庁への展開を検討中。	農林水産省	農林漁業者、 グループ等	農林水産省の 関係法令 等	2021年12月より 開始	インターネット	LGWAN/ インターネット
	Gbizフォーム	□ 経済産業省が主管の汎用電子申請システム。	経済産業省	事業者・個人	経済産業省の 関係法令	要確認	インターネット	インターネット
	保安ネット	□ 産業保安グループで利用中の電子申請システム。		産業保安に関わる 事業者・個人	産業保安・ 製品安全法令	2019年12月より 開始	インターネット	インターネット

5.2. オンライン化方式の検討と今後の必要な検討事項

eメールの手続オンライン化への利用に伴う懸念点

各自治体が高圧ガス保安法令手続で現在オンライン化している、あるいは今後のオンライン化における手段として考えている多くがメールだが、下記のような懸念の周知と理解浸透を図ることと、代わりの選択肢を採り得るようにする検討が必要。

課題	なりすましなどセキュリティ上のリスクがある	(申請者視点で) 対応状況の確認が困難である	(審査者視点で) 対応漏れ・転記ミスが生じる可能性がある	担当者変更時などの引継ぎが困難である	行政文書保管のあるべき姿／ボトルネックが読みにくい
内容	eメールでは本人確認の手段がなく、「なりすまし」行為が起きる可能性があるため、セキュリティ上のリスクがある。	申請者からステータスが把握できず、結果電話で確認依頼がされるケースが多発する。また、それに伴う行政担当者の確認コストがかさむ。	eメールではナンバリング管理などができず、担当者の作業ミスによって対応漏れが生じる可能性がある。また、別システムに転記をする際に転記ミスが生じる可能性がある。	担当者が変わった際に、過去の行政担当者から新しい担当者へメールを転送する必要がある。	行政文書の保管がeメールのみとなるのが妥当か判断が分かれる。また、行政担当者的上長（管理者）目線で、ボトルネックとなっている箇所が判別しにくく、対応状況の把握が困難。
イメージ	<p>申請者Aです。〇〇申請書の修正をたく最終版を提供いただけますか</p> <p>最終版の書類は…</p> <p>ダミー申請者X</p> <p>申請者A</p> <p>申請書</p> <p>過去に提出</p> <p>行政担当者</p>	<p>正しく送れたかな…電話で聞いてみよう</p> <p>申請書</p> <p>申請者</p> <p>行政担当者</p> <p>もしもし、経産省さんですか申請書は届きましたか</p> <p>はい、確認します…届いていました</p>	<p>申請書 a</p> <p>申請書 b</p> <p>申請書 c</p> <p>申請者A</p> <p>申請者B</p> <p>申請者C</p> <p>申請書aとcを入力…</p> <p>行政担当者</p>	<p>過去に提出</p> <p>申請書</p> <p>行政担当者</p> <p>引継</p> <p>申請者</p> <p>引継ぎのためにメールを転送します</p> <p>行政担当者</p>	<p>審査はスピード感をもって進んでいるだろうか…</p> <p>申請書は所定のフォルダに正しく格納されているのか…</p> <p>行政担当者 (上長)</p> <p>申請者</p> <p>申請書</p> <p>行政担当者</p>

「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」（令和2年11月16日内閣府規制改革推進室・内閣官房IT総合戦略室・内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）

➤ 「行政手続において電子メールを利用する場合、当該手続の性質等に照らし、必要に応じて、例えば、他の手続における既存の本人確認、面談・電話等による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り、現地調査等により本人確認が補完されると考えられる。」

5.2. オンライン化方式の検討と今後の必要な検討事項

(参考) 自治体のインターネット接続環境

自端末と仮想デスクトップ経由の違いはあるが、全自治体でインターネット接続は可能。他方、オンライン化の効果を増減するWeb会議の利用可否などは、引き続き調査が必要。

インターネット接続可能な端末の保有状況

		インターネットへ直接接続が可能な端末を保有する自治体			
		一人一台保有	課に数台保有	他課と共有	なし
仮想デスクトップ経由 で接続可能な自治体	一人一台	27	10	14	14
	課に数台	2	1	1	0
	他課共用	2	1	1	0
	なし	① 6	② 0	0	③ 0
小計		37	12	16	14

※アンケート問94、問95を元に集計 n=79

※権限委譲済の自治体で回答が異なる場合は別カウントとする

①	1人1台インターネット接続端末を保有	各担当者がシステム上で操作(受付・審査業務等)が可能。	75自治体
②	インターネット接続端末が数台	② 利用タイミング・頻度等の検討が必要 ⇒一人一台接続可能端末がないため、必要時に端末を占有 または 必要情報をダウンロードして対応 する必要がある。	4自治体
③	インターネット接続端末を保有していない	1台もインターネット接続可能な端末がないため、受付・審査業務等の 通常業務や必要情報の取得 ができない。	0自治体

設備に関する意見

- 仮想デスクトップで全庁管理されており、**外部とのファイルのやり取りに大きな制約**がある。(A市)
- インターネット接続可能端末でもWeb会議は不可。(B市、C市、D市、E市、A県、B県)
- 仮想デスクトップが利用可能な端末は一人一台だが、**同時接続数に制限あり**。(C県)

オンライン化方針案

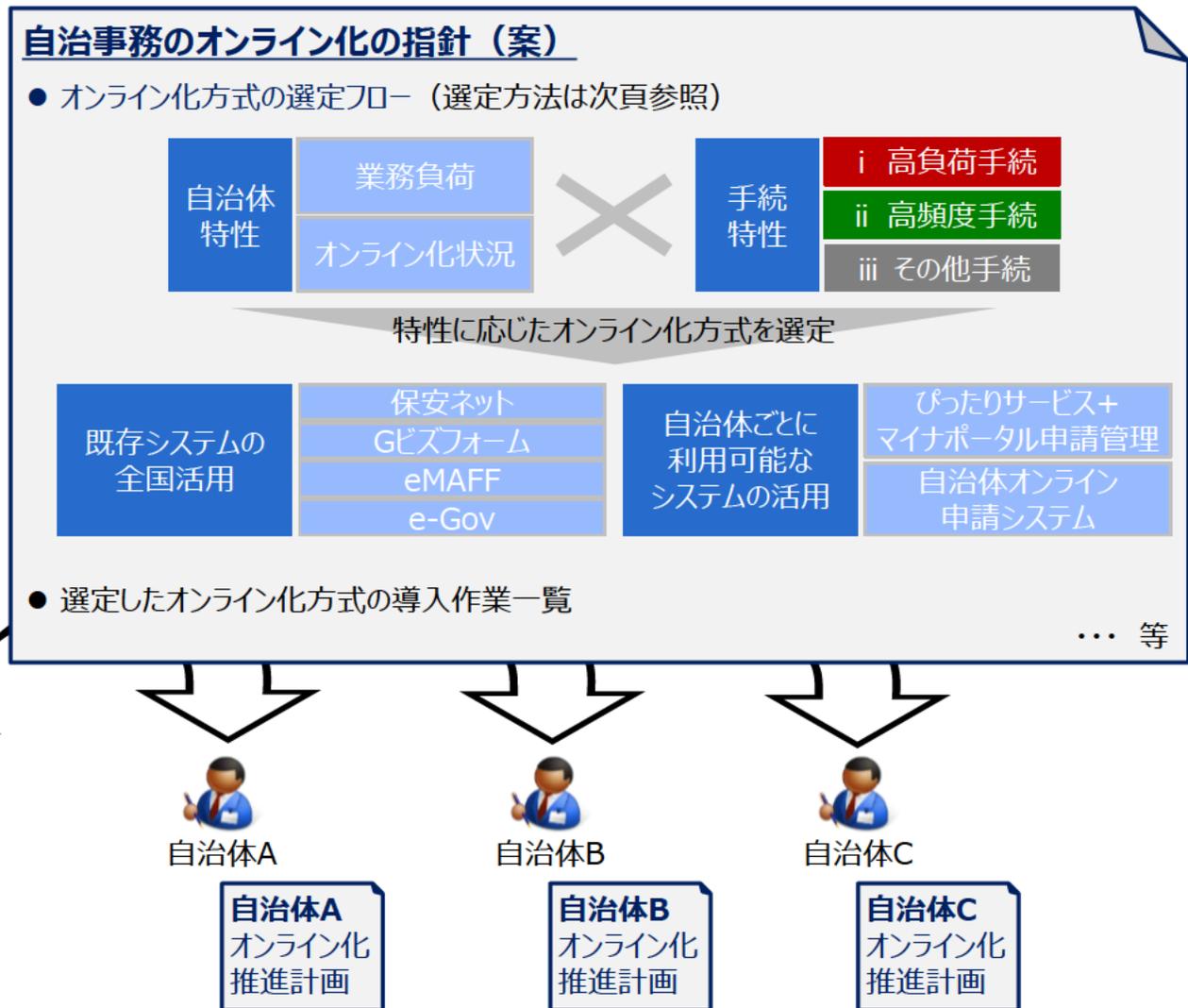
高圧ガス法令の特性を踏まえて、各自治体が最適なオンライン化方式を選定する参考となる指針を検討・提示する必要がある。

<オンライン化方針案>

- 自治事務を行う各自治体は、**自組織の業務状況・オンライン化状況を踏まえて、最適なオンライン化方式を選定し、オンライン化を進める**
- 経済産業省は、自治体が**最適なオンライン化方式を選定する参考となる指針を提示する**
- 自治体は指針に基づき、所管する手続の全量に対し、**オンライン化方式の定義を含めた推進計画を定める**

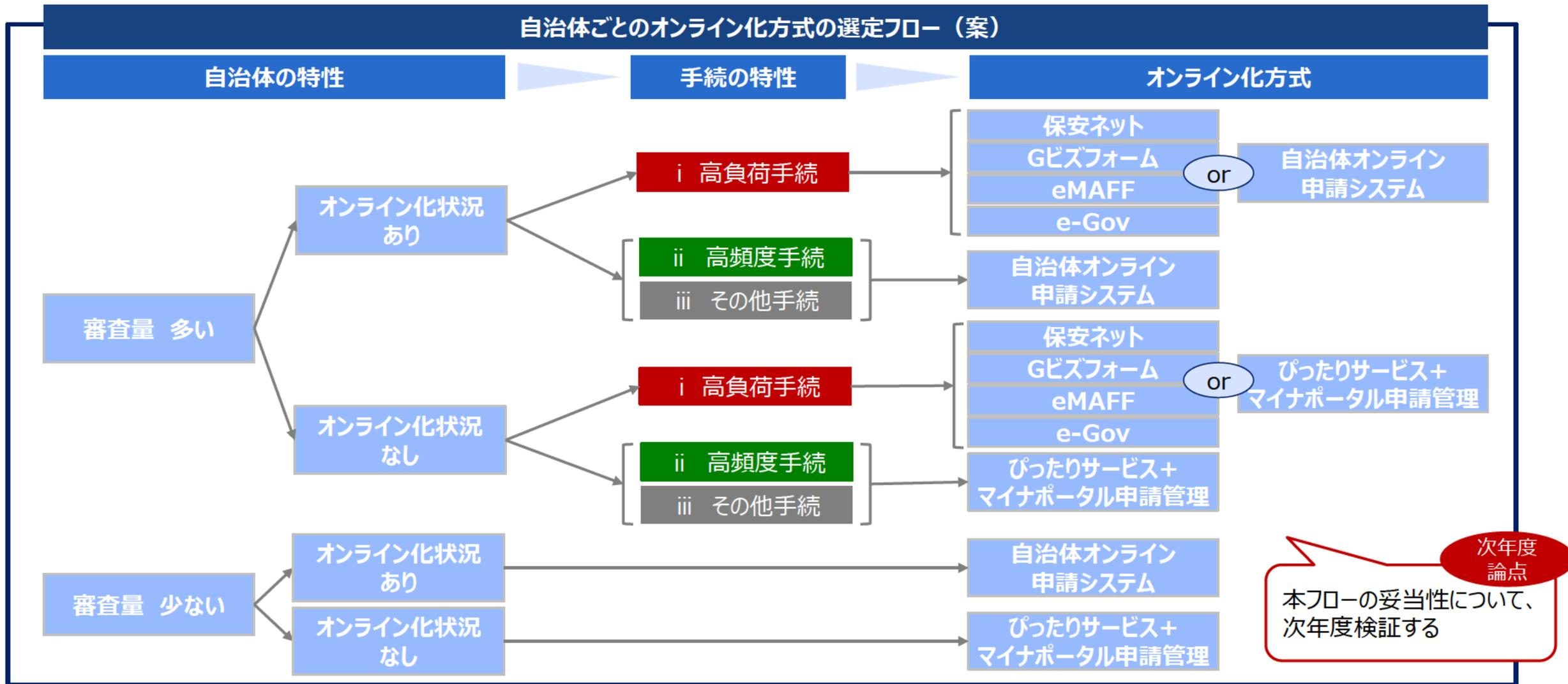
**次年度
論点**

デジタル庁や経済産業省における**自治事務の全体オンライン化方針を踏まえて、最終化する必要がある**



オンライン化方式の選定フロー案

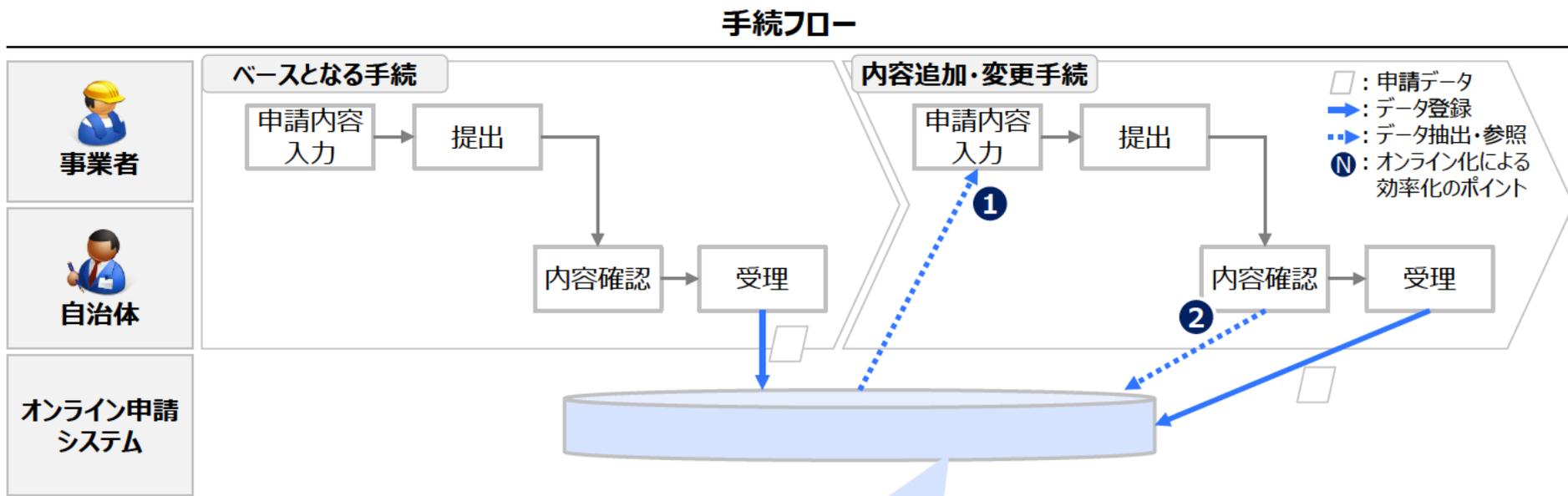
各自治体は自治体の特性、手続の特性を基に以下の整理にしたがい、最適なオンライン化方式を選択する。次年度、本フローの妥当性の検証が必要。



5.3. 自治体・手続による高圧ガス法令手続のオンライン化方式

オンライン化方式導入後のイメージ

過去手続情報の流用・履歴確認ができるようになることで、作業の効率化が可能。手続のオンライン化にあたっては、データ化・PDFファイル化のいずれの方式とするかの識別が必要。



オンライン化による効率化のポイント

1 過去手続情報の流用

内容追加・変更に関する手続の入力時に、過去の手続情報を呼び出して初期入力できる。

※次頁参考

2 事業者の手続履歴の確認

事業者からの申請内容確認時に、同事業者の過去の申請情報や事業所情報を参照し、手続履歴の確認や手続情報の差分確認ができる。

申請情報オンライン化のイメージ

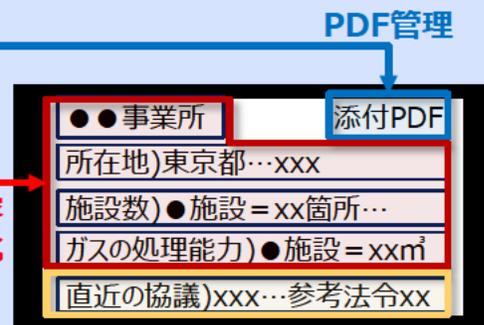
申請書類ごとに、**データ化**する内容（入力フォーム上でデータを入力する）、**PDFファイル化**する内容を識別する

申請書類分類	(例)第一種の製造者の許可
申請書	高圧ガス製造許可申請書
記述書	<ul style="list-style-type: none"> ・製造計画書 ・技術上の基準に対応する事項 ・ガス設備一覧表、配管一覧表、強度計算書等
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体平面図 ・高圧ガス製造施設配置図 ・フローシート又は配管図 ・処理能力・貯蔵能力の計算書 等

定型的な内容が多いと想定される申請書類のオンライン化

視認性への影響を精査した上でPDF化し事業者情報に紐付け

定型的な内容をデータ化



関連情報も管理

(参考) 保安ネットにおける手続画面イメージ

保安ネットでは内容の追加・変更がある手続において、過去情報を流用が可能であり、申請・審査の効率を向上。

ベースとなる手続の入力内容

選任/解任の別	氏名	氏名フリガナ	講習受講確認(注1)
選任中 <input type="checkbox"/>	管理者A	カンリシャエー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任中 <input type="checkbox"/>	管理者B	カンリシャビー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任 <input type="checkbox"/>	管理者C	カンリシャシー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任 <input type="checkbox"/>	管理者D	カンリシャディー	<input checked="" type="checkbox"/>

内容追加・変更手続の入力内容

選任/解任の別	氏名	氏名フリガナ	講習受講確認(注1)
解任 <input type="checkbox"/>	管理者A	カンリシャエー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任中 <input type="checkbox"/>	管理者B	カンリシャビー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任 <input type="checkbox"/>	管理者C	カンリシャシー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任 <input type="checkbox"/>	管理者D	カンリシャディー	<input checked="" type="checkbox"/>
選任中 <input type="checkbox"/>	管理者E	カンリシャイー	<input checked="" type="checkbox"/>

申請時の効率化のポイント

- 1

内容変更箇所

(紙媒体手続時) 変更箇所以外も入力が必要
→ ベースとなる手続の入力内容が初期表示され、**変更箇所のみ修正し、提出完了**
- 2

内容追加箇所

(紙媒体手続時) 追加部分以外も入力が必要
→ **追加内容のみを入力し提出完了**

審査時の効率化のポイント

- (紙媒体手続時) 記載内容を全て確認が必要
→ ベースとなる手続との差分のみを確認
- (紙媒体手続時) ベースとなる手続が提出されているかの確認が必要
→ 手続履歴を確認可能

次年度事業の論点のまとめ

本事業の検討結果を踏まえ、オンライン化方式の導入にあたって、次年度事業で検討すべき論点は以下の通り。

	項目	本事業（R3年度調査）での実施内容	次年度（R4年度）での必要な検討
1	自治体の業務状況・オンライン化状況の精査	都道府県・政令市の単位で、手続処理件数、権限移譲の有無、オンライン化状況から、 業務量・権限移譲状況、オンライン化状況のばらつきを確認。	▶ 詳細検討にあたり、自治事務を実施している自治体（都道府県・政令市以外を含む）・実施対象手続・処理件数の最新状況を把握。
2	手続個別のオンライン化検討	年間提出件数、業務負荷意識、オンライン化への親和性を踏まえて、検討対象手続を 高負荷手続・高頻度手続・その他手続に分類。	▶ 各手続のオンライン化後業務を自治体・関係者と協議し、具体的に検討。
3	経済産業省の役割の検討	オンライン化方式の導入にあたっての対応事項を整理。	▶ 各対応事項における経済産業省・自治体間の役割分担を決定。
4	オンライン化方式の機能要件検討	手続の各分類に対し、 必要と想定される機能を整理。	▶ 各手続のオンライン化後業務の検討と合わせ、機能要件を検討。
5	利用する既存システムの選定	利用可能性のある既存システムを選定し、機能概要を整理し、評価。	▶ 代表手続等での実証や詳細調査を実施し、高圧ガス法令手続に最適なツールを選定。
6	オンライン化方針の最終化	高圧ガス法令の特性を基に、 自治事務のオンライン化方針案を策定。	▶ デジタル庁や経済産業省における自治事務の全体オンライン化方針を踏まえて、最終化。
7	オンライン化方式選定フローの最終化	自治体の特性、手続の特性を踏まえた、 オンライン化方式の選定フロー案を作成。	▶ 選定フロー案を基に、判断軸・基準の妥当性を自治体・関係者と協議し、最終化。

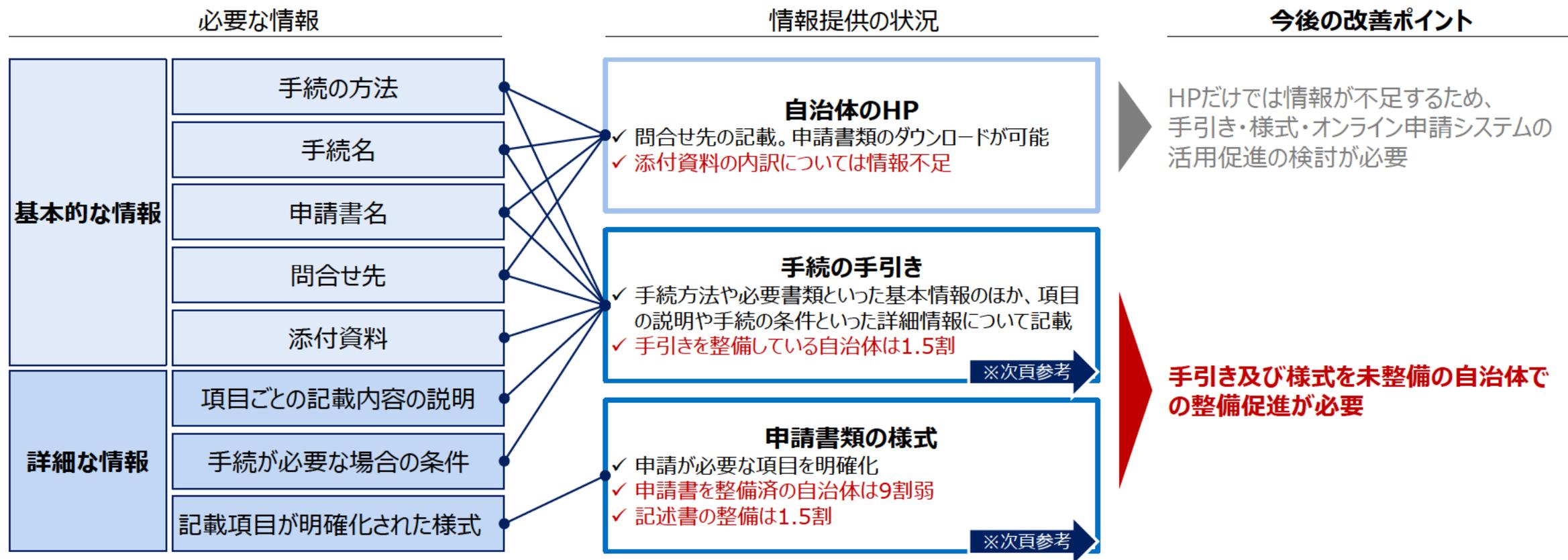
5.4. オンライン化にあたっての必要な付随・先行作業案

その他、オンライン化を促進するために実施すべき施策として、**手続業務のBPR**や**事業者への導入支援**として**電子申請ポータル**の導入等が考えられる。

項目		内容	施策主体	経済産業省 作業	自治体 作業	関連箇所
1	業務BPR	検査機関を利用した 完成検査の実施 を推進することで、事業者・自治体双方の業務効率化ができる可能性がある。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 活用の有用性を精査し、利用推進の可否の方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針に従い、管轄内での検査機関の利用推進に向けた施策を検討。 	3.6. P.47
		様式統一のための ガイドライン作成	申請書類の様式や手引きが 全国で統一 されることで、事業者側の利便性を向上できる。 <small>一例として詳細を次頁記載</small>	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な内容を定めたガイドラインを整備し、自治体に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づき、自組織内での適用を検討。
3	オンライン化推進	自治事務の効率化に向け、 紙媒体で行われている自治体内業務全体を電子化 できるようにする。	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 実施例や想定対応案等を整理し、ガイドラインをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化に向けた検討や対応を行う。(管理規程の改正など) 	4.3. P.66
4		関連 手続のオンライン化検討	高圧ガス手続の提出者・審査者が扱う他手続についても、 同じオンライン化方式を利用することで、利便性が高くなる。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 他手続を整理し、同様のオンライン化方式を利用可能か確認する。 	—
5	事業者支援	事業者にとって、 手続の申請方法や申請サイトへの導線がまとまったウェブページ が必要。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 実施例や想定対応案等を整理し、ポータルの整備を進める。 	—	4.2. P.64
6		事業者への周知	オンライン化導入後の利用率を向上させるため、導入準備段階から オンライン化について事業者へ周知 する必要がある。	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 周知・広報に利用可能なコンテンツを作成し、各自治体に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄の事業者に対し、周知・広報を実施する。

「様式統一のためのガイドライン作成」想定施策案

自治体HPでは、基本的な情報・詳細な情報いずれについても、参照する手引き等が整備されていない自治体が大半。今後、経済産業省より、標準ガイドラインを提示し、各自治体でガイドラインに沿った内容を整理する。



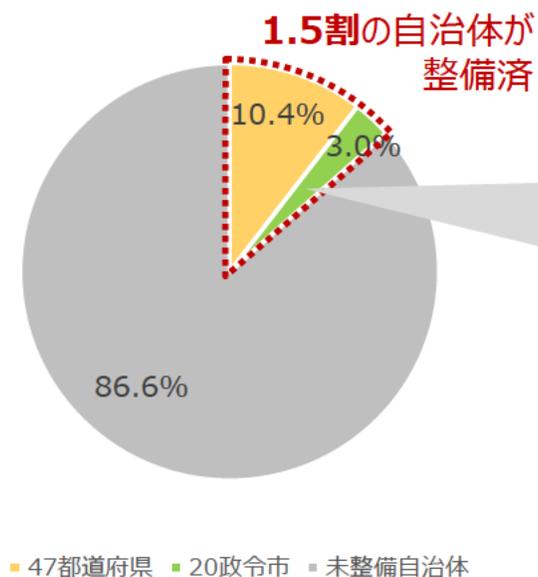
5.4. オンライン化にあたっての必要な付随・先行作業

(参考) 手順の手引き・申請様式の整備状況

47都道府県・20政令市の自治体HPで、手順の手引きを掲載しているのは9自治体（13.4%）のみ。様式は、申請書は9割弱が整備済みだが、記述書は11自治体（16.4%）のみ。

手引きの整備状況

手引きの整備状況



手引きのイメージ

高圧ガス製造・貯蔵・消費関係
申請・届出の手引
(冷凍を除く)

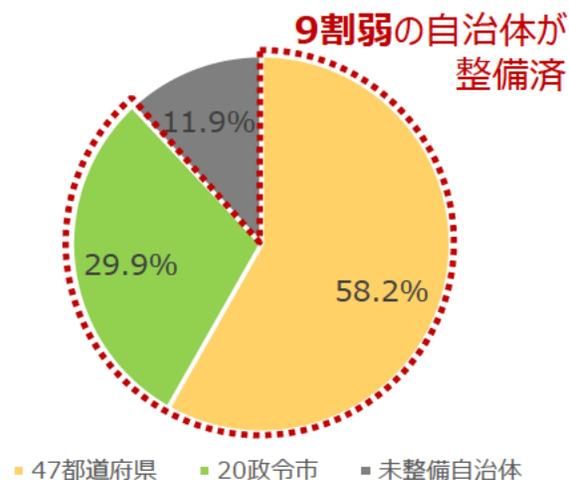
この手引は随時改訂されるので、最新版を入手すること

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H25.06.01	新たに作成	
H25.06.01	組織改編による部署名の変更 (政工労働部保健課→防災危機管理産業保安課)	
H29.01.10	政令、省令等の一部改正に伴う修正	
H30.06.01	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	
H31.05.01	改正要旨に伴う修正	
H31.07.01	訂正誤字に伴う修正	
H32.01.01	省令の一部改正に伴う修正	
H33.01.01	省令等の一部改正に伴う修正	

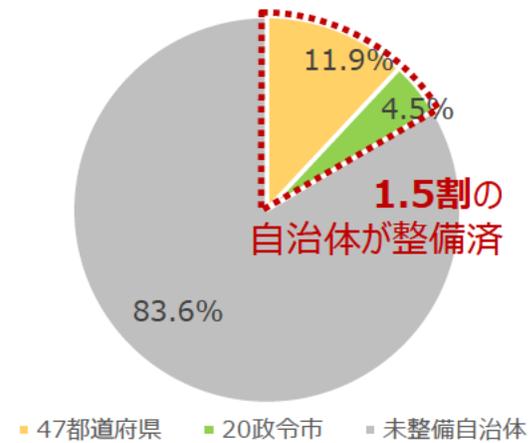
令和3年4月
千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課

様式の整備状況

申請書の様式整備状況



記述書の様式整備状況



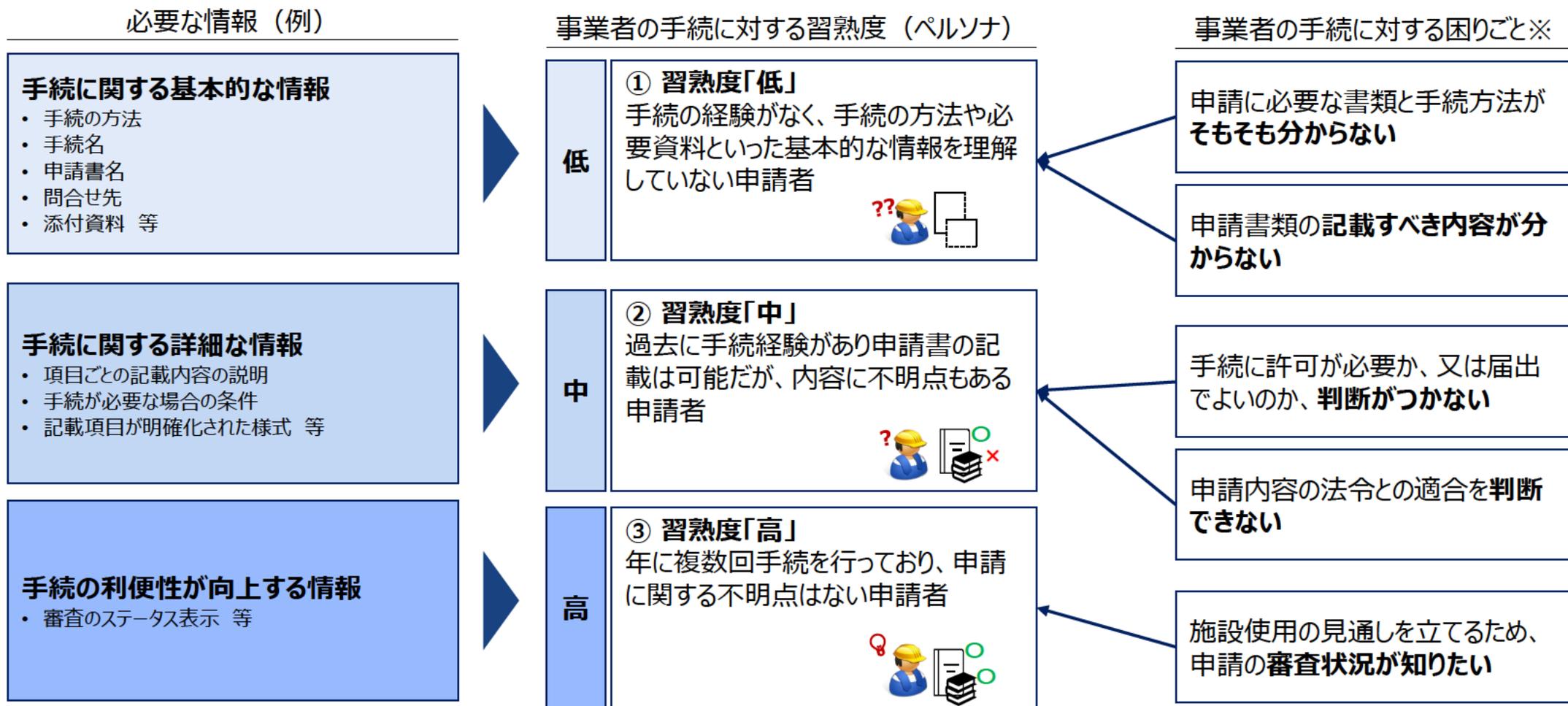
※「第一種製造者の製造の許可」手順に関する申請書・記述書の掲載状況を調査

(参考)高圧ガス製造・貯蔵・消費関係申請・届出の手引(令和3年4月)手引きイメージは以下より

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/documents/20210401tebikiseizou.pdf>

(参考)「様式統一のためのガイドライン作成」想定利用者

申請の際の困りごとの声には、「そもそも不明/判断事項が困難/より利便を希望」など、手続に対する習熟度が存在しており、その別に応じた情報提供が必要。



※自治体アンケート問27及び事業者プレヒアリングより

6. 次年度以降の必要作業・スケジュール

本章の記載内容

本章では、これまでの調査結果を踏まえ、次年度以降のマスタースケジュールを策定する。さらに、スケジュール内の作業や次年度事業に検討すべき論点について詳細を定義する。

マスタースケジュールの策定

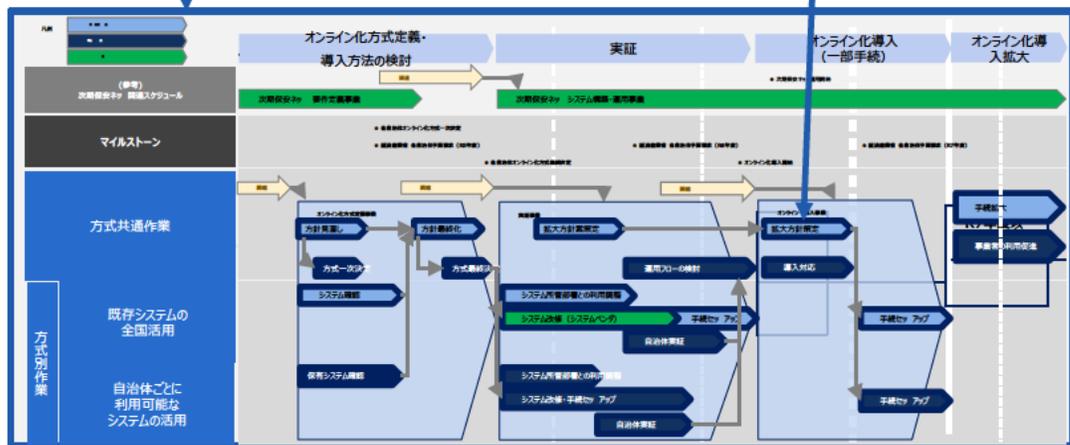
- オンライン化導入に向けたマスタースケジュールを定義

必要な作業の整理

- マスタースケジュール内の各作業について実施作業概要を定義

次年度以降検討すべき事項

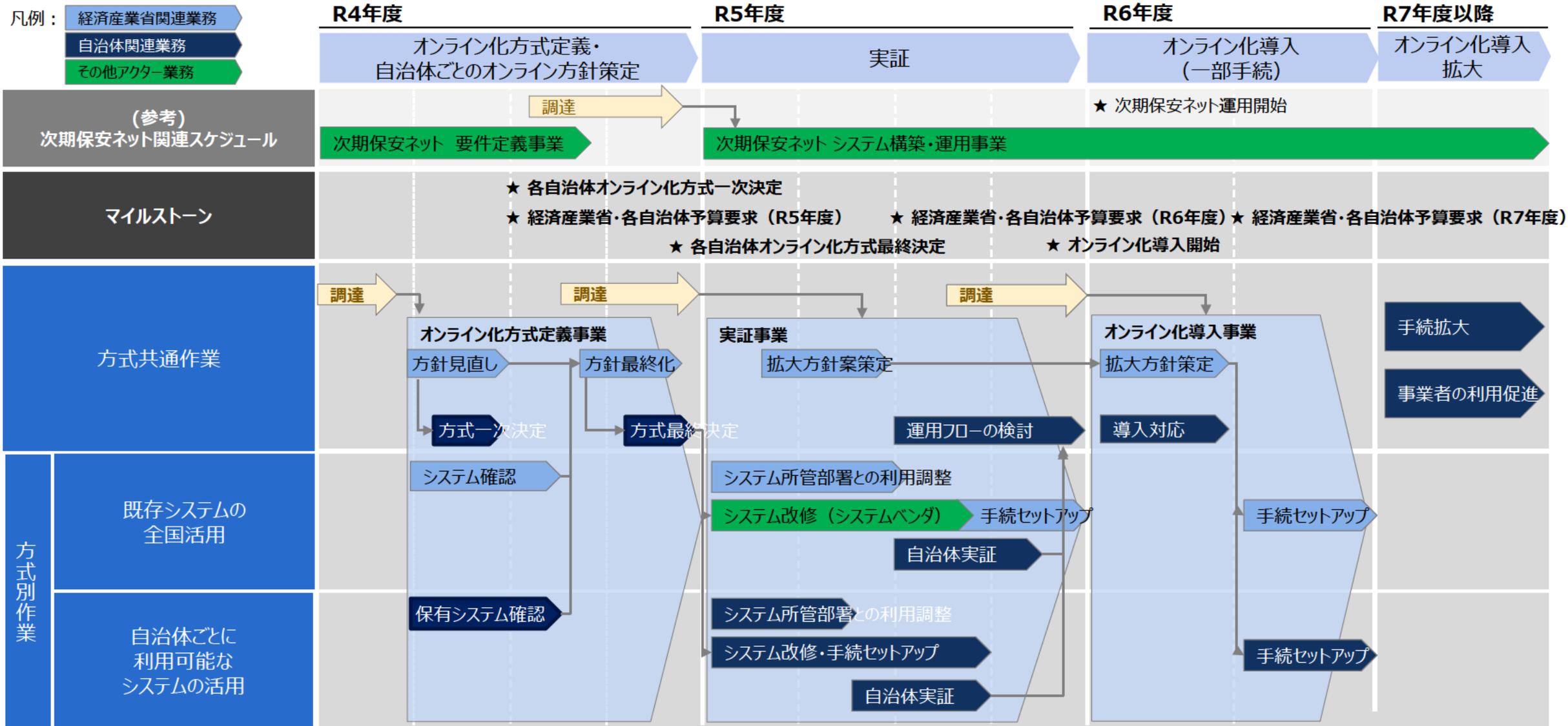
- その他施策として、特に次年度事業において検討すべき論点を定義



6. 次年度以降の必要作業・スケジュール

令和4年度以降のマスタースケジュール

令和4年度以降のスケジュール案は以下の通り。令和4年度中には各自治体におけるオンライン化方式の決定が必要。



6. 次年度以降の必要作業・スケジュール

直近作業の定義

令和4年度、5年度の実施作業の概要は以下の通り。

凡例： 経済産業省関連業務

自治体関連業務

その他アクター業務

実施作業		R4年度実施概要	R5年度実施概要
方式共通作業	方針見直し	本事業で検討したオンライン化方針について、関係者との議論を実施の上、見直しを実施。	拡大方針案策定
	方式一次決定	経済産業省提示の方針に基づき、管轄範囲の手続ごとのオンライン化方式を一次決定。	運用フローの検討
	方針最終化	既存システムや自治体システムの利用検討を踏まえ、オンライン化方針を最終化。	オンライン化導入手順拡大に向け、拡大方針案を策定。
	方式最終決定	最終化した方針に基づき、一次決定のオンライン化方式を見直し、実証に向け最終決定。	オンライン化導入後の運用フローを検討。
方式別作業	既存システムの全国活用	システム確認 既存システムの詳細分析・利用検討を実施。	システム所管部署との利用調整 既存システムの利用調整・環境準備を実施。
	自治体ごとに利用可能なシステムの活用	保有システム確認 自治体オンライン申請システムの利用検討。	システム改修（システムベンダ） 利用する既存システムの改修。 自治体実証 既存システムでのオンライン化実証。 手続セットアップ R6年度にオンライン化する手続を選定、システムのセットアップを実施。
			システム所管部署との利用調整 オンライン申請システム・マイナポータルの利用調整。 システム改修 利用する自治体システムの改修。 自治体実証 自治体システムでのオンライン化実証。 手続セットアップ R6年度にオンライン化する手続を選定、システムのセットアップを実施。

6. 次年度以降の必要作業・スケジュール

次年度以降検討すべき事項（その他施策案）①

本事業の検討結果を踏まえ、その他施策の実行にあたって、次年度事業で検討すべき論点は以下の通り。
 （「5.4. オンライン化にあたっての必要な付随・先行作業」再掲）

項目		内容	施策オーナー	経済産業省 作業	自治体 作業	関連箇所
1	業務BPR	検査機関を利用した 完成検査の実施 を推進することで、事業者・自治体双方の業務効率化ができる可能性がある。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 活用の有用性を精査し、利用推進の要否の方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針に従い、管轄内での検査機関の利用推進に向けた施策を検討。 	3.6. P.47
2		様式統一のための ガイドライン作成	申請書類の様式や手引きが 全国で統一 されることで、事業者側の利便性を向上できる。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な内容を定めたガイドラインを整備し、自治体に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づき、自組織内での適用を検討。
3	オンライン化推進	自治事務の効率化に向け、 紙媒体で行われている自治体内業務全体を電子化 できるようにする。	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 実施例や想定対応案等を整理し、ガイドラインをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化に向けた検討や対応を行う。（管理規程の改正など） 	4.3. P.66
4		関連手続の オンライン化検討	高圧ガス手続の提出者・審査者が扱う他手続についても、 同じオンライン化方式を利用することで、利便性が高くなる。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 他手続を整理し、同様のオンライン化方式を利用可能か確認する。 	—
5	事業者支援	事業者にとって、 手続の申請方法や申請サイトへの導線がまとまったウェブページ が必要。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 実施例や想定対応案等を整理し、ポータルを整備を進める。 	—	4.2. P.64
6		事業者への周知	オンライン化導入後の利用率を向上させるため、導入準備段階から オンライン化について事業者へ周知 する必要がある。	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 周知・広報に利用可能なコンテンツを作成し、各自治体に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄の事業者に対し、周知・広報を実施する。

6. 次年度以降の必要作業・スケジュール

次年度以降検討すべき事項（その他施策案）②

各論点について施策ごとの具体作業は以下の通り。

赤字部分：経済産業省作業 青字部分：自治体作業

フェーズ	オンライン化方式定義 (令和4年度)	実証 (令和5年度)	オンライン化導入・拡大検討 (令和6年度)	オンライン化拡大 (令和7年度)
検査機関の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の調査 (検査機関の利用状況) ● 対応方針の検討 ● 次年度以降の必要作業整理 	(令和4年度の対応方針を踏まえて、作業を整理)		
様式統一のための ガイドライン作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 対応方針・ガイドラインを作成、自治体に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインに基づき、自組織における実施計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施計画に基づき、施策を実施 	
業務全体の オンライン化推進				
関連手続の オンライン化検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の調査 (関連手続の有無) ● オンライン化方針の検討 	(関連手続も合わせてオンライン化する場合は、前頁作業の実施対象に追加)		
事業者支援 (申請ポータル整備、 事業者への周知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の調査 (管轄の事業者の整理) ● 支援施策のガイドラインを作成、自治体に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援コンテンツを作成、自治体に配布 ● ガイドラインに基づき、実施計画を策定 ● コンテンツを利用し、施策実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策の継続 ● 新規施策の検討 	

補足資料

補足資料

以降、補足資料を掲載。

補足資料	該当頁		対応する章
事業者種別ごとの業務の負荷状況	P.98-107	▶	3.1 自治体の手続受付状況
自治体オンライン申請システム 利用可能機能	P.108-110	▶	3.2 受付業務のオンライン化状況
オンライン化への期待・懸念	P.111-117	▶	3.5 オンライン化に対する意見
自治体の業務負荷意識	P.118-125	▶	3.7 手続の分類

事業者種別ごとの業務負荷状況

補足資料	該当頁		対応する章
事業者種別ごとの業務の負荷状況	P.98-107	▶	3.1 自治体の手続受付状況
自治体オンライン申請システム 利用可能機能	P.108-110	▶	3.2 受付業務のオンライン化状況
オンライン化への期待・懸念	P.111-117	▶	3.5 オンライン化に対する意見
自治体の業務負荷意識	P.118-125	▶	3.7 手続の分類

事業者種別ごとの業務負荷状況

47都道府県を対象に、都道府県ごとの事業者数、年間手続件数及び手続が提出されるタイミングごとの内訳を整理し、都道府県ごとの傾向を調査。

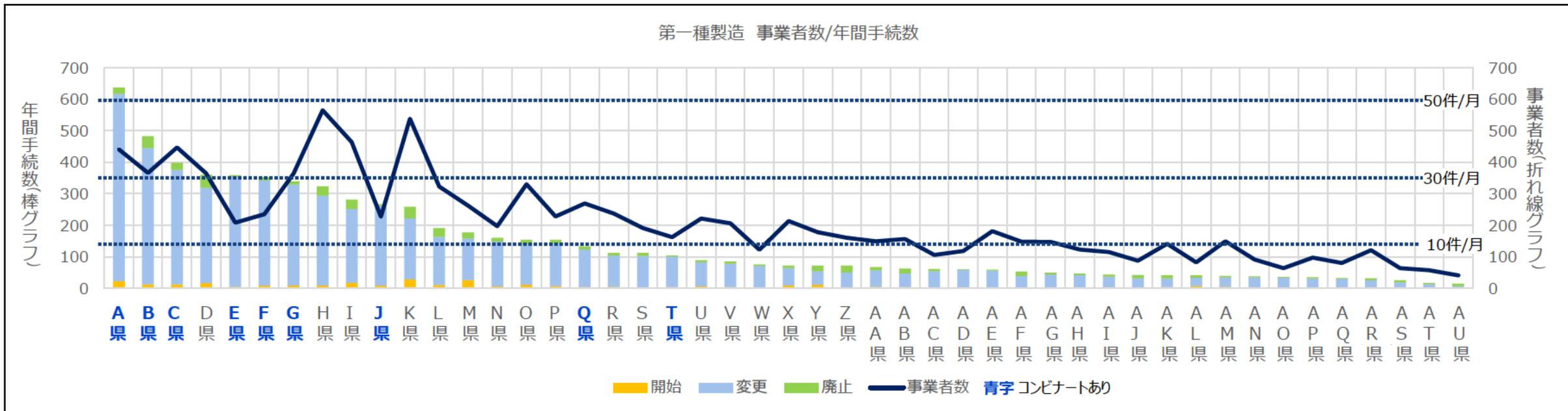
調査対象	調査事項	
47都道府県	事業者	✓ 都道府県ごとの事業者数
	自治体	✓ 都道府県ごとの年間手続件数
	手続	✓ 都道府県ごとの年間手続件数について、手続が提出されるタイミングごとの内訳



**事業者数/年間手続件数
/手続の種類について、都
道府県ごとの傾向を調査**

業務の負荷状況（第一種製造者）

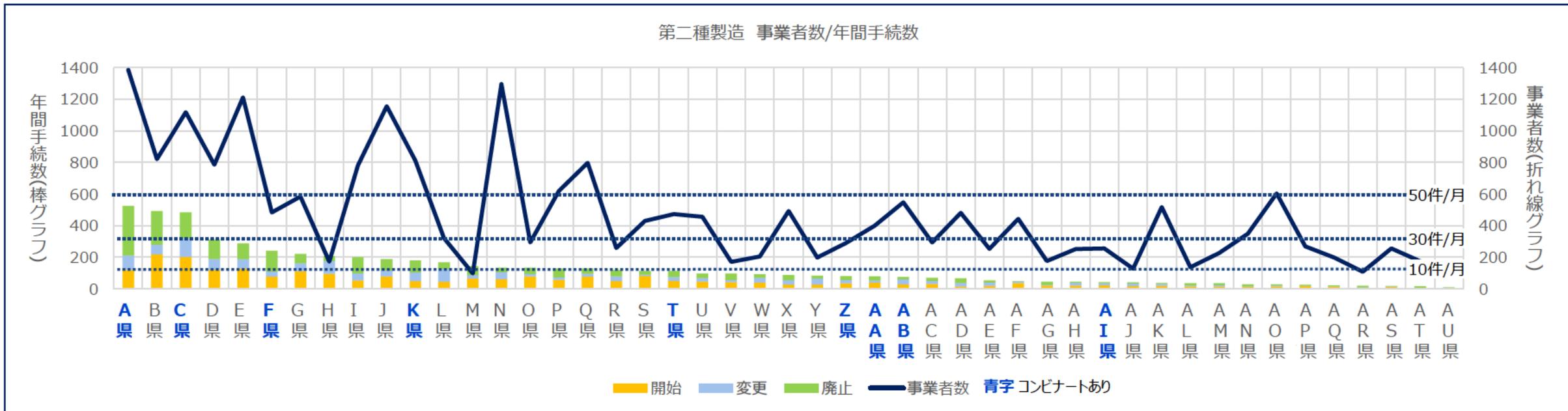
コンビナートのある自治体は、事業者数・手続数ともに多い。対して、半数以上の自治体では、手続数が月平均で数件しか発生せず事業者数も少ない。またいずれも、変更が殆どであることが特徴的。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> コンビナートがある自治体に事業者が多い 約8割の自治体で、1事業者の平均年間手続数が1件以下
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 年間手続数の約半数が上位10件により提出 約半数の自治体で月の平均処理件数が10件以下
	手続	<ul style="list-style-type: none"> 変更の手続が大半を占める コンビナートがある自治体は手続数が多い 事業者数と手続数は概ね比例

業務の負荷状況（第二種製造者）

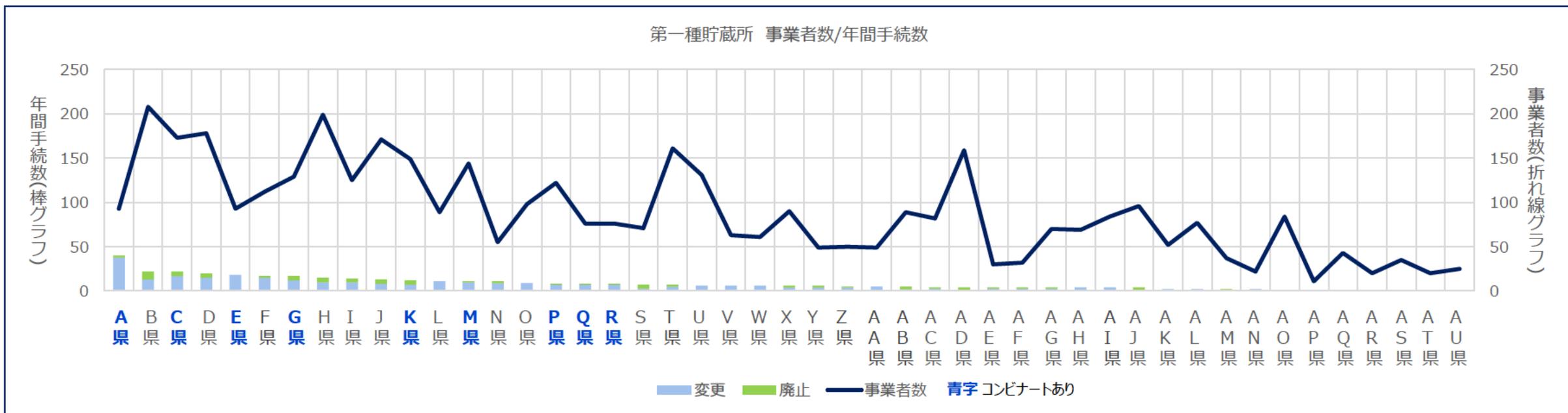
第一種事業者と同じく、手続数が多い自治体は限られる。一方で、第一種と異なり、事業者数と手続数の多少に相関がなく、変更が少なく開始・廃止が主である。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数とコンビナートの有無に大きな関連性は無い
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 9割の自治体が事業者数が年間手続数を上回る 年間手続数の約半数が上位10件により提出 約2/3の自治体で月の平均処理件数が10件以下
	手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数と手続件数は比例しない 変更の手続に比べ、開始、廃止の手続が多い

業務の負荷状況（第一種貯蔵所）

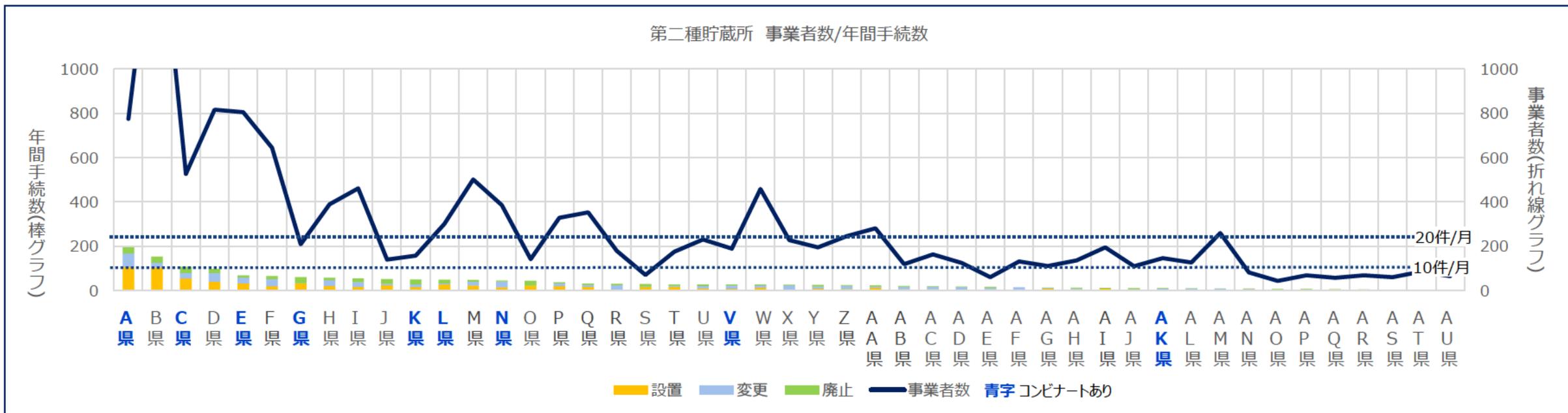
第一種貯蔵所は、前出の2つに比べてそもそも事業者数が少ないが、更には事業者数に対して手続数が少ない。手続自体が申請者にあまり発生しないことから、自治体にとっても業務量は多くない。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数とコンビナートの有無に大きな関連性は無い
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 全自治体で事業者数が年間手続数を上回る 年間手続数の約半数が上位10件により提出
	手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数と手続件数は比例しない 全自治体で年間手続数が50件以下と手続数が少ない 変更の手続が多い

業務の負荷状況（第二種貯蔵所）

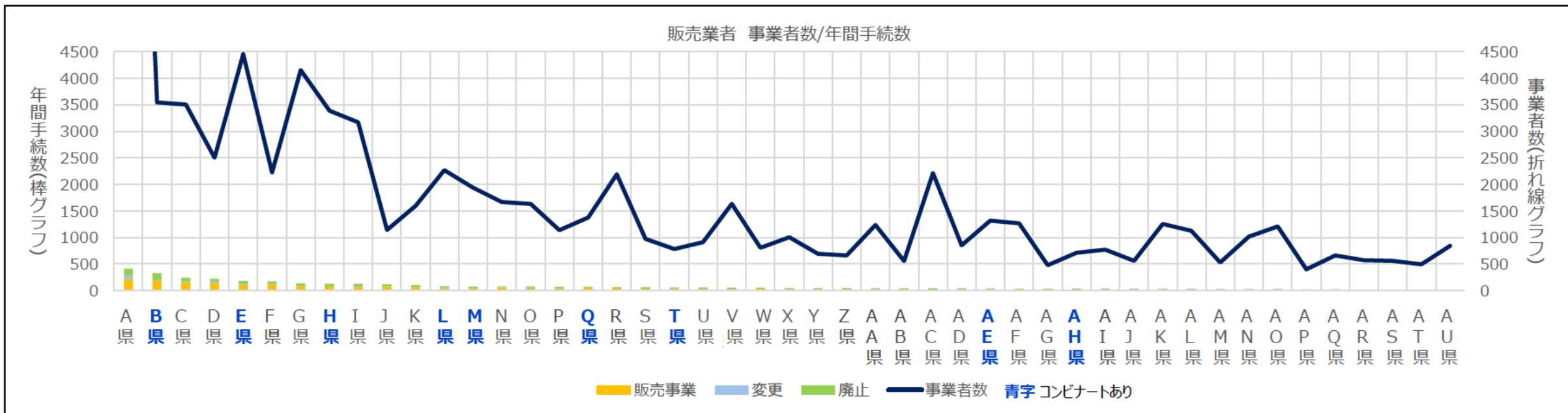
第二種貯蔵所も第一種と同様に、事業者数に比して年間手続数は少ない。年間手続数が10件以下の自治体が2/3程度で、多くの自治体での関連事務業務の発生頻度は低い。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数とコンビナートの有無に大きな関連性は無い 事業者数は自治体平均が100社程度であり、少ない 東京の事業者数が突出して多い
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 9割の自治体が事業者数が年間手続数を上回る 年間手続数の約半数が上位10件により提出 ほとんどの自治体で月の平均処理件数が10件以下
	手続	<ul style="list-style-type: none"> コンビナートがある自治体は手続数が多い 事業者数と手続件数は比例しない 変更の手続に比べ、開始、廃止の手続が多い

業務の負荷状況（販売業者）

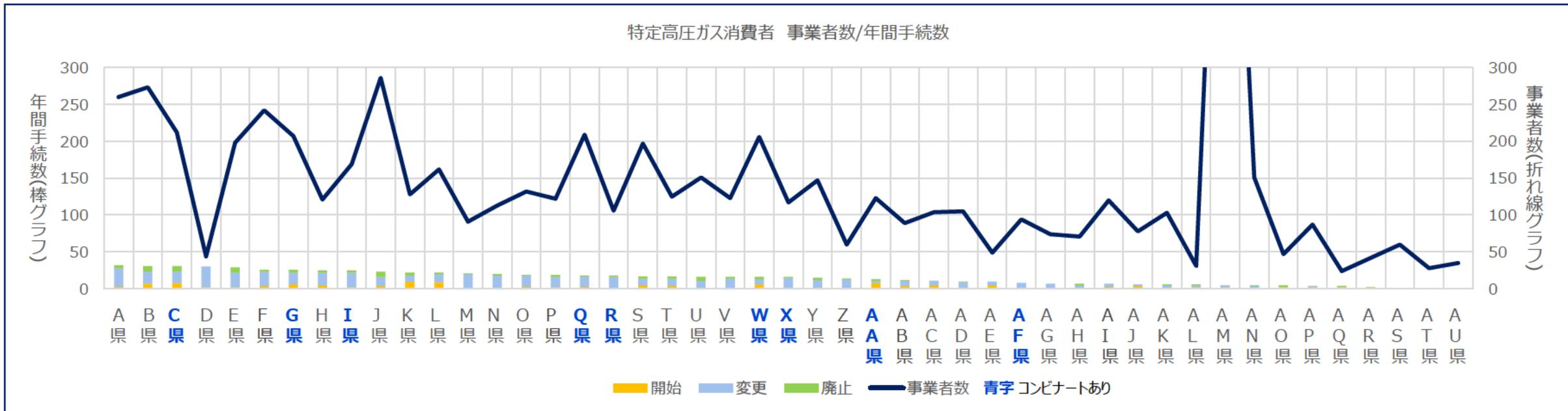
販売業者は全国的に事業者数が多いが、その数に比して手続数は非常に少ない自治体がほとんど。また、事業開始・廃止の届出が多いことから、事業者にとっては手続業務が稀であることが類推される。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> • コンビナートの有無と事業者数の関連性は低い • 事業者数が1000社を超える自治体が多く、事業者数が多い • 東京都の事業者数が突出して多い
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> • 年間手続数の約半数が上位10件により提出
	手続	<ul style="list-style-type: none"> • 変更の手続に比べ、開始、廃止の手続が多い

業務の負荷状況（特定高圧ガス消費者）

特定高圧ガス消費者の年間手続数は、最も多い自治体等でも年間30件程度。事業者・自治体の双方にとって業務発生頻度が稀な手続と想定される。



調査結果	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数とコンビナートの有無に大きな関連性は無い 岩手県の事業者数が突出して多い
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどすべての自治体で年間手続件数は30件以下
	手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者数と手続件数は比例しない 開始、廃止の手続に比べ、変更の手続が多い 1事業者当たりの平均年間手続数は0.1件と少ない

自治体オンライン申請システム利用可能機能

補足資料	該当頁		対応する章
事業者種別ごとの業務の負荷状況	P.98-107	▶	3.1 自治体の手続受付状況
自治体オンライン申請システム 利用可能機能	P.108-110	▶	3.2 受付業務のオンライン化状況
オンライン化への期待・懸念	P.111-117	▶	3.5 オンライン化に対する意見
自治体の業務負荷意識	P.118-125	▶	3.7 手続の分類

自治体オンライン申請システム利用可能機能(パターン①) (1/2)

利用率の最も高いパターン①(神奈川県型)における申請者の一連の申請フローを以下に示す。



自治体オンライン申請システム利用可能機能(パターン①) (2/2)

(※前頁の続き)

申請

- ① 申請情報を入力する
- ② ファイルの添付が必要な場合は設定する
- ③ 申込完了後、整理番号とパスワードが発行される

申込

選択中の手続き名: 職場セミナー
閉合せ先 [+](#)閉く

1 申請者 **必須**

氏: 名:

氏名フリガナを入力してください。

氏: 名:

性別を選択してください。

男性
 女性

選択済

2 参加者名簿

削除

確認へ進む

申込完了

職場セミナーの手続きの申込を受けました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等をおかけされている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号	48494794041
パスワード	06#RQC47w

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要な大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

審査中

- ① 状況を確認したい申請を検索する
- ② 一覧や詳細画面で状況・申請内容を確認する

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 から まで

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索

並び替え 申込日時 降順 | 表示数制限 20件ずつ表示

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日	状況	操作
3193790828 6	高圧ガス製造開始届書		2021年 3月10日 10時	処理待ち	詳細>
4840947040 1	高圧ガス〇〇届書	事務局	2021年 3月10日 9時	処理待ち	詳細>

2

処理待ちや差戻し中は申請内容の変更も可能

通知

- ① 審査が終了すると返信文書がダウンロード可能

申込内容

申請者	大阪 太郎
氏名フリガナ	オオサカ タロウ
性別	男性
郵便番号	5300003
住所	大阪府大阪市北区堂島
連絡先電話番号	06-1234-5678
参加者種別	本人のみの参加
参加時刻希望	日時未選
返信文書	1 通知書.pdf

イメージ

オンライン化への期待・懸念

補足資料	該当頁		対応する章
事業者種別ごとの業務の負荷状況	P.98-107	▶	3.1 自治体の手続受付状況
自治体オンライン申請システム 利用可能機能	P.108-110	▶	3.2 受付業務のオンライン化状況
オンライン化への期待・懸念	P.111-117	▶	3.5 オンライン化に対する意見
自治体の業務負荷意識	P.118-125	▶	3.7 手続の分類

オンライン化への期待（自治体）①

自治体による、オンライン化に期待する効果とオンライン化に求める機能はいずれも、まずは書類事務の負荷の削減に関するものがトップの回答。

オンライン化に期待する効果

分類	内容	選定率(%)
紙媒体の処理の 負荷削減	紙郵送不要となり、経費を削減できる	62.7
	申請書類や添付書類の作成・封かん等作業の 労力を削減できる	46.3
	申請関連書類の紙保存が不要になる	41.8
業務負荷の 軽減	審査期間の短縮により、結果待ちの期間が短縮 される	9.0
	形式面での不備チェック機能により差戻し修正 対応が軽減される	28.4
データ活用	申請書類の記載項目や添付書類について、過 去申請時のデータを流用できる	37.3
	ステータス表示により、電話・窓口等での問合せ をせずとも審査状況が分かる	19.4

※自治体アンケート問90を元に集計 n=67 (未回答の自治体は対象外)

※現在紙媒体で処理している自治体への設問

オンライン化に求める機能

分類	内容	選定率(%)
手続に関する 情報共有	事業者への審査状況の通知機能	31.3
	紙媒体の処理 の負荷軽減	71.6
紙媒体の処理 の負荷軽減	手数料支払いのキャッシュレス機能	71.6
	事業者への通知・許可証等のオンライン送付	73.1
その他		11.9

※自治体アンケート問91を元に集計 n=67(未回答の自治体は対象外)

※現在紙媒体で処理している自治体への設問

オンライン化への期待（自治体）②

前頁のような所与の選択肢以外に挙げられた期待効果は、書類事務の削減による事業者の来庁機会の減少への期待が最も多い回答。また、機能については形式審査や入力補助といった業務負荷の軽減を求める意見が多い。

オンライン化に期待する効果

紙媒体の処理の 負荷削減	窓口に行く必要がなくなる
	事業所から行政機関までの 移動時間を削減 できる
	窓口対応のアポイントの手間を削減 できる。
	受付窓口まで行く手間が省ける
	来庁による移動時間、 交通費の削減
	窓口に来る必要がないため、接触機会低減となる。
	行政機関への移動時間の削減、申請時期の調整が不要となる。
	申請書類運搬の労力を削減できる
申請のためにわざわざ役所に行く必要がなくなる	
業務負荷の 軽減	申請書類の記載項目が フォーマット化 による必要書類・必要項目に漏れ削減
その他	申請者が在宅勤務、サテライトオフィス等の勤務環境でも申請が可能となる

オンライン化に求める機能

紙媒体の処理 の負荷削減	申請書類の クラウド化
	バックアップ機能
業務負荷の 軽減	形式審査 (項目・書類の不足が無いか)
	マーキング
	申請書類の クラウド化
	ハイパーリンク(資料間のリンクが欲しい)
	キーワード検索
	部分差し替え
	高圧ガス台帳システムへの 入力補助機能
	集計機能
その他	情報開示を許可する部分を申請者が任意に指定できる機能
	セキュリティ

※自治体アンケート問91を元に集計 n=67(未回答の自治体は対象外)

※現在紙媒体で処理している自治体への設問

※自治体アンケート問90を元に集計 n=67 (未回答の自治体は対象外)

※現在紙媒体で処理している自治体への設問

オンライン化への期待（事業者）①

事業者による、オンライン化に期待する効果とオンライン化に求める機能は、書類事務の負荷の削減だけに留まらず、むしろ余計な業務負荷をかけないことや、審査状況を適時知らせてもらうことなど、自治体審査側よりも高度・広範な要望が挙がっている。

オンライン化に期待する効果

分類	内容	選定率(%)
紙媒体の処理の 負荷削減	手入力や紙媒体での印刷等の作業廃止	54.0
業務負荷の 軽減	自動化（システムで自動確認可能な確認作業を人手では行わない）	59.8
	非重複化（複数の手続で同じ情報を確認している場合、重複確認を実施しない）	48.3
	資料修正の円滑化（誤りのある資料等の修正がシステム上で円滑に実施できる）	64.4
データ活用	情報活用（申請者が提出した必要書類等を他の審査事務等でも利活用する）	29.9

※事業者アンケート問22を元に集計 n=87(未回答の事業者は対象外)

オンライン化に求める機能

分類	内容	選定率(%)
手続に関する 情報共有	事業者への審査状況の通知機能	79.3
紙媒体の処理 の負荷軽減	手数料支払いのキャッシュレス機能	59.8
	事業者への通知・許可証等のオンライン送付	73.6
その他		14.9

* 事業者アンケート問23を元に集計 n=87(未回答の事業者は対象外)

オンライン化への期待（事業者）②

前頁のような所与の選択肢以外に挙げられた期待効果は、書類事務の削減のほか、業務面での改善に関する意見が多く出た。一方、機能については手続の業務負荷の軽減だけでなく、審査状況の確認や問合せの自動応答といった手続の利便性の向上に資する機能を求める声が多くあがった。

オンライン化に期待する効果

紙媒体の処理の 負荷削減	手数料のキャッシュレス化
	窓口来庁の削減、移動時間削減
その他 業務面の改善	明確な審査期間の提示
	必要書類の見直し/簡素化/統一化
	雛型の無い資料についても雛型の作成
	申請に必要な様式を事業所へファイル配布
	自治体担当者の回答や県ごとの情報等の差異の廃止

※事業者アンケート問22・25を元に集計 n=87

※未回答の事業者は対象外

オンライン化に求める機能

手続に関する 情報共有	進捗状況等のスマートフォン等での確認機能
紙媒体の処理の 負荷軽減	Web会議またはオンライン通話での相談機能
業務負荷 の軽減	添付資料等・申請内容の不備確認機能
過去記録の参照	過去提出資料の閲覧
	過去の申請履歴、事例集の確認
問合せに関する 機能	ヘルプデスク機能
	コメント・チャット機能・問い合わせの自動応答化
システムの 利便性	分かりやすいユーザーインターフェース
	申請書類のクラウド保存(自治体・事業所間の同一保存)
	全国共通の入力画面
	手続ごとのオンライン申請マニュアル作成

※事業者アンケート問23・25を元に集計 n=87

115 ※未回答の事業者は対象外

オンライン化への懸念（自治体）

自治体によるオンライン化への懸念事項は、作業時間・手間の増加への懸念が多く、安全性の確保・環境整備に優先している。また、システム整備に向けた予算確保を懸念する声が出ているため、業務面の懸念への対応のほか、オンライン化実現に向けた具体的な道筋を示していくことが必要。

オンライン化への懸念事項

分類	内容	選定率 (%)
手間の増加	作業時間・手間の増加（例：1画面での確認による作業時間・手間の増加）	77.6
	データファイルだと部分的な差替えができないため、差替え発生時に改めて提出されたファイルについて、差替え対象外の箇所も含めて一から内容を確認する必要が出てくる	56.7
安全性の確保	審査精度の低下による事故誘発	47.8
	セキュリティやプライバシー保護	43.3
	申請者との窓口での対話や質問への対応機会の減少	49.3
環境の整備	システムに習熟した人材の確保・育成	46.3
	設備環境の準備等（例：インターネット接続端末の配備）	35.8
	申請者側のパソコン環境やスキャナ等物的環境が整わない	38.8

選択肢以外の意見

<負荷の増加>

- 図面等の**印刷が手間**
- 図面、フロー図等は**紙媒体でなければ確認しづらい**。大きなモニター・複数のモニターが必要
- **資料の不備指摘・修正**をメール等オンライン上でやり取りすることで**現状以上に手間がかかる**ことが懸念
- **印刷コスト**
- 施設台帳の保存及び運用方法
- 紙媒体とオンラインの選択方式が増えることによる**事務の複雑化**

<安全性の担保>

- データの外部持ち出しのリスク
- 処理の失念
- PDF提出では**内容に不備がある書類が提出できてしまう**
- 差し替え行為の頻度増加による**資料の誤送付リスク**

<環境の整備>

- 容量の大きなデータへの対応
- **手数料支払いの方法**
- 事前に**利用者登録**が必要
- 保存時の**サーバーへの負荷**

<その他>

- **システムの予算確保**（電子システムの不具合対応、バージョンアップ、本体・印刷機・スキャナ等ハードの購入・メンテナンス）

オンライン化への懸念（事業者）

事業者によるオンライン化の懸念事項は自治体とのコミュニケーション機会の減少による手続の手間の増加が多い。また、書類のオンライン化による手間の増加を懸念する声もあるため、添付資料の量やサイズに応じた対応の検討が必要。

オンライン化への懸念

分類	内容	選定率(%)
手間の増加	オンライン入力により申請が難しくなることが懸念	42.5
	窓口での対話がなくなることで、逆に時間がかかることが懸念	50.6
	窓口での対話による臨機応変な対応がなくなるのが懸念	66.7
安全性の担保	窓口での対話がなくなり、審査の正確性を維持できるかが懸念	31.0

選択肢以外の意見

<負荷の増加>

- 担当者とのコミュニケーション不足
- 提出資料のデータ化・PDFスキャンの手間（特に過去の図面、書類等）
- 書類不備の際の対応
- 申請が煩雑にならないか
- システムに問題が発生した場合の迅速な対応

<安全性の担保>

- セキュリティ
- 申請誤りによって虚偽の報告となる懸念
- 事故届の対応（対話が必要）

<その他>

- 添付資料の解像度（事業所側のハード設備で対応できるか）
- ファイル容量への対応
- 他社の情報等が聞けなくなる
- 窓口での申請も対応可能としてほしい

自治体の業務負荷意識

補足資料	該当頁		対応する章
事業者種別ごとの業務の負荷状況	P.98-107	▶	3.1 自治体の手続受付状況
自治体オンライン申請システム 利用可能機能	P.108-110	▶	3.2 受付業務のオンライン化状況
オンライン化への期待・懸念	P.111-117	▶	3.5 オンライン化に対する意見
自治体の業務負荷意識	P.118-125	▶	3.7 手続の分類

自治体の業務負荷意識 - 第二種製造者 -

窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に、製造の届出、製造施設等の変更の届出の手続が上位となった。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
第二種製造者の届出	72	72.7	19.4	59.7	86.1	2.8	1.4	2.8	50.0	1.4	5.6	2.8
第二種製造者の製造施設等の変更の届出	56	56.6	21.4	60.7	73.2	1.8	0.0	1.8	41.1	0.0	1.8	5.4
事故届	42	42.4	0.0	38.1	19.0	4.8	31.0	26.2	40.5	0.0	4.8	38.1
第二種製造者の製造廃止の届出	2	2.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
保安係員の選任の届出	3	3.0	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保安係員の解任の届出*	1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他：台帳管理	1	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他：台帳作成事務	1	1.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

回答数が上位の手続

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 第二種製造者の届出：申請書類に不備・誤りが発生しやすく、書類を修正させる必要があるため。
- 第二種製造者の製造施設等の変更の届出：在宅医療用酸素の届出は一定数あり、内容に比して処理に手間を感じている。変更内容によるが、大規模な変更の場合は、第1種製造者と同じく審査に多くの時間と労力を要するため。
- 事故届：申請者と連絡を頻繁に取り合う必要があるため。

自治体の業務負荷意識 - 第一種貯蔵所 -

第一種貯蔵所に関する手続では、第一種・第二種事業者と同様、窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に貯蔵所の設置の許可、変更の許可の手続が上位となった。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
第一種貯蔵所の設置の許可	87	87.9	0.0	56.3	93.1	3.4	1.1	1.1	40.2	4.6	4.6	2.3
第一種貯蔵所の承継の届出	1	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
第一種貯蔵所の変更の許可	62	62.6	4.8	61.3	85.5	1.6	0.0	1.6	48.4	3.2	1.6	1.6
第一種貯蔵所の軽微な変更の届出	8	8.1	12.5	50.0	37.5	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	0.0	37.5
事故届	26	26.3	0.0	34.6	23.1	11.5	26.9	30.8	34.6	0.0	3.8	30.8
第一種貯蔵所の貯蔵廃止の届出	1	1.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
第一種貯蔵所の設置の設置工事に関する完成検査	18	18.2	0.0	16.7	88.9	5.6	5.6	0.0	33.3	5.6	11.1	27.8
第一種貯蔵所の施設の変更工事に関する完成検査	1	1.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 第一種貯蔵所の設置の許可：申請書類に不備・誤りが発生しやすく、書類を修正させる必要があるため。
- 第一種貯蔵所の軽微な変更の届出：軽微な変更の工事に該当するかについてその都度判断を要するため。
- 事故届：事故処理と報告書類の作成があるため。

自治体の業務負荷意識 - 第二種貯蔵所 -

窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に貯蔵所設置届出及び変更の届出の手続が上位となった。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
第二種貯蔵所の設置の届出	70	70.7	8.6	58.6	80.0	2.9	2.9	1.4	48.6	1.4	4.3	2.9
第二種貯蔵所の変更の届出	48	48.5	10.4	52.1	72.9	2.1	0.0	0.0	54.2	0.0	0.0	0.0
事故届	30	30.3	0.0	33.3	20.0	10.0	20.0	33.3	36.7	0.0	6.7	23.3
第二種貯蔵所の貯蔵廃止の届出	3	3.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
その他：台帳作成事務	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 第二種貯蔵所の設置の届出：申請書類に不備・誤りが発生しやすく、書類を修正させる必要があるため。
- 事故届：現場調査及び各機関への報告があるため。

自治体の業務負荷意識 - 販売業者 -

製造者及び貯蔵所と同様、窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に販売事業の届出、変更の届出の手続が上位となった。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
高圧ガスの販売事業の届出	67	67.7	46.3	44.8	34.3	7.5	3.0	10.4	49.3	1.5	3.0	4.5
販売する高圧ガスの種類の変更の届出	13	13.1	7.7	38.5	38.5	0.0	0.0	0.0	38.5	0.0	0.0	0.0
事故届	23	23.2	0.0	47.8	17.4	17.4	30.4	34.8	39.1	0.0	0.0	17.4
販売業者の販売事業廃止の届出	7	7.1	28.6	42.9	28.6	0.0	0.0	28.6	42.9	14.3	14.3	14.3
販売主任者の選任の届出	6	6.1	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
販売主任者の解任の届出	1	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他：台帳管理	1	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他：販売事業者の承継届 (法20条の4の2)	1	1.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- ・ 高圧ガスの販売事業の届出：事業所ごとの届出であるため、各店舗で一斉に販売を開始する場合、届出処理件数が多くなるため。
- ・ 事故届：件数はそれほど多くないが、事故内容の調査や関係者の聞き取りなどに時間を要するため。

自治体の業務負荷意識 - 高圧ガスを輸入した者 -

高圧ガスを輸入した者に関する手続は選定率は約1割程度であり、他事業者の手続と比較して低い結果となった。検査申請については手続業務ではなく、現場への移動といった検査自体の手間について回答があった。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
事故届	5	5.1	0.0	20.0	20.0	0.0	60.0	60.0	40.0	0.0	20.0	40.0
指定輸入検査機関が実施した輸入検査に合格した旨の届出	5	5.1	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0
その他：指定輸入検査機関輸入検査結果報告書	1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
その他：輸入検査申請・輸入検査	10	10.1	70.0	30.0	50.0	0.0	10.0	0.0	30.0	30.0	10.0	70.0

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 事故届：現場に出向して状況を確認し、国への事故報告の様式の内容について事業所と調整する必要があり、多くの時間と労力を要するため。
- 輸入検査申請・輸入検査：検査のため往復約3時間かけて高圧ガスが輸入された港まで行く必要があるため。

自治体の業務負荷意識 - 特定高圧ガス消費者 -

製造者及び貯蔵所と同様、窓口での対話や添付書類の膨大さを理由に消費の届出、変更の届出の手続が多く上位に挙げられた。また、事故届も同様の理由から上位に挙げられた。また、事故届も上位となったが、理由については他機関との調整・情報連携の手間が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
特定高圧ガスの消費の届出	58	58.6	1.7	74.1	72.4	3.4	1.7	3.4	48.3	0.0	3.4	5.2
特定高圧ガス消費者の消費施設等の変更の届出	30	30.3	6.7	70.0	80.0	3.3	0.0	0.0	53.3	0.0	3.3	0.0
事故届	25	25.3	0.0	40.0	28.0	12.0	20.0	40.0	28.0	0.0	8.0	20.0
特定高圧ガス消費者の消費廃止の届出	2	2.0	0.0	100.0	100.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
その他：台帳管理	1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
その他：台帳作成事務	1	1.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- ・ 特定高圧ガスの消費の届出：該当者が失念していることが多いため。
- ・ 事故届：事故処理と報告書類の作成があるため。

自治体の業務負荷意識 - 容器製造者 -

容器製造者に関する手続は、「手間が大きい」手続として選定された手続は最も高いものでも約1割程度であり、他事業者と比較して低くなった。選択理由は、処理件数の多さ及び膨大な添付資料が挙げられた。

手続名 (代表的なものを弊社で選定)	回答件数		選択理由 (選択率(%)表記)									
	合計 (件)	割合 (%)	処理件数 の多さ	窓口対話 の手間	添付書類 の膨大さ	通知文書 の負荷	他機関の 調整負荷	他機関へ 情報連携	申請書の 不備対応	公印関連 負荷	起案決裁 の負荷	その他
容器検査	11	11.1	45.5	27.3	63.6	0.0	0.0	0.0	36.4	9.1	9.1	18.2
容器に充てんする高圧ガスの種類及び圧力の変更申請	7	7.1	14.3	28.6	28.6	28.6	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	14.3
事故届	9	9.1	0.0	22.2	22.2	0.0	33.3	44.4	66.7	0.0	11.1	22.2
その他：容器検査所の登録・更新	5	5.1	40.0	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0	80.0	60.0	40.0	0.0

回答数が上位の手続

<その他理由 (テキスト回答) 一例>

- 容器検査：1回あたりの検査容器数が多く、時間を要するため。
- 事故届：立入検査や対策に時間がかかる。